

○坪内委員長

おはようございます。ただいまから環境厚生委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、環境生活部、健康福祉部及び病院局の順で所管事項の審査及び調査を行います。なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、御承知おきください。

これより環境生活部所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、環境生活部長の挨拶を受けます。

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

坪内委員長、岸副委員長をはじめ、環境厚生委員会の皆様には、環境生活部所管諸施策の推進につきまして平素から格別の御指導、御協力を賜り、感謝申し上げます。

はじめに、私から御報告と御案内をさせていただきます。

まず、島根県功労者表彰についてでございます。2月4日に東京2025デフリンピックにおいて活躍された足立祥史選手並びに須山勇希選手の表彰をお二人が勤務する松江ろう学校において、在校生や先生方からの祝福を受けつつ執り行ったところでございます。日本を代表するデフアスリートとして、国内外の大会での活躍や、県民の皆様にも多くの感動、とりわけ子どもたちに大きな夢と希望を与えていただいておりますことを改めて感謝し、今後のさらなる御活躍を祈念したところでございます。

次に、成年女子ソフトボールチーム、シトリンしまねがこの1月より、島根県に監督、選手が移住しまして、雲南市、出雲市を拠点に活動を開始されました。今月7日土曜日、8日日曜日には出雲ドームにてチームが加盟します日本女子ソフトボールリーグのオープン戦、島根かみありオープンが開催され、リーグ加盟の全12チーム中8チームが全国から出雲の地に集まります。トップレベル選手の全力プレーを間近でぜひ感じていただきたいと思っております。観覧のほうは無料となっておりますので、周りの方々にもお声がけいただけますと喜びます。

次に、しまねレッドデータブックの改訂についてでございます。レッドデータブックは、島根県内の絶滅危惧種等をまとめた貴重な資料でございますが、このたび12年ぶりの大幅な改訂を行いまして、紙の冊子からデジタルブック形式へと移行したところでございます。4月1日からはスマートフォンやパソコンでも閲覧可能となります。ふだん気づきにくい身近な自然や生態系への関心を持っていただき、その保全や活用に応じたお役立ていただければと思っております。

本日お手元には4種類のチラシのほうをお配りさせていただいたところでございます。まず、「もうかる脱炭素、県内事業者の取組事例」についてでございますが、昨年度発行いたしました事業者向けガイドブックの続編として、県内の企業が実際に成果を上げている具体的な脱炭素の取組をまとめた事例集を作成したところでございます。業種や規模を問わず幅広い事業者の皆様にも御利用いただける内容となっております。今後、この冊子を活用し、事業者が経営力や市場競争力を高めつつ、脱炭素が進むよう、商工部局等とも連携して取り組んでまいります。

県立美術館では、明日6日金曜日から6月8日月曜日まで、「島根から世界へー生誕150年 石橋和訓展」を開催いたします。現在の出雲市佐田町出身の画家の方でございます。

して、明治30年代にイギリスに渡り、ヨーロッパの洗練された油彩技法を身につけた石橋画伯は、肖像画家として高い評価を受け画壇で活躍されました。表紙のほうにもあります「美人読詩」が県立美術館がオープンした頃に随分人気を博しておりまして、あの絵が見たいという声にお応えして、何度も公開をしているものでございます。今回は一連の石橋画伯の業績をたたえる形で展示をさせていただいているところでございます。

三瓶自然館サヒメルでは、先ほど御報告いたしましたレッドデータブックの改訂に併せまして、春の企画展「救え！消えゆく生きものたち2026」を3月14日土曜日から5月24日日曜日まで開催いたします。最新のデータ、レッドデータブックに掲載されました絶滅危惧種等の情報に触れ、現代を生きる私たちに、今できることは何かなどについて考え行動するきっかけにさせていただければと思っているところでございます。委員の皆様には、ぜひ両館にも御来館いただき、御鑑賞やロコミのほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、令和8年度予算案、令和7年度補正予算案、2件の審議をお願いさせていただくほか、3件の報告をさせていただきます。報告のうち、環境総合計画の一部改定につきましては、昨日4日になりますが、島根県環境審議会の答申をいただいたところでございます。本日は、前回の報告以降に実施いたしましたパブリックコメントの結果や、環境審議会におきましていただきました意見を受けて修正した点等を中心に、最終案の状況を報告させていただきます。

それでは、御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された環境生活部に係る議案は、予算案3件です。

それでは、予算案の審査を行います。

はじめに、令和8年度当初予算について審査を行います。令和7年度補正予算に係る第1号議案については関連するため、併せて説明を受けたいと思います。なお、第1号議案の採決については、後ほど、補正予算の採決に併せて行います。

それでは、令和8年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分及び令和7年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

それでは、環境生活部の資料1ページを御覧ください。

第1号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第11号）及び第3号議案、令和8年度当初予算のうち環境生活部関係分について説明いたします。

はじめに、第1号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第11号）について。1ページの表は初日提案分の課別の予算額一覧でございます。国の経済対策に係る補正予算を活用する事業に必要な予算を計上しております。表の補正額Bの列の一番下、合計欄に記載のとおり、総額で7億1,500万円余の増額補正をお願いするものです。補正後の

合計額はその右、85億1,000万円余となります。

続いて、2ページを御覧ください。課別事業別の一覧となります。初日提案分は、島根かみあり国スポ・全スポ準備室、自然環境課、廃棄物対策課で増額補正をお願いするものです。

まず、島根かみあり国スポ・全スポ準備室は3億4,100万円余の増額です。内容は国民スポーツ大会競技施設整備事業費で、備考に記載の県立施設のナイター照明LED化工事を実施するための事業費となります。

続いて、自然環境課は課全体で8,700万円余の増額です。内訳は三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費が7,700万円余の増で、三瓶自然館の照明LED化工事を実施するための事業費となります。その下、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費は1,000万円の増で、県管理の自然公園施設、油井ノ池園地の整備を進めるための事業費となります。

次に、廃棄物対策課は2億8,600万円余の増額で、内容は事業者による海岸漂着物の回収・処理を実施するための事業費となります。

続いて、3ページ、繰越明許費の補正です。今回は、先ほど説明した3つの課、室の補正について全額の繰越しをお願いするものです。追加分3件、変更分1件となります。

まず、上の表、追加分について、3件いずれも国の補助決定の遅延によるもので、島根かみあり国スポ・全スポ準備室の国民スポーツ大会競技施設整備事業費では、補正予算額3億4,100万円余、自然環境課の三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費では、補正予算額7,700万円余、廃棄物対策課の海岸漂着ごみ等の回収・処理対策事業費では、補正予算額2億8,600万円余、いずれも全額を繰り越すものです。

続いて、下の表、変更分について、自然環境課の隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費では、11月議会において議決いただきました限度額の変更となります。これも追加分と同様に、国の補助決定の遅延によるもので、補正予算額1,000万円を全額繰り越すことに伴う限度額の変更でございます。

第1号議案については以上です。

続いて、4ページを御覧ください。第3号議案、令和8年度島根県一般会計予算のうち環境生活部関係分について説明いたします。

はじめに、部全体の概要について、環境生活部の令和8年度当初予算は、課別予算額の表の下方、合計欄のとおり、部全体で112億2,700万円余となっております。令和7年度当初予算と比較しますと、部全体で39億9,300万円余の増額となっており、その内訳は、一般給与費が、給与改定の影響などにより1億3,900万円余の増額、給与費を除く事業費が38億5,400万円余の増額となっております。増額の主な要因としましては、文化国際課の島根県民会館のリニューアル工事の関連で、30億2,000万円余の増額、国民スポーツ大会に係る競技施設整備の関連で5億4,000万円余の増額となっております。また、人件費や物価の上昇を指定管理料などに適切に反映するための加算について、部全体で3億1,700万円余を計上しており、昨年度と比較して、部全体で9,700万円余の増額となっております。このほか増減があった主な項目としましては、文化国際課で、多文化共生推進拠点の整備の完了により1億7,300万円余の減、芸術文化センターの映像・音響関係設備改修で1億6,500万円余の増などがござ

います。

続いて、5ページからは、課ごとに、課別事業別一覧と主要事業の概要をまとめており、それに加えて、文化国際課、島根かみあり国スポ・全スポ準備室、スポーツ振興課は、補足説明資料をつけております。なお、主要事業の概要の資料の見方ですが、金額は令和8年度当初予算額を記載しており、先ほど説明しました2月補正予算初日提案分がある場合は、その予算額を含んだ金額としております。その下に、内数で補正予算額を記載しております。また、予算額の右側の括弧内は、一般財源の金額を記載しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、各課の予算について順次説明いたします。

まず、5ページ、環境生活総務課でございます。当課の令和8年度当初予算の総額は3億5,200万円余で、令和7年度当初予算と比較して、680万円余の減額となっております。主な増減は、1番、一般職給与費では、一般職員の人数減により510万円余の減。11番、相談・苦情処理事務費では、相談員の人件費等増額により380万円余の増となっております。

主要事業の詳細については、それぞれの担当室長から説明をさせていただきます。

○坪内委員長

安達NPO活動推進室長。

○安達NPO活動推進室長

引き続き、NPO活動推進室でございます。この一覧の4と5の事業について、別紙により御説明いたします。資料の6ページをお願いいたします。

1、活動団体の自立促進と活性化事業費でございます。予算額は3,500万円余でございます。この事業は、NPOの活動を活発化し、よりよい地域づくりが展開できるよう、団体の自立促進、活性化を図ることを目的に実施するものでございます。①の県民活動拠点整備事業は、全県の中間支援機能を有しますしまね県民活動支援センターをふるさと島根定住財団におきまして、総合的な支援を行っております。その総合的な支援の内容については②にお示しをしております。人材育成支援として各種研修や専門相談等の実施、組織基盤、財政基盤強化の支援として資金調達やガバナンス等に関するセミナーを行うこととしております。また、自立促進支援として、ネットワーク形成のためのNPOの交流会を、情報発信支援、普及啓発としまして、専用サイト、情報誌、SNSを活用し、団体の活動状況や補助金情報など、活動支援につながる情報の発信を行うこととしております。③は金融機関と協調しまして低金利で融資を行うことにより活動支援を行うこととしております。

次に2、しまね社会貢献推進事業費です。予算額は3,100万円余でございます。この事業は、県民や企業などからの寄附金で造成する基金を活用しまして、NPOの活動を支援する事業で、社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図ることを目的に実施するものでございます。事業名の頭に付しております丸数字と下の事業イメージ図のポンチ絵に記載の番号、赤枠で囲ってありますけれども、これを関連づけて記載しております。①のしまね社会貢献基金造成事業は、頂いた寄附金を基金に造成、積立てをするための予算でございます。②はこの基金を財源に活動支援する事業費で(1)から(3)の事業を行う団体に対して支援を行うこととしております。

NPO活動推進室からは以上でございます。

○坪内委員長

実原消費とくらしの安全室長。

○実原消費とくらしの安全室長

7ページをお願いいたします。3番、消費者団体等活動支援事業費について、予算額は500万円余でございます。消費者被害を防ぐため、地域や職域において消費者教育や啓発を担っていただく消費者リーダーの育成講座を実施するほか、適格消費者団体の認定を目指して活動する団体を支援いたします。また、高齢者や障がい者など、消費生活上特に配慮を要する消費者の被害を防ぐため、市町村が設置する地域見守りネットワークの活性化のための研修等を実施します。

次に、4番の犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業費について、予算額は300万円余でございます。犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等支援の推進のため、警察等関係機関と連携し、広く県民の皆様の関心を高め、理解を深めていただくための啓発等に取り組むほか、市町村担当者会議や研修などを通じ、犯罪被害者等支援体制の充実を図ってまいります。また、犯罪被害者等の経済的負担軽減のため、見舞金給付を実施いたします。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

石田人権同和対策課長。

○石田人権同和対策課長

人権同和対策課の令和8年度当初予算について説明いたします。資料の8ページをお願いいたします。

総額は2億1,500万円余、対前年度比7,400万円余の減額となっております。主な増減について申し上げますと、まず、6番の隣保館の整備や運営、広域隣保活動等を行う市町村に、国が2分の1、県が4分の1の負担割合により補助金を交付します隣保館運営等事業費におきまして、大田市への隣保館移転改築に係る国及び県補助金が終了したこと、また、県内の新規の隣保館整備事業がなかったことによりまして、7,700万円余の減額となっております。次に、4番の人権研修事業費、こちらは県民、企業、団体などを対象に実施する人権研修等に要する経費として3,900万円余を計上しておりますが、令和8年度は啓発指導講師等に係る人件費単価の増に伴い、200万円余を増額しております。そのほかの主な事業としまして、5番の人権施策調整事務費におきまして、5年ごとに実施しております人権問題に関する県民意識調査に関する経費として200万円余を増額しております。

人権同和対策課については以上でございます。

○坪内委員長

松尾文化国際課長。

○松尾文化国際課長

文化国際課でございます。9ページを御覧ください。当初予算額は52億7,600万円余を計上しており、令和7年度当初予算と比べて31億2,200万円余の増となっております。主な増減につきまして、先ほど徳永課長からも説明いたしました、14番の

島根県民会館整備費が前年比30億円余の増加と最も多く、13番の芸術文化センター整備事業費が前年比1億7,000万円余の増となっております。5番の多文化共生推進事業費が施設の整備が終了したことから、対前年比で1億2,200万円余の減となっております。債務負担行為につきましては、しまね国際研修館の除却費を令和8年度から令和9年度までの設定をお願いするものでございます。

続いて、10ページを御覧ください。主要事業の概要でございます。1の多文化共生推進事業費につきまして、外国人住民が安心して暮らすことができる生活環境づくり、外国人住民と日本人住民が共に支え合う地域づくりを推進するための予算として、1億400万円余を計上しております。(1)公益財団法人しまね国際センターへの委託事業では、多言語によるワンストップ型相談窓口の設置や、日本語学習の環境整備等を実施いたします。(2)県直営事業では、多文化共生意識の醸成や国際交流員の配置等を行います。しまね国際センターの移転につきましては、この後詳しく説明いたします。

2の海外県人会ネットワーク事業費につきまして、ブラジルの在伯島根県人会が創立70周年を迎えることから、現地への訪問団及び伝統芸能団の派遣費用として1,700万円余を計上しております。

ページが飛びますが、13ページのほうを御覧ください。しまね国際センターの移転について説明いたします。1の移転先は松江市幸町の県営幸町団地内の旧デイサービス棟跡でございます。県立美術館から道路を挟んだ反対側に位置します。2の移転スケジュールでございますが、4月15日水曜日から新施設での業務を開始し、4月26日日曜日に新施設の開所式を行う予定にしております。3のしまね国際センターで行う主な業務でございますが、(1)多言語による相談業務は、現在最大24言語に対応して相談に当たっております。今は平日だけの対応でございますが、移転後は、平日に加え、毎月第4日曜日にも開所して相談に当たる予定でございます。また、新しい施設では、プライバシーに十分配慮した専用の相談室を設置いたします。(2)の日本語学習の環境整備では、学習プログラムをより幅広いレベルに合わせてリニューアルいたします。(3)多文化共生意識の醸成では、国際交流員による外国の文化、慣習等を紹介する講座を開催いたします。

14ページには、移転施設の平面図、そして、しまね国際センターの組織図を掲載しております。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

長尾文化振興室長。

○長尾文化振興室長

続きまして、文化振興室の主な事業を御説明いたします。資料は戻っていただいて11ページをお願いいたします。

3、文化芸術振興支援事業では、2,500万円余を計上し、文化芸術活動への県民参加機会の提供や、将来の担い手育成に向けた取組を進めてまいります。

4、北斎コレクション活用事業では、2,500万円を計上しております。令和8年度は、県立美術館では北斎展示室での常設展示、石見美術館では、9月から11月まで企画展を行うこととしております。両館への来館者の増加に向け、県内外への魅力発信ですとか広告掲載、ツアー造成に向けたPR活動などを行ってまいります。

12ページをお願いいたします。5、芸術文化センター整備事業では、施設の魅力向上、機能アップを図るため計画的に修繕・更新を実施しておるところでございます。令和8年度は1億8,000万円余を計上し、情報通信基盤システムのリース契約、今後予定しております小ホールなどの照明関係設備の更新の設計、令和7年度から継続して進めておりますホールの機能アップのための映像・音響関係設備の整備等を行ってまいります。なお、小ホールなどの照明関係設備更新の際にはホール利用の休止期間が生じることが想定されますが、詳細が決定しましたら改めて御説明いたします。6、島根県民会館整備事業につきましては、令和8年度は、30億2,500万円余を計上し、大・中ホールのリニューアル、館内空調や照明器具、会議室などの音響の更新、トイレのバリアフリー化などを行ってまいります。また、会館外における文化事業に取り組み、県内の文化振興を図ってまいります。最後に、休館予定期間でございますが、既に御報告しております期間から変更はございません。

文化国際課からは以上です。

○坪内委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

島根かみあり国スポ・全スポ準備室です。15ページを御覧ください。

令和8年度予算の説明の前に、島根かみあり国スポ・全スポに要する経費について御説明させていただきます。1の表を御覧ください。国スポ・全スポに要する経費につきましては、表の①から③の項目、施設整備費、開催準備経費・運営費、競技力向上対策でこれまでの見込みでは表のAの欄のとおり合計266億円程度と御説明させていただいておりましたが、今年度、本県における国スポに向けた①の施設整備費を試算したことに伴いまして、②、③経費につきましても現段階での見込みを改めて試算いたしましたところ、これまでの見込みである総額266億円程度から令和7年度時点で53億円程度の増となる319億円程度と試算いたしました。2、各項目の内容のうち①施設整備費についてです。1の表でこれまでの見込みとしてお示ししていた140億円という額は、改修を中心として国体を実施された先催県の実績額を参考としたものですが、昨年度本県で行われました中央競技団体の正規視察における指摘事項等も踏まえまして、このたび2の表に記載のとおり、各施設の概算事業費を算出いたしました。このうち表の一番下の上記以外の施設につきましては、ウェイトリフティング競技を行う出雲農林高校体育館などの学校施設、また、国スポの競技力向上に向けた練習拠点施設などがございます。この概算事業費につきましては、詳細設計をこれから行う施設があることや、近年の資材単価の上昇等から、あくまで現時点での見込みとなりますが、合計164億円程度と試算いたしました。なお、中央競技団体からの指摘等で大規模に改修が必要となった施設はございませんでした。

次の16ページをお願いいたします。②の開催準備経費・運営費につきましては、近年の開催4県から聞き取りした額の平均を取りまして、110億円程度としております。最後に③の競技力向上対策につきましては、これまでの36億円にトップアスリート支援事業や、成年チームに対する強化費の拡充などを加え、45億円程度と試算いたしました。なお、いずれの経費につきましても現時点での試算であり、今後の物価高騰、人件費上昇等の見込額は含まれておりません。

3、県の財政負担の見込みと今後の対応でございます。①施設整備費につきましては、既に財政見通しに反映しております約140億円に加え、残り約24億円を次年度の財政見通しに反映いたします。また、多額の県負担が生じる見込みでありますことから、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用等による企業会計利益剰余金の一部を活用し、一般財源の縮減を図ってまいります。②開催準備経費・運営費につきましては、これまで90億円を目安に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金の積立てを行ってきておりますが、増額となります20億円程度につきましては、次年度以降、基金の積み増しを検討してまいります。最後に③競技力向上対策につきましては、毎年度、一般財源を確保しながら計画的に事業を進めてまいります。

続きまして、資料の17ページを御覧ください。令和8年度の島根かみあり国スポ・全スポ準備室の予算について御説明いたします。

令和8年度当初予算といたしまして、11億7,100万円余を計上しております。今年度と比べまして6億6,300万円余の増額となっており、主な要因といたしましては、開催準備を進めるに当たり、2、国民スポーツ大会開催準備事業費の増と、施設整備が本格化することによる、3、国民スポーツ大会競技施設整備事業費の増によるものなどです。また、債務負担行為について、国民スポーツ大会競技施設整備事業費のうち県立水泳プールの空調設備の改修等において、令和8年度から令和9年度に9,700万円余を、同じく県立水泳プールと県立サッカー場におけるそれぞれ記載の整備において、令和9年度に8億6,800万円余をお願いするものです。

それぞれの主要事業につきましては、次の18ページから19ページに記載しておりますが、20ページからの補足資料について、現在の準備状況とともに御説明させていただきますので、20ページを御覧いただけますでしょうか。

1、大会までのスケジュールです。令和7年度は、昨年2月議会で議員の皆様にご覧いただきました決議書とともに、開催申請書を文部科学省・日本スポーツ協会に提出し、真ん中の写真にございますとおり、7月16日に島根県が開催内定となりました。また、上の表の、開催3年前、令和9年度には開催決定となる見込みですので開催に向けまして県民への機運醸成などに取り組んでまいります。

次に、2、会場地等の選定状況です。主な実施競技は選定済みですが、国スポではデモンストレーションスポーツについて、3月12日に開催いたします県準備委員会において会場地市町村の第二次選定を行う予定としております。また、全スポのオープン競技につきましては、令和8年度から公募により選定を行う予定としております。

次の21ページをお願いいたします。3、令和8年度の主な取組概要です。(1)国民スポーツ大会開催準備事業では、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金を充当し、1億2,000万円余を計上しております。①県準備委員会の運営等では、大会の会期日程案を令和8年中に日本スポーツ協会へ提出する予定です。本県の交通、宿泊事情等を踏まえ、会期で定められております国スポ11日間を三、四週間程度に延長する方向で日本スポーツ協会と協議をしており、現在、各市町村、各競技団体と日程の調整をしております。なお、会期の決定は、宮内庁との協議を経て令和9年夏頃になる見込みです。②では競技団体が行う審判員等の養成など、競技団体が行う取組への支援を行うほか、大会時に必要となる競技用具の調査等を行います。④国スポ、全スポにおける県民向け広

報・機運醸成につきましては、3つ目のポツ、昨年決定した大会イメージソングとイメージソングを基に製作するダンスの普及に取り組むほか、最後のポツでは、大会の盛り上げにつながるよう、県民参加の取組などを推進してまいります。

(2) 国民スポーツ大会競技施設整備事業では、当初予算額7億5,900万円余に補正予算3億4,100万円余を加えた11億100万円余を計上しております。①県立水泳プールにつきましては、国スポに向け、外壁、床面、プール水槽等の改修を行います。令和8年度は既存施設の撤去等を行うために8,800万円余を計上し、令和9年度に本格的な工事を行いますことから、令和9年度に6億8,800万円余の債務負担行為をお願いするものです。令和8年度から9年度の9,700万円余の債務負担行為につきましては、先ほど御説明させていただきましたプールの空調設備の改修等に関する整備でございます。②県立サッカー場につきましては、電光掲示板の更新やナイター照明のLED化、天然芝の改修を行います。整備は2か年にわたりますことから、令和9年度に1億7,900万円余の債務負担をお願いするものです。③横田高校ホッケー場につきましては、人工芝の張り替えやフェンス改修等の設計と照明のLED化を行う予定としております。

22ページをお願いいたします。④島根県スポーツ協会が行う競技施設整備の支援では、自転車競技場につきましては2億5,100万円余を計上し、競技場のトラック、管理棟の設計に対し支援を行うほか、建設予定地である平成スポーツ公園野球場の既存設備の撤去等を県が実施いたします。島根県ライフル射撃場におきましては、600万円余を計上し、耐震補強などを踏まえた改修設計に対する支援を行います。⑤市町村競技施設整備費補助金につきましては、令和8年度に16市町26施設の補助金申請が見込まれることから、1億2,600万円余を計上しております。この補助金の補助対象事業につきましては、ここに記載の1から4の項目に該当するものでございます。

令和8年度に申請が見込まれる事業につきましては、その概要を次の23ページに別紙として載せております。後ほど御確認いただければと思います。なお、1点、御留意いただきたい点といたしまして、この表の一番右の欄の県補助額につきましては、一般競技施設か特殊競技施設か、また、それぞれの施設に活用される特定財源等控除額が異なることにより、一律の割合で算出した額とはなっておりませんので、申し添えさせていただきます。

続いて、24ページを御覧ください。(3) 全国障害者スポーツ大会開催準備事業では、1,700万円余を計上しております。①では、全スポ出場に必要な障がい区分等の適合判断を行う審査員を養成するほか、②では、会場地施設のバリアフリー状況調査をいたします。③の手話・要約筆記を行う情報支援ボランティアの養成につきましては、令和8年度からリーダー養成研修を、令和9年度からは一般ボランティア養成研修を行ってまいります。また、④の機運醸成は国スポと一緒に行ってまいります。

(4) 障がい者スポーツ振興事業では、3,500万円余を計上し、①選手強化育成ではコーディネーターを配置し、大会参加選手の発掘やチームの立ち上げ支援等を行っていくほか、②全スポ競技種目普及では大会参加選手の掘り起こし等を行う体験会等を拡充するほか、SNS等を活用し、選手参加等を促進してまいります。なお(4)障がい者スポーツ振興事業の全スポ選手強化育成事業につきましては、令和8年度からの機構改革により、スポーツ振興課に設置予定の全スポ・パラススポーツ振興室に移管いたします。

島根かみあり国スポ・全スポ準備室からは以上です。

○坪内委員長

松本スポーツ振興課長。

○松本スポーツ振興課長

では、25ページをお願いします。スポーツ振興課の予算は総額18億1,700万円余で、1億3,700万円余の増となっています。主な内容ですが、番号2、5、6については後ほど御説明します。その他主な増減です。4の国民スポーツ大会選手派遣事業費については、今年の国スポが昨年より遠方の青森で開催され、選手・役員派遣の交通費、宿泊費が増えることなどにより5,000万円余の増となっています。7の県立体育施設管理運営事業費については、指定管理費に人件費や物価上昇による増と、水泳プールのプール部分が国スポに向けた改修工事のため9月から休場することによる水道代や、監視員アルバイト代の減を反映したことなどにより、トータルで1,600万円余の増となっています。8の障がい者利用施設運営事業費については、指定管理費に人件費や物価上昇による増を反映し、また、今年度計上していたはつらつ体育館アリーナの空調設備の新設などの工事が完了したことにより、トータルで4,000万円余の減となっています。

次に、債務負担行為についてです。県立水泳プールの幼児用プールに設置していた遊具が老朽化し安全性が懸念される状況になったため、今年度、撤去しております。新たな遊具の設置を国スポに向けた改修に合わせて実施するため、令和8年度から令和9年度に2,600万円余をお願いするものです。

次に、26ページをお願いします。1の生涯スポーツ推進事業費については、誰もが生涯にわたりスポーツに親しんでいただけるよう、広域スポーツセンターの運営、スポーツ・レクリエーション祭の実施、地域団体やスサノオマジックと連携した子どもたちへのスポーツの普及の取組などを実施するもので、広域スポーツセンターの人件費の上昇の反映などにより3,900万円余を計上しています。

次に、障がい者スポーツ振興事業費について2、3に分けて記載しています。2の障がい者スポーツ振興事業については、障がいのある方がスポーツに親しんでいただくことなどを目的に、障がい者スポーツ大会の県大会の実施、全国障害者スポーツ大会及び中四国ブロック予選会への選手・役員派遣、障がいのある方々へのスポーツ活動の普及などを行うもので9,200万円余を計上しています。3の全国障害者スポーツ大会選手強化育成事業については、島根かみあり全スポに向けた取組であり、先ほど準備室から御説明がありましたので省略いたします。

私からは以上です。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

続きまして、27ページをお願いいたします。国民スポーツ大会競技力向上対策事業費についてです。予算額は8億8,500万円余でございます。令和12年の島根かみあり国スポに向けた競技力向上や大会終了後の競技力の定着に向けて引き続き4つの柱で取組を進めてまいります。①組織体制の整備・充実では、競技団体が行う先催県等への視察活動やふるさと選手確保・県内就職支援のための県外大学等への訪問に係る経費を支援して

いきます。

次に、②の選手の発掘・育成・強化です。2030年に向けた選手育成として、競技人口が少ない競技につきましては、計画的に選手を育成していく必要があります。現在の小・中学生を対象とし、競技団体が行う体験会や教室の開催を支援するとともに、しまねアスリートキッズに認定した小学生を計画的に育成してまいります。また、3ポツ目になりますが、2030年に向けて、これまで育成してきた小学生が中学生になっても競技継続できるよう、中学校に部活動がない競技について競技団体によるクラブ運営を支援し、高校まで継続して競技ができる環境を整えます。

次に、4ポツ目からになりますが、高校段階では有望な少年選手が県外の高校に流出しないよう、また、有望な選手が不足する競技は、県外からの受入れを促進する必要があります。そのため、中学在学時に全国大会などで上位入賞した高校生に対して、競技活動費や寮費などを支援します。また、国スポ強化指定校や競技団体に対しては、合宿や県外遠征などの経費を支援し、県外のトップレベルと実践経験を積むことで強化を図ってまいります。

次に、6ポツ目からになりますが、トップアスリートの県内企業への就職を加速させるため、県内企業に就職したトップアスリートへの競技活動費を支援してまいります。また、優れた選手や指導者を雇用していただきました企業に対しては奨励金を支給し、選手が競技活動に取り組みやすい環境づくりを促します。

次に、③指導者の養成・資質向上では、強化指定校へ専門的な指導ができる地域指導者等の配置をするほか、強化指定校や競技団体の指導者を対象とした年間カリキュラムによる研修等を実施します。

次に、④選手・指導者を支える環境整備では、普及・強化に必要となる競技用具の整備や、練習拠点施設として横田公園ホッケー練習場などの整備を進めます。

次の、医・科学サポートにつきましては、28ページを御覧ください。国スポで優秀な成績を収めるためには、選手が安定してパフォーマンスを発揮する必要があり、競技力向上やけがの予防などを両立する医・科学サポート体制の構築が重要となります。これまで各専門スタッフが個々にチームへのサポートを行ってきましたが、選手の力を最大限発揮するには、各専門スタッフが連携しサポートを行っていく必要があります。このため県で配置していますアドミニストレーターが調整役となり、10チーム程度に対して各専門スタッフがチームを組み、図の左下にあるサポートを実施します。対象チームの選定は右下のところになりますが、次の視点で選考します。1点目が国スポで高得点が期待されるチーム、2点目が専門スタッフによる医・科学サポートの必要性が高いチーム、3点目が単独チームをベースにチーム編成をするチーム、こういった視点で選びます。現段階ではホッケーやカヌー、ラグビーなどの競技を想定しております。この新たな取組を通じて、国スポで高得点が期待されるチームが本番で活躍できるよう支援してまいります。なお、10チームの対象に選ばれなかった国スポ強化指定校などにつきましては、これまでどおりトレーナーや栄養士、薬剤師を継続して派遣し、引き続き支援をしてまいります。

私からは以上です。

○坪内委員長

角森自然環境課長。

○角森自然環境課長

自然環境課の予算について御説明いたします。資料の29ページを御覧ください。

当初予算額は9億9,800万円余で、令和7年度当初予算と比べて5,600万円余の増額となっております。大きな増減のあった事業のうち2番、3番につきましては、後ほど次ページで御説明をいたします。4番、三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費では、2月補正初日提案分の増額補正、三瓶自然館等の照明LED化工事について、令和8年度当初予算から令和7年度補正予算へ前倒しをしたため減額となっております。7番、市町村自然公園等施設整備支援事業費は、公園施設の整備に対する国の交付金を県が一旦受け入れて市町村に交付するもので、市町村の要望額を計上しており、令和8年度は7年度に比べて要望額が多かったことにより増額となっております。9番、しまねの希少野生動物等普及啓発事業費は、令和7年度にしまねレッドデータブックの改訂が終了したため減額となっております。

続きまして、主要事業について御説明をいたします。30ページを御覧ください。

1番、しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費につきましては、1億2,500万円余を計上しております。①の受入環境の整備では、大山隠岐国立公園をはじめ、県内の自然公園において安全・安心で快適に滞在できる環境を整備するため、8,900万円を計上し、環境省の交付金を活用して、旅伏山・鰐淵寺モデルコースの歩道再整備等を実施します。②の誘客促進補助金は、自然公園を活用した取組に対する補助制度で、体験プログラムの拡充や周遊促進などを支援し、自然公園への誘客を促進するものです。③は、国内外からの誘客を促進するため、自然公園の魅力の情報発信などに取り組むものです。

次に、31ページ、2番、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費につきましては、令和7年度補正予算と合わせた総額ベースで、1億8,700万円余を計上しております。①では、ユネスコ世界ジオパーク認定継続に向けた施設整備のため、当初予算と2月補正予算を合わせた7,700万円余を計上し、油井ノ池園地の木道再整備等を実施いたします。また、町が整備した拠点施設等の整備費の償還への支援、隠岐ジオパーク推進機構による魅力向上のための活動や広報等を支援してまいります。

最後に、3番、県民参加による自然保護活動事業費では、身近な地域の貴重な自然や自然公園等を守り、活用していくボランティアの活動を支援するものでございます。500万円余の予算を計上し、自然の価値・魅力を伝え、自発的に自然を守る活動ができる人材の養成等に取り組んでまいります。以上でございます。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

環境政策課分について御説明をいたします。32ページを御覧ください。

令和8年度当初予算は、11億3,400万円余となっており、令和7年度と比較しますと、4,200万円余の増額となっております。主な増減でございますが、2番のエコライフ推進事業費が、令和7年度当初に比べ3,800万円余の増額になっておりますが、主に、国の交付金などを活用したしまね脱炭素加速化事業の拡充によるものです。3番の産業廃棄物減量促進基金造成事業費につきましては、税込見込みの増加によりまして3,500万円余の増。5番の大気環境保全対策事業費については、分析機器の更新計画

に基づく年度間の変動がございますが、令和8年度は更新がないことから減となっております。12番の宍道湖・中海賢明利用水質事業費につきましては、令和7年度にラムサール条約登録20周年記念事業が実施済みとなり、減となっております。下段の債務負担行為につきましては、しまねの水環境モニタリング事業費に係る環境情報システム等の更新および運用保守として令和9年度から13年度までの5年間、限度額5,000万円余を上げております。

次に、主な事業につきましては、33ページを御覧ください。1、エコライフ推進事業費について御説明をいたします。この事業では、昨年3月に改訂した県環境総合計画に掲げる温室効果ガスの削減目標である2030年度に、2013年度比39%削減の達成に向け、事業者、県民の脱炭素を後押しするしまね脱炭素加速化事業、再生可能エネルギーの導入推進を図る再生可能エネルギー利活用総合推進事業、脱炭素・循環型社会の実現に向けた普及啓発に取り組んでまいります。

まず、1つ目のしまね脱炭素加速化事業でございますが、しまね脱炭素加速化支援事業は、環境省の地域脱炭素推進交付金を活用し、事業者に対する省エネ設備や太陽光発電設備等の導入支援を、県民に対しては、断熱性能に優れた住宅の新築経費等の支援を行うものでございます。しまね脱炭素アクション創出事業は、県民向けの体験型イベントの開催や省エネ住宅等の普及啓発などを行ってまいります。

次に、2つ目の再生可能エネルギー利活用総合推進事業は、島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例に基づく再生可能エネルギーの導入の推進に係る基本的な計画に沿って、家庭や事業所における再生可能エネルギーの設備導入を支援するものです。

事業内容として、1番、市町村や事業者等が行う再生可能エネルギー導入事業の実現可能性調査に係る費用助成、2番目、自治会等の団体や事業者が、地域活性化に関して一定の条件を満たした上で設備導入する際の費用の助成、3番目、市町村が行う住宅用太陽光発電や木質バイオマス、蓄電池などの設備導入支援に対する助成などのほか、再生可能エネルギー教室の開催など、啓発事業に取り組んでまいります。

34ページを御覧ください。3つ目の脱炭素・循環型社会の実現に向けた普及啓発では、引き続き、①番、環境に関わる人づくりとして、学校や地域等に対し、環境教育や環境保全活動への支援を、②番目、社会全体での取組の推進として、住宅の省エネルギー化をテーマとしたセミナーの開催、事業者に対する省エネに関するエコ経営診断や、再資源化製品であるしまねグリーン製品プラス利活用促進などに取り組んでまいります。

なお、次の2、宍道湖・中海水質保全事業費、3、宍道湖・中海賢明利用推進事業費につきましては、宍道湖・中海対策推進室長から御説明を申し上げます。

私からは以上です。

○坪内委員長

吾郷宍道湖・中海対策推進室長。

○吾郷宍道湖・中海対策推進室長

宍道湖・中海対策推進室の予算でございます。34ページ、2、宍道湖・中海水質保全事業費は予算額2,000万円余でございます。水草の繁茂状況やアオコの発生状況の把握、汚濁メカニズムの解明のための調査・研究事業等を行うこととしております。

次に、3、宍道湖・中海賢明利用推進事業費は、予算額1,000万円余です。ラムサ

ール条約に登録された、宍道湖・中海の賢明利用を推進するため、①小中学生を対象とした身近な川の調査や、②鳥取県との連携事業、③大型水鳥を活用した普及啓発の支援などについて引き続き取り組むこととしております。

私からは以上です。

○坪内委員長

阪口環境生活部参事。

○阪口環境生活部参事（廃棄物対策）（廃棄物対策課長）

廃棄物対策課の予算について御説明いたします。各事業の予算額は35ページの当課事業別一覧のとおりで、不法投棄対策や産廃リサイクル施設への補助などの事業を行います。令和8年度の課全体予算は、2億6,200万円余、前年度と比べて5,200万円余の増額となっております。

この中から主要な事業の増額幅の大きい2番、公共関与と、事業額が大きい7番の海岸漂着物について御説明いたします。なお、補足ですが、9番、PCB事業、10番、ダイオキシン事業、11番、環境ホルモン事業については、令和8年度から、12番、化学物質対策事業にまとめる整理を行いました。事業内容は令和7年度と同じものです。

次ページの主要事業の概要資料を御覧ください。最初は、公共関与最終処分場確保対策事業費のうち、令和8年度予算で大きく増額している公共関与最終処分場整備事業についてです。公益財団法人島根県環境管理センターでは、クリーンパークいずも第4期処分場の令和12年度竣工を目指して準備を進めており、周辺地元対策のうち、令和8年度に事業を実施するものについて、財団への補助として5,000万円余を計上しております。本事業については、財団が令和7年度から令和11年度まで、5年間かけて行う周辺対策の事業費を支援するもので、実質は令和8年度から本格的に事業を進めるものです。

次は、主要事業の2番、海岸漂着ごみ等の回収・処理対策事業です。海岸漂着ごみ対策のほとんどは、前年度の国補正予算で措置され、当初予算では、漂着物の実態調査分の800万円のみを計上しています。海岸における良好な景観及び環境等の保全が目的の国補助事業を活用し、事業額の大半を占める海岸漂着物回収・処理の実施は、先ほど、第1号議案で環境生活総務課長が説明したとおり、補正予算の2億8,600万円余を令和8年度に繰り越すことで、令和7年度と同規模の事業を実施します。

説明は以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。説明のありました当初予算と関連する補正予算について、質疑等はございませんか。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

説明ありがとうございました。環境生活部、非常に幅広い部だと思いますので、国スポを控えてるということもありますし、なかなか御苦勞も多いかと思うんですけども、いろいろお聞きする中でちょっと国スポについて1点、答弁は求めませんが、やっぱり国スポがだんだん迫ってきていると、いろいろ施設整備っていうのは結構なお金を使いますね。それ以外のところでもかなり経費も要するというので、国スポっていうのは国

民に一定浸透した行事になってきてます。一方で、やっぱり国スポをやるからには、スポーツを身近なものにっていうところを、県民の中にしっかり根づかせる。国スポがあると、ハードもソフトも両方ですけれども、いろいろお金をかけて体制をつくって、やられていくと。これが急にしゅんとしぼまないように、やっぱりその根づいた、根づきつつある機運が持続するように、そういうのは絶えず工夫して引き続き頑張っていたいただきたいと思っています。

それから、人権同和对策課から御説明がありました。この間、私もこの議会の場でいろいろ申し上げているところなんですけれども、人権課題って、たくさん今ありますよね、男女の問題、性別に係る問題もそうですし、外国人のこともそうですし、障がい者の方も含めてだと思えます。当然、部落差別というのも過去あったということをよく認識してます。先ほど予算の説明の資料の中で、県民意識調査のためのお金が入ってます。この人権あるいは同和問題に関わる調査ということで、そこに例えば部落差別に関わる意識調査ということになれば、そういう問題があるのかなというふうに、回答される方が、まずこう認識してしまうというか、そういうきっかけにもなります。同和問題について、どういふところでこの部落差別があったということを認識するかっていうと、まず学校教育だと思うんですよね。それから、行政が行う様々な調査活動だと思うんです。生活している中でそういうのに直面するっていうケースっていうのは、最近ほとんど見られなくなってきているというふうに思います。で、かねてから申し上げますけれども、人権課題が多様化して様々ある中で、従来やられていたような同和問題を一つ特化するような形で続けるっていうことについては、私は申し訳ないですけれども異論を申し上げたいというふうに思います。人権課題は多岐にわたりますので、広く人権一般として様々な人権課題っていうのはそれぞれで対応すべきだということは重ねて申し上げたいというふうに思います。さらに各論でいうならば、やっぱり同和団体に対する補助金っていうのが措置されています。やっぱり事業に対する補助っていうのは、あくまでもその何らかの事業についての補助なわけで、この間もやられてきたと思うんですけれども、一つ一つしっかり、やっぱり県費使うわけですから、精査した上で対応していただきたいというふうに思います。

人権同和对策課からは答弁求めたいというふうに思います。

○坪内委員長

石田人権同和对策課長。

○石田人権同和对策課長

まず、委員の御指摘ございました県民意識調査についてでございます。この県民意識調査につきましては5年置き、前回でいえば令和3年度に、実施いたしましたけれども、県民の方の人権に関する意識についても把握、分析をしまして、今後の人権施策や、また、啓発教育等を推進するための基礎資料として実施をさせていただくものでございます。委員御指摘のとおり人権課題は非常に多岐にわたっております。実際にこの調査でも、調査項目としましては人権全般についての意識ですとか、あと、女性、子ども、高齢者、障がいのある方、同和問題、外国人など個別の様々な人権課題について、また、研修の参加ですとか啓発、広報の在り方といった我々行政の取組についてもお尋ねをするということにしております。とりわけ先ほど御指摘のございました同和問題に関することでございますけれども、こちらにつきましても、我々としましては、まだ同和問題解消に向かう途中に

あるという認識でございまして、これまでも研修、啓発や様々な事業を行ってまいりましたけれども、その効果ですとか県民の方の意識の変化を把握するためには必要な調査項目ではないかというふうに考えているところでございます。

それと、もう一つの御指摘でございましたいわゆる人権団体への補助金についてでございます。7番の同和対策調整事務費に計上させていただいておりますけれども、令和8年度も、令和7年度交付額と基本的に同額ということで提案させていただいているところでございます。これは、あくまで人権団体さんが行われる啓発事業について、その当事者としての立場から行われる啓発事業について補助を行っているものでございます。先ほど御指摘にもございましたけれども、当然のことながら毎年、検査、確認はきっちりとさせていただいております。今後にも必要な指導も行ってまいりまして、適切な執行に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○坪内委員長

  大国委員。

○大国委員

  繰り返しになりますけれども、やっぱり人権課題っていうのはいろんなことがありますので、率直にいうと、同和問題に特化した対策事業っていうのはもう終結すべきだというふうに思います。それから、課の名称についても人権同和対策課という名称になってますけれども、言われたとおり幅広く仕事ありますので、人権課題多いので、名実ともに人権政策課とか、そういうふうに改めるべきではないかということは重ねて問題提起させていただいて終わります。

○坪内委員長

  そのほかございますか。

  河内委員。

○河内委員

  説明ありがとうございました。4点ちょっとお伺いさせていただきます。

  10ページのところですけども、多文化共生です。島根も本当に海外から外国の方が増えておりまして、村田製作所さんにブラジルの方が多くいらっしゃるということはあると思うんですけども、アジアの方が、今まであまりいらっしゃらなかった方が近年増えてるんじゃないかなというふうに思ひまして、この事業非常に重要じゃないかなというふうに思っておりますし、やっぱり島根の人手不足を外国の方が支えてるという側面も大きいんじゃないかなというふうに思っております。近年の動向といいますか特にアジアから多くの方が来ていらっしゃると思いますけど、どういった産業に就かれていらっしゃるのかどういった形で、例えば学校に進学されてる方もいらっしゃると思いますが、ちょっとその内訳といいますか傾向を教えてくださいたいです。

  もう一点、2点目が11ページ、北斎コレクションの活用事業費ということであります。本当に大きな魅力を県立美術館は持っているということですが、県内外にPRということがありますが、やはり海外の方を呼び込むためにも非常に大きなツールといいますか、財産だなというふうに思ひまして、ただ、一方で、松江市、島根県、インバウンドの方が非常に少ないということで、こういったところの海外に向けての発信など、どのようなことを行っているのか、また、強化していく考えとかあるのかということと、もう一点、

ちょっと部全体的なことかなと思いますが、2030年に国スポ・全スポが開催されるに当たって、障がいを持つ方ですとか、その御家族の方や応援される方も多く来県されるということで、いろんな面で期待があるんですけども、私、かねてより一般質問でも2回ほど質問させていただいたんですが、障がいを持つ方の特に成人の方、体の大きい方が使うトイレに、赤ちゃんのベビーベッドはあるんですけども、おむつは替えられるんですけども、大人の方、成人の方がおむつを替えるスペースといますか、施設が本当に限られているということで、私も、障がいを持つ方の家族からいろいろお話を伺っているところであるんですけども、この2030年目がけて、いろいろ施設改修も行われると思いますが、そういった視点も持った上で、障がいを持っておられる方も本当に使いやすいような施設にこの際変えていただきたいなというふうに思っておりまして、競技施設に付随するトイレももちろんなんですけども、環境生活部さん、多くの施設管理といますか所管をされていると思います。美術館もそうです。美術館も実際、多くのいろんな方がいらっしゃる中でそういった施設が、トイレの施設がないということで、ちょっとその辺の全体的な整備の考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、33ページで脱炭素の関係でありました。予算が増えているということですけども、このエコライフ推進事業費ですが、どういったところの予算が増えたのかということと、施策で特筆すべきものとか新規のものだとか、大きく変更があったものなどあれば教えていただきたいです。これも、太陽光パネルを県有施設に設置を進めてはどうかという質問をさせていただいた背景もありまして、特に太陽光に関するところで何か変わった動きがあれば教えてください。

以上、4点でございます。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

いただきました最初の3点について、私のほうから総括してお答えさせていただければと思っております。

来られております外国の方の職種ですね、主には雇用の関係になりますので、本委員会の所管外だとは思いますが、来られてる方の滞在ステータスから考えますと、多くは技能実習の方、または、ブラジルの方などは日本人の方と同じような形でお越しいただいているということです。就いておられる職業としては、主には製造業のほうが多いと認識をしております。また、近年では、介護福祉の関係のほうにも徐々に人が入ってきているという実態はあります。ほとんどのところは製造系のところにおられると思っただけだと思います。また、おられる場所も東部、安来の辺りから出雲市の辺りが一つは工業の集積地ですのでおられますし、西のほうも吉賀町の辺りまで、人数規模は別といたしましておられるという形で全県にわたっておられるということでございます。

情報発信、先ほどの委員の御質問の趣旨をそのまま受け止めますと、これも観光になってしまいますのでちょっと本委員会とは違うかなとは思いますが、私どもも昨年のお阪万博などを機会に、改めて島根県についての情報発信などをもう一回見直したところがございます。私どものほうの文化国際課には、交流員もおりますし、その点ではその交流員の視点を持って、今まで発信していた事柄が外国人当事者の目から見ると響くものなのかどう

なのか、私たちはある意味、大昔の中学校英語のように、日本語で書かれたものを正しく翻訳はしてると思うんですけども、それが情報を求めている人に正しく求められている価値を持って伝えられているかどうかというのは、交流員などを活用しながら、今、検証もしてるところでございます。観光のほうとも、そうした点では連携を取りながら進めておるところでございます、その点、御理解いただければと思います。

3つ目の障がい者の着替えスペース等につきまして、委員からも以前から課題提起いただいております、私どもも現状の調査ですとか対応の可能性などについて考えておるところでございます。どうしても既存施設ということになりますと、多目的のトイレのスペース、これがない施設は幸いにしてない、全ての施設に必ず1か所はあるんですけども、そうした施設の中で、どこまで対応が充実できるかという点については、やはりスペース的な限界がございます。いろんなものが出てきておって、コンパクトなものもあるということも承知しておるんですが、大人ということになると、例えば耐荷重がどうしても足りない。大体70キロから90キロぐらいのところの一つ境がありまして、御本人が乗る分には多分問題がないかなとは思いますが、実際、介助するときというのは、御本人も乗りますし介助者の方の体重もかかるので、もうちょっと本当は負荷かかっているのかなど。そうしますと、やっぱりちょっと狭いところに押し込むような形で設備を持ってくるということには、まだ、こうしますっていうことをこの場で明確にお答えできるような材料を持ってないということがあります。大会に関しましては各県でも工夫されていますけれども、そうしたコンテナ型のボックス型のトイレと言うんですかね、コンテナの大きさのトイレ、これを設置することで、その中に介助、介護ができるようなものを備えて利用いただくというような対応を取っておりますので、私どもも、実際の2030年、令和12年のかみあり国スポ・全スポの際には、そうしたものを必ず会場付近に設置をしていくような形で調整をしていくと、そうしたつもりで考えているところでございます。

エコライフのほうの細かい話は課長のほうに委ねますけども、庁舎のほうの太陽光パネルの関係、知事からも答弁あったとおり、以前ですとやっぱり耐荷重の関係でなかなか屋上って空いてるようだけど使いにくいと。屋上施設っていうところに、例えば県庁で申しますと、上のほうに室外機の大きいのが乗っております。そうしたものが乗せられるようになったのも室外機がコンパクトになったので、以前は下のほうにあったんですけども、それを持ち上げて下の動線をよくしていった。だけど、そのとき太陽光パネルを置くという発想がどれだけあったかはちょっと分からないんですけども、優先的に室外機が置いてあるということで重量物がそこにある。今これからは、ペロブスカイト式のものですとか、いろんな技術開発の中で軽量なものっていうのが提案されてくると思っております。そうしたものを総務部、管財課、営繕課のほうの技術職員などを中心に、そうしたものであれば備えていけるのかどうか、以前でありますと、どうしても行政の建物というのは広報啓発的な意味合い、モデル的な意味合いですかね、でやっていたことが多いと思うんですけども、実際、今の現状考えますと、せっかく発電したものが例えば県庁で何割かの電源として賄えるような能力、そうした発電能力というものも調整していくことが必要だと思っておりますので、私どももぜひ導入を進めていただきたいという立場の部でございます。総務部とも調整を進めておりますが、今ここでお答えできる明確な材料は持ち合わせておりませんので、その点は御了承いただければと思います。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

今、お尋ねがございましたエコライフ推進事業に係る、こういった取組、あるいはどういったところが増額になっているか、あるいは太陽光に係る動き、そういったところについての御質問にお答えをいたします。

まず、こういった取組という部分につきましては、エコライフ推進事業につきましては、令和6年度から取組をはじめている国交付金などを活用したしまね脱炭素加速化事業が3年目を迎えまして、各支援メニューの予定件数を拡充して取り組むこととしております。その中では金額としましては、資料32ページにもございますようにしまね脱炭素加速化事業①番の加速化支援事業におきまして、2億3,300万円余を計上しております。

また、太陽光に特化した部分の動きとしましては、令和8年度におきましては、先ほど申し上げました各支援メニューの予定件数増としまして、特には事業者向けにおきましては、太陽光発電あるいは蓄電池設備につきましては、前年度の1.5倍程度の件数増、また、高効率省エネ設備につきましても今年度かなり伸びましたけれども、ほぼ同様に件数を見込んでおります。また、家庭向けにつきましては、ZEH住宅、あるいはZEH+住宅そうしたもの、あるいは太陽光発電施設、蓄電池、これにおきましては、昨年度予定しておりました件数を増やしまして40件ずつを予定することとしております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

今、部長が答弁されて補足はありますか。ほかの課長さん、いいですか。

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

今、県庁舎の関係について、部長から御案内がございましたけれども、県有施設のうち高校への太陽光パネル設置につきましては、営繕課でスクリーニングを行って、東部の5校で可能性調査を行う予定というふうに聞いております。そうした動きがあるということでございます。以上でございます。

○坪内委員長

河内委員。

○河内委員

ありがとうございました。トイレですけども、もちろん躯体をいじれないといいますが、状況の中でスペースを広げるっていうことは困難だということも承知してまして、ただ、一方で、常設といいますが、そこに設置がなくても例えば受付の方に声をかけると移動式のものを運んでいただいて、そこでおむつ換えができるような、そういうようなことも一つ考えられるのかなと思いますので、何かこう小さな一歩でも踏み出せば非常に障がいを持つ方や家族の方も勇気づけられるんじゃないかなと思ひまして、ぜひ取組を進めていただきたいなというふうに思っております。要望といいますが答弁結構でございます。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員

多文化共生推進事業、これやはり外国の方が安心して暮らすためには、コミュニケーションの問題が一番だと思うんですけども、そういう中で日本語学習、日本語でコミュニケーションができる姿をどうつくっていくかっていう中で、人材育成っていうのは分かるんですけど、今の世の中、AI登載のアプリとかそういった便利なもので、よりコミュニケーションがスムーズにいくんじゃないかと思うんですが、そういうようなところにも支援するような予算の使い方ができないもんかというのが1点と。

それから、日本語教室の維持、活性化に取り組む市町村への支援っていうんですけども、実際にはNPO的な言わばサークルみたいなところでいろんなそういった支援、支援というか活動が行われている実態がいろいろあるわけなんですけど、そういうところへの支援っていうのはどういうところでなされてるのかなっていうのをお聞きしたいのが1点。

それから、国スポ・全スポに関してですけども、まず、27ページ真ん中の辺り、中学校に部活動がない競技のクラブ運営を支援し、小学校から高校まで継続して選手育成できる環境整備ってあるんですけど、これ、さらっと書いてあるけど、なかなかこれ大変なんだろう、具体的にどういうふうな事業なんだろうかと思いましたがお聞かせください。と同時にこれは国スポで優秀な成績を収めるというのは一つの目標ではあるんですけど、大事なことはそれが将来にわたってレガシーの部分ですね、これがどう共有されてるかっていう、全体の話ではなくて競技ごとに各地域でやるわけですから、各地域においてその競技がどういうふうな位置づけとかレガシーにつながっていくかというような、そういった目標なりあるいはやり方なりっていうのがどこまで検討されてるのかっていうような、この場じゃなくてもいいですけども、できれば一覧表でいただきたいなと思います。

それから、もう1点だけ、廃棄物処理のところ、海岸漂着物の処理ですね。議会で園山議員も言われたんですけども、これ1回やって終わりじゃないんですよ、これ結構大きな予算をつけてるんですけど、それを実際には建設業者に発注する、非常に高いものについているんですけど、それこそ地先のあるじげに100万円なら100万円みたいな格好で年間やってくださいよって言ったら、すごく何かじげでも元気が出る場所もまだあるんじゃないかなと思ひまして、そういうような実証的な扱い方ができないもんかという、制度設計の中でそれが無いとすれば、それができるように国と交渉していただきたいなと思います。それと海岸の場合、全部道がついているわけじゃないんですよ。ですから道のついてないところの漂着ごみについては船で回収に行くわけですね。それをまた船に積み込んで、港があるわけじゃないので、船をちょっと沖に止めて、そこまでまたじゃぶじゃぶ袋を担いで船に乗せてまた港に回収する。非常にその手間がかかるから面倒くさいっていうのがあります。かといって放置してるとどんどん岩の間に入って行って、もう取り出しもできなくなるっていうのが現状です。で、ですね、私は焼けないかと思ってるわけです。特に石油由来の発泡スチロールとかそういうごみがもう大半を占める、それだけでも焼けば環境面でいいと思ってるんですよ。ですからそれ放置してるとマイクロプラスチックになって、本当に目に見えないぐらい分解されて、食物連鎖の中で最終的には人間の体に入ってきてしまうという実態がありますので、そうではなくてそこで焼いてしまえば、逆に生物環境にもいいと思ってるんですけど、その点も含めて、国と実証実験やりたいんだがという交渉ができないもんかとかいうふうに私は思ってますので、考えてみてや

ってください。

○坪内委員長

3点ありましたが。

松尾文化国際課長。

○松尾文化国際課長

御質問いただきました、まず、通訳につきまして、AI等の機械が補助できないかということでございます。現在、県費のほうでそういった補助はやっておりませんが、市町村単位で例えば役場の窓口とかに通訳の機械を設置されてやってらっしゃるところもあります。それとあと、スマートフォンに無料で通訳アプリがもう今ダウンロードできて、それも英語とかだけじゃなくて、何十か国語に対応できるものが、もう無料で手に入る時代になっております。それを使って現場でやられるところもあるんですけども、これが御指摘を受けるんですが非常にちょっと面倒くさいと、なかなか時間もかかって面倒くさいんですけども、時間かければそれで通訳ができるという状況になっておりまして、大きなお金をかけて補助してやるのと無料の通訳アプリとそこまで性能の違いがない現状がございまして、今のところそういった機械の補助というのは考えていないところでございます。

あと、もう一つ、県内の日本語教室でございますけども、今、県内に20か所、日本語教室がございまして。これも委員御指摘のとおりボランティアの方がやってらっしゃるところでございます。直接的には県のほうではそういった日本語教室がありますよというような紹介マップを作成したりですとか、ボランティア保険の補助ですとか、それから教材がありますけども、その教材を使いやすいものを御提供させていただくというようなこともやっておりますし、あと、しまね国際センター、先ほどから説明しておりますけども、しまね国際センターのほうで日本語学習の支援というものをやっておりますし、国際センターのほうから資格を持った教師を派遣したりということもあります。それから、日本人向けに、外国人に分かりやすい日本語をしゃべるといって、これやさしい日本語といいますが、そういった研修も企業さんとか学校向けに出向いていって、日本の方に対しての研修をやったりをしております。

以上でございます。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

中学校クラブについてお尋ねがございました。中学校クラブの運営は、基本的には競技団体のほうで運営をしていただいております。競技につきましては、ローイングや新体操、ハンドボール、相撲、ライフル射撃、スポーツクライミング、アーチェリーなど、かなり多くの活動を行っていただいております。運営支援するクラブにつきましては、年間最大100万円という形で支援をさせてもらっておりまして、委員からも御指摘がありましたとおり、国スポ後も継続して地域の定着が図れるよう当該事業での取組を通じて体制の整備を行っているところであります。具体的に競技の地域定着なんですけれども、まだまだこれからだと思っております、ただ、一方で少しずつ動いているところもございまして。直近の動きについては、また一覧に取りまとめて御連絡いたします。以上です。

○坪内委員長

阪口参事。

○阪口環境生活部参事（廃棄物対策）（廃棄物対策課長）

委員御質問の海岸漂着物、1つは地域の中で事業ができないかという御質問、それから2個目は困難なところで、浜辺で焼却することはどうかという御質問いただきました。地域の中で委託発注によらない国補助事業の執行に関しては、過去、環境省にも問い合わせたことがありますけれども、現行制度では難しいという返事をいただいたことがあります。今の野外焼却に関しても、法律上原則禁止となっております、燃やした後の灰の適正処理も含めて難しい問題はあると考えておりますが、海岸漂着ごみに関しては、環境省への要望なども毎年やっておりますので、現状を踏まえて環境省とも意見交換をしながら、よい方法がないかというのを知恵を絞って相談していきたいと考えております。以上です。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

ありがとうございました。多文化共生のところで、とにかく外国の方が自分たちの言葉で一つの集落をつくってしまうようなことにならないように、やっぱり日本語を話して一緒に暮らすんだよという姿を常に念頭に置いて力を入れていただきたいと思います。それが優しい気持ちになるところだと。日本は言霊の幸わう国と言われますから、美しい日本語を外国の方にもぜひ知ってほしいなと思います。

それから、最後の漂着ごみですけども、制度制度って言われますけども、そこを実証的にでもやれないかっていう話合いをぜひとも進めていただきたい。今、もう戦争で1発ミサイルが打ってぼんとなる、あの煙を見とったら、戦争はCO<sub>2</sub>にはカウントしないっちゃうんですね。もうそんなばかげた状況ですので、本当に地域のためっていう気持ちで取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

○坪内委員長

よろしいですか。

○吉田委員

はい。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、当初予算に係る議案について採決を行います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

大国委員。

○大国委員

第3号議案、当初予算案ですね。環境生活部全体的には、このまま頑張してほしいという分野がほとんどです。国スポしかり、困難あります、課題もありますけれどもね。それから環境関係もそうだと思います、消費者相談、消費者環境もそうだと思いますが、質疑で申し上げた、ただ1点、同和対策については、述べた意見のとおりで、補助金については他との公平性をより図るべきだと、同和対策、同和に特化した事業っていうのはもう終結すべきですし、課の名称についてもこれは見直すべきだということは重ねて申し上げて、

これを理由にすみません、賛成できないということをお願いしたいと思います。

○坪内委員長

それでは、御異議がありましたので、第3号議案のうち関係分については、挙手により採決したいと思います。

補正予算に係る第1号議案については、その後、採決をしたいと思います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手多数。よって、第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和7年度補正予算について審査を行います。

第1号議案のうち関係分及び第53号議案のうち関係分について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

第1号議案の一般会計補正予算（第11号）関係分については、先ほど説明いたしましたので割愛させていただきまして、資料は37ページから第53号議案、令和7年度一般会計補正予算（第12号）のうち、環境生活部関係分について説明いたします。

37ページの表は課別予算額の一覧です。表の補正額Bの一番下、部計のとおり環境生活部全体で1億2,500万円余の減額補正をお願いするもので、補正後の予算額はその右83億8,500万円余となります。

38ページからは、各課の課別事業別一覧でございます。備考欄に補正予算の主なものについて、その理由などを記載しております。そのうち増減の大きなものなどを中心に説明いたします。なお、備考欄に※印で記載している箇所がありますが、事業費の一部について令和8年度へ繰越しをお願いするものですので、後ほど、46ページの繰越明許費の補正においてまとめて説明いたします。

それでは、まず、環境生活総務課は、2,100万円余の減額です。主なものとしては、2番、活動団体の自立促進と活性化事業費で、NPO活動総合支援融資制度に係る金融機関への預託金の実績に基づいて1,300万円余の減。3番、しまね社会貢献推進事業費では、補助金申請の実績に基づき820万円余の減となっております。

次に、39ページ、人権同和対策課は690万円余の減額です。各事業の実績に基づく減額によるものです。

次に、40ページ、文化国際課は、全体では7,500万円余の増額となっております。主なものとして、4番、多文化共生推進事業費では、国からの補助金や交付金の内示減及び多文化共生推進拠点の改修に係る設計費の減などにより1,200万円余の減。7番、文化芸術振興支援事業費では、教育文化振興基金の積立金の増などにより1億100万円余の増となり、これにより課全体で増額となっております。

次、41ページ、スポーツ振興課は2,300万円余の減額です。主なものとして、2番、国民スポーツ大会競技力向上対策事業費で、市町村が実施する練習拠点施設整備の整備内容変更に伴う減などにより2,400万円余の減となっております。

続いて、42ページ、島根かみあり国スポ・全スポ準備室は8,900万円余の減額です。主なものとして、3番、国民スポーツ大会競技施設整備事業費では、自転車競技場整備に係る地質調査等の実績に基づく減及び市町村が実施する競技施設整備の事業内容の変更等による補助額の減などにより8,700万円余の減となっております。

次に、43ページ、自然環境課は6,100万円余の減額です。国の交付金の減額が主な理由となります。2番、しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費で760万円余の減。3番、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費で5,000万円余の減となっております。

続きまして、44ページ、環境政策課は全体では740万円余の増額となっております。主なものとして、2番、エコライフ推進事業費では、しまね脱炭素加速化支援事業及び再生可能エネルギー設備等導入支援事業などの実績に基づく減により1億3,400万円余の減となっております。また、3番、産業廃棄物減量促進基金造成事業費では、令和7年度の産業廃棄物減量税の税込等に基づく基金造成額の増により1億4,700万円余の増となり、これにより課全体で増額となっております。

続きまして、45ページ、廃棄物対策課は590万円余の減額で、各事業の実績に基づく減額によるものです。

続きまして、46ページ、繰越明許費の補正でございます。追加分3件、変更分4件をお願いするものです。

まず、上の表、追加分について、人権同和対策課の隣保館運営等事業費は、市町村が実施する隣保館の整備を支援するものですが、大田市での整備において、旧建物の擁壁や基礎杭など、残置物等の撤去、処分に不測の日数を要したことにより大田市が繰り越すことに伴いまして3,800万円余を繰り越すものでございます。

環境政策課のエコライフ推進事業は、個人や事業者が実施する省エネ、再エネ設備の導入を支援するために補助金を交付するものですが、この事業のうち、しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金分650万円余及びしまね脱炭素加速化事業高効率省エネ設備導入補助金分130万円余、計790万円余について、工事に係る労務者の手配調整、資材調達等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難になったことから繰り越すものでございます。

廃棄物対策課の事業者の3R推進事業費は、産業廃棄物の発生抑制、減量化またはリサイクルを目的とする施設や破碎施設の整備を支援するものですが、資材調達に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったことから、3,000万円を繰り越すものでございます。

次に、下の表、変更分について、スポーツ振興課の国民スポーツ大会競技力向上対策事業費は、11月補正で640万円余の繰越しをお願いしましたが、これに加え、クレー射撃場の整備について、補助事業者において工法等の検討に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となることから、1億8,000万円余を繰り越すものでございます。

島根かみあり国スポ・全スポ準備室の国民スポーツ大会競技施設整備事業費は、先ほど

2月補正の初日分で補正予算額3億4,100万円余の全額の繰越しをお願いしましたが、これに加え、市町村実施の競技施設の整備事業について、競技団体や事業者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったことから、240万円余を繰り越すものでございます。自然環境課のしまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費は、11月補正で1,000万円の繰越しをお願いしましたが、これに加え、日御碕鷺浦線の遊歩道再整備において、工事内容の見直しが必要となり、工法等の検討に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったことから、570万円余を繰り越すもの。

その下、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費は、11月補正と2月補正初日で、合わせて3,200万円の繰越しをお願いしましたが、これに加え、油井ノ池園地の木道再整備において工事内容の見直しが必要となり、設計変更の不測の日数を要し、年度内の完了が困難であることから、1,000万円を繰り越すものでございます。

最後に、47ページ、債務負担行為の補正でございます。今年度実施した県立はつらつ体育館のアリーナ空調設備の新設に伴い、光熱費及び維持管理費等が必要となることから、指定管理料として令和8年度から令和11年度の4年間で450万円余を限度額として設定するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等はありませんか。

山根委員。

○山根委員

1点教えてください。文化振興室の教育文化振興基金積立金1億円、これは何か目的が決まっていますか、1億円積み立てられている目的が。

○坪内委員長

長尾文化振興室長。

○長尾文化振興室長

御質問いただきました増額補正でございますけれども、今年度、個人の方から美術館のほうに寄附をいただいております。これを基金のほうに積み立てるということにしておるものでございます。以上です。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

かねてから環境生活部の皆さんにお願いしているのは、例えば美術品等取得基金については、できるだけ一般財源で買い取っていただいて、なるべく枠をつくってほしいということをお願いしてたと思います。それが美術館の学芸員のやる気を生むことは間違いありませんし、学芸員の資質を高めると私は思っております。ずっと基金財産にしておくと、新たな美術品の取得ができないことになりますので、こういったことが、寄附であれ、少額であれ、学芸員のやる気を引き出せるよう、ぜひ有効に使っていただくようお願いします。よろしく願いいたします。

○坪内委員長

よろしいですか。そのほかございますか。

それでは、採決を行います。補正予算に係る議案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第1号議案のうち関係分及び第53号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第1号議案のうち関係分及び第53号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、陳情の審査を行います。

文書表1ページに載せております、新規に受理いたしました陳情第179号、公の施設における安全の優先及び地方自治法第244条第3項に定める差別の禁止についてであります。この陳情をめぐる状況等について執行部から説明してください。

松本スポーツ振興課長。

○松本スポーツ振興課長

陳情第179号をめぐる状況について御説明いたします。

陳情の内容は、施設修繕や利用料など県が対応すべきもの、施設運営など指定管理者が対応すべきものがそれぞれ記載されています。

まずは県が対応すべきものについて御説明します。

1の(1)のところにありますが、雨漏り対策より電光掲示板の導入を優先したとの御意見についてでございます。以前より25メートルプールの天井に雨染みはありましたが、直ちに利用者へ危険が及ぶ状況ではなかったため、令和8年度から9年度に計画している国スポに向けた施設改修の中で本格修繕を実施する予定です。なお、令和7年12月に天井材の剥がれが懸念される状態になった際には、落下を防ぐネットで天井を覆う応急工事を実施し、安全を確保しました。電光掲示板については、既存のものが故障し支障を来す状況になったことから、老朽化対応のため更新したものです。

以上のことから、安全対策をないがしろにして電光掲示板の更新を優先したという指摘は当たりません。

2つ目、2の冒頭のところでございます。貸切り利用の料金が個人利用の料金に比べ安価に設定されているとの御意見についてでございます。貸切り利用は許可を得たレーンを許可された時間に限り利用するものであり、料金は1時間当たりのもの、個人料金は空いているレーンを夏場は屋外の50メートルプール、幼児用プールも含めて時間制限なく利用できる1日当たりの料金であり、両者を単純に比較できるものではありません。貸切り利用の料金は、コースを独占利用する形態であることから、行政財産の使用料に関する条例における使用料算定の考えを基に設定しており、個人利用の料金は近隣施設の料金を踏まえて設定しています。貸切り利用の料金は近隣の水泳プールと比較しても相当であり、競技練習のための貸切り利用を優先した料金設定としているとした指摘は当たりません。

続きまして、指定管理者が対応すべきものについて御説明します。

施設の運営に関するたくさんの御意見記載されてますが、指定管理者において適切に対応しております。以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、御意見等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

今回県立プールということですがけれども、恐らくこの陳情者の方、利用される中で感じられたことをいろいろ訴えられているものだというふうに思います。一般論的な話になるかもしれませんが、公の施設が様々ある中で、様々な方が利用されてますね、いろいろ意見も当然寄せられますでしょう。一つ一つしっかり聞いていただいた上で、修繕なんか特にですけれども、よく気づいてくださったということで対策をすぐ取れるものは取るとか、今日お話のあった例えば雨漏りとか、それから利用料金、これは運営に係ることだというふうに思うんですけれども、公の施設であるがゆえに県は責任を果たさなきゃいけないので、利用される方、多くの方が県民の方で、利用してもらって何ぼの施設だというふうに思いますので、寄せられる様々な意見については一つ一つ丁寧に何がどうなっているのかというところを引き続きしっかり対応していただきたいなというふうに思っています。

まだ、ちょっと陳情についてどうするかというのはこれからの話合いになると思うんですけれども、一つちょっと私から申し上げさせていただくと、陳情の趣旨のところ、指定管理者は外して民間企業によるというくだりがございます。一つ基本的な考え方を申し上げますと、公の施設は当然公の責任において管理運営しなければならないというのが大前提で、我々、指定管理者制度導入自体に過去反対したという経緯がございます。ただ、指定管理者をどこに選定するかという点ではケース・バイ・ケースで判断しているんですけれども、一つは公共的団体、それから公共団体、公の責任が果たせるということを担保する、担保できる方に指定管理を担ってもらえるならば、それならばよしという判断をしてまいりました。民間企業というふうにあるんですけれども、民間企業といっても様々あります。営利を目的とする株式会社などもあります。株式会社が運営ということになると、県民のための施設からその会社が利益を上げるための施設というふうになりかねないということで、私はこの部分については賛同できないということと併せて、基本的な考え方を述べさせていただいたということでございます。

スポーツ振興課長、基本的な利用者の方から寄せられる様々なそういう苦情も含めて、今後ともしっかり対応していただきたいという点についてお答えいただければと思います。

○坪内委員長

松本スポーツ振興課長。

○松本スポーツ振興課長

今委員から御意見がありました点、利用者の声や御意見をしっかりと聞きまして、対応が必要なものにつきましてはしっかりと対応していきたいと思っております。あと、修繕が必要なところも日々施設の方で点検しておりますし、少額のもの指定管理者が指定管理料の中で修繕していただくこととなっておりますし、高額なものについては管財部局がある総務部の方と連携しまして、優先度が高いものから対応していくことをやっております

ので、引き続きしっかりやっていきたいと思えます。

○坪内委員長

そのほかございますか。

嘉本委員。

○嘉本委員

先ほど大国委員がおっしゃったように、県有施設の運営につきましては、県としても県民の皆様方の声を謙虚に聞いていただいて、改善できるところはぜひしていただきたいというふうに思っております。ただ、この陳情につきましては、そもそも県議会、我々県民を代表させていただいている議員が県の執行部から提案された議案、こういったものを審議を通して県政の基本的な方針を決定する議決機関でございます。それが一番大事な仕事でございます。県議会の決定に従って適正に行われているかどうか等を調査していく、あるいは検査していくということでございます。こういった個々の施設の詳細の運営の在り方については、事実関係の確認も含め、窓口である執行部に相談されたり、不服があればそれを申し立てられたりして是正を求められるべきものだというふうに考えてございます。

我々、そういう意味において、この陳情にあるようなことについて具体的に裁定と申しますか、判断を下す立場にはないというふうに思っておりますし、仮に権限があるとしても、実際、個別具体のことについて判断をそれぞれ下していくという時間的な余裕もないというふうに私は考えておるところでございます。この陳情につきましては、不採択としてはどうかというふうに私としては考えております。

○坪内委員長

そのほかよろしいでしょうか。

大国委員。

○大国委員

質疑の中でも申し上げました。我々、指定管理者制度に対する対応というのは言ったとおりで、ここに書かれている民間企業による運営をとという点では、すみません、私の考えとは相入れないというふうに思いますので、不採択ということで私もお願いしたいです。ただし、もうこれ繰り返しになって恐縮ですけれども、様々な意見が寄せられます。様々な指摘があります。それについては、いずれにせよ謙虚に受け止めた上で、一つ一つ改善できるものはする、説明責任を果たすべきは果たす、そういう点で引き続き対応していただきたいということは執行部に重ねて申し上げておきたいというふうに思っています。以上です。

○坪内委員長

そのほかよろしいですか。

それではお諮りいたします。陳情第179号を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手なし。よって、陳情第179号は採択としない、不採択と決定いたしました。

以上で陳情の審査を終了します。

ここで一旦休憩を取らせていただければと思います。再開は午後 1 時からとさせていただきます。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開をします。

午前中の質疑の中の執行部の回答のほうで修正の申出がありますので。

どうぞ、松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

午前中の河内委員の質疑、太陽光発電設備の県立施設等への導入検討の状況への私の答弁として、県立高校 5 校で導入可能性の調査を行う予定と聞いておりますとお答えをしましたが、具体的な箇所数は今後の検討となるため、県立高校数校で導入可能性の調査を行う予定と発言を訂正させていただきたいと存じます。おわびして訂正申し上げます。

○坪内委員長

ということですので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

それでは、環境生活部の資料、48 ページを御覧ください。令和 8 年度 4 月組織改正の概要について説明いたします。

令和 12 年に開催予定の第 84 回国民スポーツ大会及び第 29 回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた体制を強化するため、来年度、新たに島根かみあり国スポ・全スポ局の設置が予定されております。現在、環境生活部で所管しているスポーツ振興課及び島根かみあり国スポ・全スポ準備室の業務を新設する局へ移管することとしております。新設の島根かみあり国スポ・全スポ局は、4 つの課と 2 つの内室で構成されます。現在の島根かみあり国スポ・全スポ準備室の業務を 48 ページの表に記載の総務企画、広報、県民参加の促進及び局の統括業務を行う総務企画課、競技運営、全スポ準備の総合調整業務を行う競技運営課、大会会場の整備、輸送・宿泊等の調整等を行う施設調整課、この 3 つで所管することとしております。

次に、49 ページを御覧ください。スポーツ振興課は、国スポ・全スポの開催準備とスポーツの振興や競技力向上を一体的に進めるために新たな局へ移管しますが、引き続き国スポ・全スポに係る業務だけではなく、スポーツ行政を一元的に所管し、各種スポーツ施策を効果的、効率的に進めてまいります。また、全スポに向けた選手の強化・育成及びパラスポーツの振興を一元的に推進するため、来年度から新たに内室の全スポ・パラスポーツ振興室を設置することとしております。

以上の組織改正について、局の設置については、島根県部設置条例の一部を改正する条例案が上程されており、総務委員会に付託され、審議されることとなっております。また、課及び室の設置については、同条例の改正後に、島根県行政組織規則の改正を予定しております。

説明は以上です。

○坪内委員長

小玉環境政策課管理監。

○小玉環境政策課管理監

私からは、島根県環境総合計画の一部改定（循環型社会の形成）について御報告をいたします。委員会資料50ページを御覧ください。

令和7年12月12日の環境厚生委員会において計画改定素案について御報告をしたところでございます。その後、パブリックコメントを実施し、昨日3月4日に島根県環境審議会から計画改定案について答申がありましたので、その内容を御説明いたします。

1ポツ、概要、経過でございますが、循環型社会の形成については、目標年度を今年度としていること、国において循環型社会の形成に関して法の制定や計画の改定があったことから一部改定を行うものがございます。

2ポツ、パブリックコメントの実施の状況でございますが、令和7年12月16日から令和8年1月16日まで御意見を募集したところ、お一人の方から御意見をいただいたところです。主な内容といたしましては、表の左に記載しておりますが、ごみをリサイクルするというより、まずごみを出さないということが大事などの御意見をいただき、それらの御意見についての県の考え方を表の右に記載してございます。いただいた御意見については、既に計画案の該当ページにダブルクォーテーションで囲った内容が記載されていることから、計画の修正は行わないということにしております。

3ポツ、島根県環境審議会委員からの主な意見でございますが、昨年10月31日、今年1月27日に環境審議会の部会を開催し、その中で出てきた主な御意見を表の左側に記載しております。これらを踏まえて、表の右側のように計画案を加筆修正しております。

続きまして、51ページでございます。答申の内容でございます。（1）構成の変更でございますが、従前の項目に加えてプラスチック資源循環の促進という項目を追加しております。（2）2030年度の目標の設定でございますが、前回素案でお示ししたのから変更はございません。今回新しい指標として1人1日当たり家庭系ごみ排出量を設定し、2025年の534グラムから目標年である2030年度には524グラムと10グラム削減するというように設定をしております。

最後に、5ポツ、改定の経過、今後の予定でございます。昨年2月に島根県環境審議会に諮問し、昨日3月4日に答申をいただきました。今後、3月中に改定・公表の予定でございます。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

私からは、（仮称）浜田リンクス太陽光発電所に係る環境影響評価について御報告いたします。常任委員会資料52ページを御覧ください。

1、事業概要ですが、この事業は、東京に本社がありますPAG Renewables 合同会社が浜田市で計画しており、事業用地面積約155ヘクタール、発電所出力2万9,900キロワットの島根県環境影響評価条例対象の太陽光発電事業です。

資料53ページの別紙1を御覧ください。図中の真ん中の黒線で囲われた事業用地のうち、赤線枠内の青く塗られたところが太陽光パネルの配置位置で、主に現在のゴルフ場のフェアウェイの箇所になります。

資料52ページに戻りまして、2ポツ、経過を御覧ください。昨年、配慮書手続が行われ、昨年9月29日に知事意見を事業者に送付しましたが、その意見を基に、その後、事業者が調査計画の検討を行い、このたび2月16日にこれから行う環境影響調査・予測・評価の方法を示した方法書が提出されました。2月17日から3月19日まで方法書の縦覧が行われており、その2週間後の4月2日まで地域住民等からの意見を受け付けることになっています。また、2月下旬に浜田市報で公告した住民説明会が3回行われることになっておりましたが、うち1回は3月14日に日程変更になっています。

次に、3、今後の手続の流れですが、資料54ページの別紙2を御覧ください。現在は別紙2の青枠で囲った方法書手続の段階でございます。左側の事業者が行う手続のうち、今後住民等の意見の概要を作成し、県及び浜田市へ送付することになっています。一方、右側に示した自治体の手続では、県知事は浜田市長に意見照会を行い、意見の提出を受けます。県は、各意見を受けて、4月から6月頃にかけて技術審査会において複数回審議を行う予定です。技術審査会からの答申を受けて方法書に対する知事意見を事業所から住民等意見の概要の送付後90日以内に事業者に送付することになっています。県としましては、今後、県に提出される各意見及び技術審査会での議論等を踏まえ、追加の資料や質疑応答などを整理し、審査をしっかりと行ってまいります。

説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

太陽光発電所に関わってですけれども、ちょっと説明を聞き漏らしたかもしれません。説明会が予定されていたけれども、延期になったというような説明だったんですけれども、なぜ延期になったのかというところが分かれば教えていただきたい。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

会場の都合等、自治会の方の側の都合で事業者に対して申出がございまして、事業者が延期を決定しておるという状況でございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

事業の概要といいますか、先ほどの説明を見ますと、かなり大きな面積ですよ。あわせて、環境影響評価法の対象外ということですよ。これは対象は3万キロワット以上と書いてあるとおりで、実際予定されている出力が2万9,900キロワットということで、ぎりぎり法の対象から外れるということですよ。ちょっと私、お聞きしたいのは、これは手順が今進んでいるじゃないですか。規模かなり大きいですよ。環境に与える影響を

これから評価されるんでしょうけれども、住民の皆さんの受け止めがどういうふうになっているのか、さっきの説明会の話、詳細が分かりませんのでちょっと言えませんが、県としては地元の人たちがどういう反応をしとられるのか、つかんでおられる範囲で結構ですので、報告いただければと思います。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

県では、事業者が開催する住民説明会でも地域住民の声をお聞きしたりはしておりますが、今現在、手続状況、手続の中にありますので、詳細に触れることは差し控えますが、県に今後提出される事業者の集約した住民意見というのがございますので、その内容を確認する上で参考にし、条例の規定に従い審査を行ってまいるということで考えております。十分なお答えにはなりません、以上でございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

まあ、いいですわ。

○坪内委員長

よろしいですか。そのほかございますか。

吉田委員。

○吉田委員

かみあり国スポ局、私が承知してないだけかもしれませんが、国スポ・全スポとは関係なく、生涯にわたるニュースポーツなんかの生きがいとか健康づくりですか、これはスポーツ振興課でそのまま引き継ぐという理解でよろしいでしょうか。

○坪内委員長

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

新しい局に移ることになりましても、スポーツ振興課のほうで国スポ・全スポの大会準備以外の各種スポーツの振興についても一体的に進めてまいる予定でございます。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

分かりました。

○坪内委員長

よろしいですか。そのほか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、環境生活部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

それでは、以上で環境生活部所管事項の審査及び調査を終了します。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○坪内委員長

これより、健康福祉部・病院局所管事項について、審査及び調査を行います。  
はじめに、健康福祉部長の挨拶を受けます。

周山健康福祉部長。

○周山健康福祉部長

坪内委員長、岸副委員長をはじめ、委員の皆様には平素から健康福祉部の所管業務につきまして、格別の御理解と御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

はじめに、先日新聞でも報道されましたが、県内の訪問入浴介護事業所において法令で定められた基準の一部を満たしていないものがあることが判明いたしました。詳細は後ほど御報告いたしますが、基準上必要な常勤の職員の配置がないままサービス提供が行われていたというものであり、県としてはこれまで基準の遵守について指導を行ってきたところではありますが、今回の件につきましては、適切な改善指導が行われておりませんでした。こうした事態を招いたことに、県として大変申し訳なく、県民の皆様におわびを申し上げます。今後はこうしたことが生じないように、再発防止に取り組んでまいります。

次に、健康福祉部の予算案につきましては、第2期島根創生計画をより一層進めるため、結婚・出産・子育て支援のほか、県民生活に直結する医療、介護、福祉の充実に向け、必要な予算の確保に努め、特に中山間地域、離島の医療・介護サービスの提供体制を維持するための取組を強化しております。加えて、エネルギー価格や物価高騰による医療・介護・福祉施設などや県民生活への影響を踏まえ、必要な対策に引き続き取り組むこととしております。

本日は、条例案、一般事件案、予算案について御審議いただくほか、報告事項9件について御説明をさせていただきます。

委員の皆様には、今後とも格別の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

次に、病院事業管理者の挨拶を受けます。

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

一言御挨拶申し上げます。坪内委員長、岸副委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃より病院事業に対しまして格別の御理解、御支援をいただき、感謝申し上げます。

県立病院の取組につきまして、2点、本日申し上げます。

まず、こころの医療センターは、児童思春期部門の充実・強化のため、このたび県内ではじめて子どものこころ専門医の研修施設群の基幹施設として認定を受けました。後ほど説明をいたしますが、子どもの心と体の両方を診ることができる専門医を県内で養成できる体制を整え、4月から数名程度で研修を開始する予定としております。

次に、中央病院では、外来患者さんの待ち時間短縮に向けた取組を進めているところでございます。令和5年10月から採血室を1階に集約することで検査の待ち時間の短縮を、そして、昨年6月には診察後の書類を会計窓口へ直接提出できるようにし、この2月からはクレジットカード後払いシステムを導入して会計希望される患者さんが診察終了後、支

払いを待たずに帰宅できるようになりました。今後も患者サービスの向上を図ることで患者数の増加につなげ、経営改善に取り組んでまいりたいと思っております。

本日は、条例案2例、一般事件案1件、予算案2件を御審議いただくほか、診療費に係る債権の放棄につきまして報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、県立病院に対しまして、今後とも格別の御理解、御指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された健康福祉部、病院局に係る議案は、条例案7件、一般事件案2件、予算案10件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第38号議案から44号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

それでは、私から、第38号議案、島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。ページは1ページになります。

このたびの条例改正の理由としましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法並びに関係政令が改正されることから、県条例においても所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

子ども・子育て支援金については、その概要を次のページに簡単にまとめておりますので、こちらを御覧ください。令和5年度に閣議決定されたこども未来戦略加速化プランに盛り込まれた各種施策を着実に実行するため、その財源の一部として子ども・子育て支援金制度が創設されております。

子ども・子育て支援金制度は、加速化プランにおける少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、全世代、全経済主体に負担を求めたもので、令和8年度から医療保険者が保険料と併せて子ども・子育て支援金を徴収し、国に納付金として納付することとされています。この支援金は段階的に増額され、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度など、法律で定められた支援の拡充に充てられることとなっております。

資料、前のページにお戻りいただいて、2ポツ目、条例改正の概要でございます。先ほど御説明した子ども・子育て支援金を来年度から国保の被保険者から徴収するに当たり、保険者である各市町村ごとの納付金を算定するための規定を整備するものでございます。

3ポツ目、施行期日は令和8年4月1日となります。なお、納付金については前年度においてその額を算定し市町村に通知する必要があることから、施行期日前に準備行為ができる規定を設けることとしております。

4ポツ、参考としまして、令和8年度の1人当たり納付金の県の平均額は年額で3,666円となる予定です。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

資料は3ページになります。私のほうからは、第39号議案、島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。

1、提案理由ですが、このたび国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、いわゆる国の参酌基準が改正されまして、記載の乳児院等の施設に配置される職員について、資質の向上と専門性の一層の確保のため任用要件が見直されました。この改正に伴い、関係条例を改正するものです。

2、条例の概要ですが、(1)改正の内容です。まず、ア、職員の任用要件の追加についてです。次のページ、4ページの表に記載の職種にはこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者という要件を追加するものです。このこども家庭ソーシャルワーカーは、令和4年の児童福祉法改正により新設された資格で、子ども、家庭、福祉に関する高度な専門性と実践力を有する専門職として位置づけられています。また、児童自立支援施設、県内ではわかたけ学園に当たりますが、こちらの児童自立支援専門員や児童生活支援員は、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者に加えて、精神保健福祉士の資格を有する者という要件も追加することとしております。

次に、イ、入所中の児童に係る給付金として支払いを受けた金銭を管理する施設の追加で、児童手当が18歳の年度末まで支給されることになったことから、母子生活支援施設に入所する母が給付金の支払いを受ける場合があるため、母子生活支援施設を追加するものです。

その他、ウ、エについては所要の改正となります。

(2)改正する条例は、表に記載の2の条例です。

3、施行期日は公布の日となります。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

資料の6ページを御覧ください。第40号議案、島根県手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

これは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、いわゆる条ずれが生じたため、これを正すものであります。施行期日は令和8年5月1日、改正法の施行日になります。

続きまして、資料7ページを御覧ください。第41号議案、島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

失礼いたしました。動物の愛護及び管理に関する法律に基づき県は犬、猫の引取りをその所有者から求められたときは、引き取らなければならないこととされております。その際、県は、島根県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、手数料を徴収いたしますが、

所有者が手数料を払えない場合、引き取るべき状況の犬・猫であっても引取りができないため、知事が公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる規定を新設いたします。施行期日は令和8年4月1日からとなります。

続きまして、第42号議案、資料8ページになります。食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

県は、食品衛生法の規定に基づき、飲食店営業などの32業種の営業許可に係る施設基準について、国が定める基準を参酌し、食品衛生法施行条例で必要な基準を定めております。このたび、国が食品衛生法施行規則を改正し、飲食店営業のうち、「従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」の施設基準の見直しを行ったことを踏まえ、県内における「従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」に係る施設基準について、国が示しました基準を参酌した結果、国が定める基準と同じ内容に条例改正の概要(1)、(2)にお示ししたとおり、従業者が常駐しないことで必要な基準の追加、不要となる基準の見直しを行いました。

施行期日は令和8年4月1日からとなります。

参考までに、「従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」として、国の検討会において確認されたものは、現在のところコンビニエンスストアなどのレジ付近のカウンターに置かれておりますコーヒーマシンのみです。また、「従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」とは、いわゆる都市部で見られます無人コンビニ等を想定したものと思われま

す。私のほうからは以上です。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長(県立病院課長)

そういたしますと、病院局の資料の1ページを御覧ください。第43号議案、島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

今回の改正は、設置条例により定められている県立こころの医療センターの診療の科目の見直しを行うものです。

改正内容といたしましては、県立こころの医療センターでは、児童思春期部門の充実・強化に併せて、児童・思春期精神科を新たに標榜するものと、あわせて、神経内科の医師不在により現在診療を行っていない神経内科を削除するものです。それぞれについて御説明します。

まず、児童・思春期精神科を新たに標榜することにつきましては、県立こころの医療センターにおける児童思春期部門は、令和7年度に一般社団法人子どもこころ専門医機構が定める研修施設群の基幹施設として県内ではじめて認定を受け、県内6医療機関の連携施設と一緒に子ども心の専門医、いわゆる心と体の双方を診ることのできる専門医を養成する体制を整えました。この機会に併せまして、より専門性の高い診療を行うことを県民の皆さんに知っていただくため、児童・思春期精神科を標榜することといたしました。

次に、県立こころの医療センターには、現在神経内科を診る医師がいないため診療を行っていませんが、神経内科を有する県立中央病院と連携して対応している状況です。こ

のため、診療の実態と標榜する診療科の不一致を解消させるべく、このたび神経内科を削除したものでございます。施行期日は令和8年4月1日からとなります。

続きまして、資料2ページ、御覧ください。第44号議案、島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明します。

概要といたしましては、このたび県立病院の医療職人材確保と定着のため、小学校低学年年代の子を養育する職員を対象とした子育て支援制度を創設することとし、具体的には無給休暇制度を措置するため、病院局職員給与条例に給与減額の根拠規定を設ける必要があります。当該条例の一部を改正するものです。

背景等について補足いたします。資料の育児支援制度の一覧表を御覧いただければと思いますが、現在、育児支援制度はそのほとんどが未就学児を対象としたものになっております。病院局においては、多くの職員が育児部分休業などの時短勤務制度を利用して家庭と仕事の両立を図っておりますが、子どもが小学校に進学すると、これらの制度がなくなります。いわゆる小1の壁と言われているものでございますが、結果、正規の常勤職員としての勤務の継続が困難となり、最悪の場合、離職に至ってしまうこともあります。そこで、今回、育児部分休業の制度を小学校3年生まで延長して使えるようにし、対応したいと考えております。

新設する制度の名称は「子育て部分休業」とし、知事部局からの出向職員を除いた病院局の正規職員を対象とします。これは知事部局職員との均衡を図る意図もありますが、医療職がシフト勤務や夜間、休日の呼出し等で勤務負担が大きく、一般事務職員に比べ、より手厚い支援が必要である点を考慮したものです。

なお、病院局が独自に措置することについては、事前に知事部局と協議を済ませております。

最後に、具体の条例内容について御説明します。3ページ、4ページに新旧対照表をつけておりますが、条例第24条に給与減額の規定根拠がありまして、ここに今回の子育て部分休業を追加する改正を行います。条例には給与減額の根拠を置くのみでして、具体的には、子育て部分休業の内容につきましては、病院事業管理者が別に定める病院局職員就業規程に定めることとしております。

施行期日は令和8年4月1日となります。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。

大国委員。

○大国委員

最初に説明いただいた第38号議案、国民健康保険条例の一部改正条例についてです。子ども・子育て支援金のことなんですけれども、本会議でも、一問一答質問でも取り上げたものなんで、全部は語りませんが、そもそもこの子ども・子育てに関わるお金を医療保険に上乗せして徴収するやり方っていうのはおかしいんじゃないかっていうふうに私言ったときに、知事もいいこと言われてたんですよ。大企業とか利益を上げているところから応分の負担を求めなきゃだめなことを言われて、全く同感なんです。別に健康推進課が悪いとは言いたくないんですけど、今日のこの資料、国の資料を基に多分

つくられていると思うんですけれども、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みという表現が落とし込まれていますよね。これ、多分国が言っているんですよ。県は明らかに、知事の答弁からすると、こういう、県はっていうか、知事は、こういう分かち合い・連帯の仕組みなんだとは言われてないと思うんですよ。なので、整合性を問うっていうとちょっといけんかもしれませんが、やっぱりこのペーパーは、これはこれでもう出されたんでいいかもしれませんが、やっぱり県の公式見解は知事の答弁だと思ってますんで、子ども・子育て支援金を健康保険料に上乗せ徴収するということについて、やっぱり知事が言っていることと県の資料の書きぶりが若干合わなくなってきたんじゃないかというふうな印象を受けるわけですよ。知事が言っているからよしとすれば、それでいいかもしれないですけども、そこんとこ、やっぱり、担当課も含めて、県の責任者たる知事が言っていることとなるべくなら整合性を取られたほうが誤解が生じないんじゃないかというふうに思うんです。そりゃ、こんなこと、私から言わせれば、この支援金の徴収なんてやらないほうがいいと思うんですよ。条例でそれやろうと思ったら、多分できると思うんですよ。ただ、それは国との兼ね合いがあるのでなかなかできないから、こうせざるを得んっていうことだと思うんですよ。なので、そこをちょっと考え方、整理されたほうが本当はいいんじゃないかなというふうに思いました。答弁があればしてください。

それから、ちょっと具体的に聞きますけれども、4のところ、1人当たり納付金ということで、県平均の数字がここ出てますね。これは恐らく新年度の金額になると思うんですけども、これ、段階的に上がってきますよね。2026年度、2027年度、2028年度が最後かな、段階的に上がるんで、2028年度の段階で、この数字がどれぐらいになるのか、分かればちょっとお示しいただきたいなと思います。

○坪内委員長

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

まず、1点目、資料のつくりとして、知事の意向といったところについては、すみません、御意見として承らせていただいて、今後のところでは資料のつくり、検討していきたいと思います。

それから、1人当たり納付金のちょっと将来的なものですけども、今現在、県のほうでは見込んで、試算しておるものがございまして、来年度はこうなりますというものしかございまして。

ちなみに、国の資料、大国委員、御存じかと思うんですけども、国の資料によると、もともと令和8年度、国保の加入者1人当たりの支援金っていったところが、令和8年度は200円で、令和9年度は300円、令和10年度は400円ということで、100円ずつアップしていくような試算がされております。既に令和8年度の200円と今回、県で試算しておる300円というのは乖離があるんじゃないかという話もあるかとは思いますが、これはちょっと国の試算の仕方っていったところが公開されておりませんので細かいところは分かりませんが、多分低所得者の減額措置とか、そういったものを考慮して国は計算している、県のほうはそういったものを一切考慮せず、出てきた総額を被保険者数で割ったものということでの乖離が生じているものかとは思いますが、参考までの数字と

しては以上でございます。

○坪内委員長

  大国委員。

○大国委員

  詳細が分かればまた教えていただきたいと思います。

  大体、これ、健康保険によっても金額が違ってくるもので、国のほうが、実質的な負担増とはならないようにと言って、歳出改革というので確保するという話なんですよ。私、これ、お願いしたいんですよ。歳出改革といって財源を、実質的な負担増としないよとか言って、はっきり言って、これ、まやかしなんですよ。お金取るのに実質的な負担にならないようにするって言って、それは何かって言ったら、歳出改革でお金を浮かします。その歳出改革の中身って言うと、医療とか社会保障の給付の削減だったりする。今言われてるOTC類似薬だとか様々な給付の削減って、ああいうのがここについていう話になってくるんですよ。知事もこの間の質問の中で国に対していろいろ疑問を呈しておられるんで、これ、お願いですよ、公式の場で、知事会通じてとか、要望の中でとか、きちっとこれ指摘すべきだというふうに思うんで、やっぱりちょっと冒頭に言ったことも含めて、県の認識と知事の認識と、問題点がどこなのかっていうところを一定明確にした上で、しっかりこれは国まで意見を上げてほしいというふうに思いますんで、上げられるなら全力で応援しますんで、健康福祉部長、一つよろしくお願いします。意見があればお願いしたいです。

○坪内委員長

  周山健康福祉部長。

○周山健康福祉部長

  いろいろ、今度重点要望という時期が来ますので、また言われたことを十分検討してまいりたいと思います。

○坪内委員長

  そのほかございますでしょうか。

  白石委員。

○白石委員

  第39号議案のイですけど、給付金として支払いを受けた金銭を管理しなければならない施設に母子生活支援施設が入ったということですが、もう少し詳しく聞かせていただけないでしょうか。

○坪内委員長

  細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

  給付金の管理の施設として母子生活支援施設が入ったということですけども、給付金を受けて、なかなか自分で管理できない方、そういった方、散財してしまうとか、そういうことがあって、今までは児童養護施設だとか、そういったところが該当してたんですけども、それが、児童手当が子どもが18歳まで支給されることになったんで、母親さんがしっかり管理できればそこまでならないかもしれませんが、そうじゃない場面もあるということで、母子生活支援施設も国のほうで加わったというふうに聞いております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

国のほうでそう考えられたなら、まあ、何ですけれども、基本的にお母さんと2人で入所している施設なので、必要ならば管理するというのであれば問題ないかなとは思いますが、今までだって児童扶養手当が入ってたはずですからね。今さら何でっていう気がします。気持ちだけです、すみません。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

あくまで全部、施設のほうが管理するわけじゃなくて、必要であれば管理できるという規定でございますので、そのように答えさせていただきます。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。条例案7件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

大国委員。

○大国委員

委員長、第38号議案については反対したいと思っておりますので、分けてください。

○坪内委員長

それでは、御異議のありました第38号議案については、個別に挙手により採決をしたいと思います。

その他の議案につきましては、その後、一括して採決をしたいと思います。

お諮りいたします。第38号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手多数。よって、第38号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、その他の議案について一括して採決を行います。

お諮りいたします。第39号議案から第44号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第39号議案から第44号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第50号議案及び承認第1号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そういたしますと、病院局の資料5ページを御覧ください。第50号議案、県立病院の診療費に係る債権の放棄について御説明いたします。

県立病院の診療費など医業未収金の管理につきましては、回収努力や不良債権の処理などを行っております。滞納未収金につきましては、病院局において督促を行うほか、困難な案件につきましては、法律事務所に個人医業未収金収納業務を委託し、専門家の知見を生かした債権回収も行っております。しかしながら、債務者の死亡など、どうしても回収が困難な案件につきましては、病院局に設置いたしました、病院局の職員に加え、外部の有識者も委員として参加する債権管理委員会にて、別途定めております医業未収金に係る不納欠損処分取扱要綱の基準に照らし、債権の放棄がやむを得ないかを審議を経た上で、債権放棄すべきの検討を行った後、債権放棄やむを得ないとなったものについて一般事件案として上程するものや、専決処分をして報告事案として説明させていただいております。

5ページは、1件当たり100万を超える債権の放棄について一般事件案として議決を要するものでございます。

まず、1番、経緯についてでございます。高見京一郎氏は、平成31年3月23日に急性心筋梗塞による心肺停止状態となり、当院に救急搬送・手術となりました。その後、7日間の入院による治療を経て、同年3月29日に退院となったものです。高見氏は無保険であり、また資力上の問題から退院時に入院費の支払いが行われませんでした。その際の請求額は187万8,000円余となります。その後、高見氏からは、平成31年度から令和5年まで毎月5,000円前後をお支払いいただいておりますが、令和5年には資力、疾患の状況もあり、お支払いがストップされました。一部支払いをいただいておりますが、未納となっている額、164万5,000円が債権額となります。

改めてですが、債務者の御氏名は高見京一郎氏です。緊急入院のため、連帯保証人はありませんでした。

4番、債権放棄の理由です。高見氏本人は令和6年12月12日に死亡されたことを確認いたしました。また、調査の上、法定相続人であるお兄さん、お姉さんに連絡をいたしましたところ、令和7年にいずれも相続放棄されたことを確認いたしました。そのため、相続放棄として提案させていただいたものでございます。

放棄する権利の内容ですが、平成31年3月29日に発生した診療費の一部負担金のうち、未納となっている1件、164万5,000円の請求権でございます。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

続きまして、健康福祉部の資料の10ページのほうをお願いいたします。承認第1号議案、専決処分の報告及び承認についてのうち、健康福祉部関係分について御説明をいたします。令和8年1月6日に発生いたしました島根県東部を震源とする地震による被害への対策として、令和8年1月21日付で知事専決処分を行いました補正予算については、健康福祉部合計で4,700万円余の増額となっております。

11ページをお願いいたします。上段は、課別、事業別の一覧でございます。これらの事業につきましては、下段に記載のとおり、来年度にわたって執行を予定しておるため、補正額の全額について繰越明許費を設定しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。補正項目でございますが、事業の内容は、地震により被害を受けた社会福祉施設等の復旧を支援するものでございまして、対象経費や負担割合については記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等ございませんか。

大国委員。

○大国委員

第50号議案の債権の放棄ですけれども、至った経過の説明があったんですけれども、氏名も含めてですけれども、個人情報保護との兼ね合いは、これ、どうなってますかね。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

昨年度はなかったんですけれども、昨々年度ですね、そちらについてもやっぱり個人名を出して債権放棄という形で御説明をさせていただいておりますし、議案にも載せているといった状況になっております。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

法的には問題はないわけなんです。

○米山病院局次長（県立病院課長）

はい。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

そういうことなんですか。分かりました。

○坪内委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

それでは、採決を行います。一般事件案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第50号議案及び承認第1号議案のうち関係分について、原案のとおり可決・承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第50号議案及び承認第1号議案のうち関係分については、原案のとおり可決・承認すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

はじめに、令和8年度当初予算について審査を行います。令和7年度補正予算に係る第1号議案については関連するため、併せて説明を受けたいと思います。

なお、第1号議案の採決につきましては、後ほど補正予算の採決に併せて行います。

それでは、令和8年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分、第8号議案から第10号議案、第17号議案及び令和7年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、健康福祉部の資料の13ページのほうをお願いいたします。第1号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第11号）のうち健康福祉部関係分について御説明をいたします。

この補正予算は、国の経済対策のための補正予算を活用しましたエネルギー価格・物価高騰対策など、早急に対応すべきものについて予算の増額を行うもので、表にありますとおり、健康福祉部合計で58億2,000万円余を増額するものでございます。

続きまして、14ページから15ページにつきましては、課別の予算の内訳でございますので、御確認のほうをお願いをしたいと思います。

続きまして、すみません、16ページですけれども、16ページ、繰越明許費ですけれども、国の補正予算を受けて実施する事業でございます。繰越額の範囲内で来年度にわたっての執行をお願いするものでございます。

17ページから24ページまでのところが、主な補正項目を記載しております。これらの事業につきましては、令和8年度当初予算と一体的に実施する事業ということでありますので、後ほど当初予算の説明に併せて各課から詳細の説明をさせていただきます。

補正予算第11号についての説明は以上でございます。

続きまして、第3号議案、令和8年度一般会計当初予算のうち健康福祉部関係分について御説明をいたします。

25ページのほうをお願いいたします。まず、私のほうから概要を説明した後、主な事業について課別に各課のほうから御説明させていただきます。

では、25ページ、1番、一般会計でございます。一般会計は、健康福祉部全体合計で令和8年度当初予算額802億3,600万円余を計上しておりまして、前年度から14億6,000万円余の増額となっております。各課の予算額は表に記載のとおりであります。このうち、健康推進課において被保険者の増加に伴う後期高齢者医療支援事業費の増ですとか、青少年家庭課におきまして出雲児童相談所移転新築事業の増がございまして、これらが主な予算額の増額要因となっております。

健康福祉部の予算編成に当たりましては、先ほど部長が挨拶で申し上げましたけれども、第2期島根創生計画に基づきまして、結婚、出産、子育て支援ですとか、医療、介護、福

社の充実に向け、必要な予算の確保に努めております。また、エネルギー価格や物価高騰への対策に切れ目なく取り組むこととしたこととさせていただきます。

総括的な説明は以上となります。

それでは、続いて、各課の主な事業について御説明をいたします。

まず、私のほうから、26ページをお願いいたします。健康福祉総務課について御説明をいたします。健康福祉総務課のほうは、予算額が28億3,200万円余で、前年度から1億1,300万円余の増額でございます。表の3、保健所管理運営費と8、一般職給与費が大きく増加しておりますが、これは令和7年度人事委員会勧告に基づく給与改定などが主な要因となっております。

私のほうからは以上でございます。

○坪内委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

続いて、地域福祉課の当初予算案について御説明いたします。資料27ページをお願いいたします。地域福祉課の予算額は11億4,600万円余で、前年度から200万円余の増で、主な増減は、1番の福祉・介護人材確保対策事業費では、社会福祉施設職員の退職手当共済事業の単位掛金の増額などにより、前年度から1,600万円余の増、次に、7番の社会福祉施設等の整備促進事業費では、民間社会福祉施設等の整備促進を図るため施設整備費を借り入れた法人に元利補給を行っておりますが、平成18年度整備分をもって新規採択は終了しておりまして、各法人の償還完了に伴い、徐々に執行額が減少してきており、1,300万円余の減額となっております。

次のページをお願いします。債務負担行為の設定ですが、災害発生時に被災者支援に速やかに対応できるよう、生活福祉資金、災害援護資金の利子補給金について計上しております。

続いて、43ページをお願いします。主要事業について御説明いたします。

まず、1番、生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費では、生活に困窮される方の早期自立に向け、相談支援の従事者研修の充実に図るための予算などを計上しております。また、子どもの貧困対策では、SNSを活用した情報発信や子ども食堂の支援に必要な予算を計上しております。

2番、民生委員活動推進事業では、民生委員・児童委員の皆様の活動を支え、資質向上を図るために、活動費や研修経費を計上しております。

44ページでございます。3番、地域福祉セーフティネット推進事業では、県民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていける仕組みづくりを推進するための予算を計上しております。

4番、再犯防止等推進事業では、国との役割分担の下に再犯防止の取組を進めており、犯罪をした人のうち、福祉的な支援が必要な人を必要な支援につなげるための経費などを計上しております。

5の保護施設への物価高騰対策事業では、物価高騰の影響を受けている保護施設を支援するための予算を計上しております。

6の低所得世帯への物価高騰対策支援事業では、さきの本委員会で御説明いたしました

とおり、住民税非課税世帯に3万円を支給する市町村を補助するため、1世帯3万円の給付金や市町村事務費の予算を計上しております。現在、各市町村では、年度内の予算措置に向け、それぞれ取り組まれておりました、県としては今後も市町村の支給事務が円滑に進むように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御説明いたしました、地域福祉課では、これらの主要事業等の実施を通しまして、地域福祉の推進や生活困窮者支援の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

続いて、医療政策課関係分でございます。資料29ページでございます。当課の令和8年度当初予算総額は、対前年度比2億7,100万円余減の112億7,700万円余でございます。依然続く医師不足への対応や近年課題となっております看護職員の確保、また、厳しい経営状況でございます医療機関への支援などに取り組んでまいります。増減の主な理由といたしましては、12番、医療機関の機能充実費におきまして、加藤病院の整備が終了したことに伴う支援費の減などによるものでございます。

30ページ参りまして、下段の債務負担行為につきましては、医学生地域医療奨学金貸付金の実施及び島根大学医学部への寄附講座の設置に必要な債務負担行為限度額を計上しております。

続きまして、予算の具体的な内容については、46ページとなります。1の地域医療を支える医師確保養成対策事業につきましては、後ほど医師確保対策室長のほうから御説明いたします。

47ページ、2、看護職員等確保対策事業は、予算額7億1,700万円余を計上しております。このうち、(2)県内就業促進の②は、6月の定例会で制度創設をさせていただいておりますが、県内就職率の高い県立松江高等看護学院への進学を前提に、看護師資格取得を目指す准看護師養成所の学生へ授業料に充てる奨学金を貸与するもので、社会人や子育て中の方など、幅広い層の方々を支援して、県内就業につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、48ページの新規事業といたしまして、(3)離職防止・再就業促進の⑤になりますけれども、患者の高齢化などによりまして業務負担が増しております看護職員の負担を軽減するために、病院が行う看護DX推進の取組に対する支援を盛り込んでおります。

続いて、50ページの8以降が、国の補正予算関係の事業となります。8、医療機関等への物価高騰対策支援事業は5億2,300万円余で、エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けております医療機関等に対しまして、光熱費及び食材料費を支援するものでございます。

9、医療・介護支援パッケージ（医療分野）につきましては、(1)業務効率化、職場環境改善に資するICT機器導入等により、生産性向上に取り組む病院への支援、(2)は、施設整備を進める病院への建築資材高騰分等の支援、(3)出生数・患者数の減少等を踏まえた産科、小児科への支援を行うものでございまして、国の予算を活用いたしまして医療機関等の支援に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

岩田医師確保対策室長。

○岩田医師確保対策室長

資料を戻っていただきまして、46ページをお願いします。地域医療を支える医師確保養成対策事業についてです。予算額は14億7,800万円余を計上しており、医師不足に対応するため、引き続き、呼ぶ、育てる、助けるの三本柱で医師確保養成対策を実施してまいります。(2)医師を育てる対策においては、引き続き②、③の奨学金や研修資金の貸与、そして、次のページとなりますが、④以降の大学における医師養成支援、総合診療医の確保、育成に取り組んでまいりたいと考えております。そして、(3)助ける対策では、新たに⑥医師が働きやすい環境づくりに資する施設整備を行う医療機関に対して支援を行い、地域に必要な医師の確保を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

村下医療統括監。

○村下医療統括監(保健)(健康推進課長事務取扱)

それでは、私から健康推進課の予算について御説明をさせていただきます。31ページをお願いいたします。健康推進課の令和8年度一般会計当初予算額は219億5,700万円余を計上しており、前年度から5億1,900万円余の増額となっております。引き続き、健康寿命の延伸及び地域間の健康格差の解消とともに、子どもを産み育てたいと望まれるパートナーが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、支援してまいります。予算の主な増減理由といたしましては、7番、後期高齢者医療支援事業費が、被保険者の増加などにより6億4,800万円余の増額、8番、国民健康保険支援事業費が、被保険者数の減少などにより1億5,900万円余の減額となっております。

では、続きまして、予算に伴う主要事業につきまして51ページを御覧ください。1番、妊娠・出産・子育て等の支援につきましては、(3)お産あんしんネットワーク事業で、妊産婦等への交通費の支援を拡充いたします。これまでも国の補助事業を活用し、移動時間がおおむね60分以上を要する医療機関で出産、または健診を受ける妊婦に対する交通費、宿泊費の支援を市町村を通じて行ってきたところですが、令和8年度から、これに加えて、不妊治療、産婦健診、産後ケア、乳幼児健診を受ける妊産婦等に対する交通費も新たに事業対象としたところがございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。(5)子ども医療費の助成制度では、令和7年度から市町村と連携し、県内全域で医療費助成の対象年齢を高校生相当の18歳まで拡充したところです。令和7年度は制度開始年度のため、11か月分相当の予算額を計上しておりましたが、令和8年度は12か月分相当の予算額の計上となるため、前年度から5,000万円の増額となっております。

2の健康寿命の延伸の(5)の生活習慣病予防の推進の②番、循環器病対策推進事業では、新規事業といたしまして島根大学医学部附属病院に今年度設置された脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営を支援します。県民の死亡原因の上位でありますし、死亡率については圏域間で差が生じている脳卒中などの循環器病に係る対策をさらに進めるため、

島根大学医学部と連携して取組を進めてまいります。

私からは以上です。

○坪内委員長

山崎がん対策推進室長。

○山崎がん対策推進室長

続きまして、54ページ、6、がん対策の推進でございます。予算額は7,800万円余で、引き続きがん対策推進計画に基づき、がん予防、がん検診の充実、がん医療の向上、がん患者・家族支援の3本柱で取り組んでまいります。（1）科学的根拠に基づくがん検診受診の充実促進として、がん検診の精度管理の向上を図るため、医師等の検診従事者を対象とした講習会を開催するなど、関係機関と一体となった取組を進めます。（2）がん医療水準の向上及び（3）緩和ケアの推進として、がん診療連携拠点病院等が行う研修事業等への補助や、地域における緩和ケアの取組を支援してまいります。

次のページに移りまして、（4）がん患者家族への支援として、がん患者の社会参加支援としてのウィッグ等の購入費助成などを行ってまいります。（5）がん教育の推進として教育委員会とも連携して、がんに関する正しい知識の普及を図ってまいります。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

高齢者福祉課関係分につきましては、資料の33ページになります。高齢者福祉課の令和8年度当初予算総額は149億3,000万円余で、前年度と比較しまして6億8,200万円余の減となっております。減額の主な要因といたしましては、3の介護施設等整備推進事業費の減、7の介護保険制度施行支援事業費のうち、高齢者施設等への物価高騰対策事業費の減、こういったものによりまして、全体として減額となっております。令和8年度は、第9期介護保険事業支援計画の3年目、最終年度となります。引き続き医療・介護連携を進め、地域包括ケアシステムのさらなる推進、そして、喫緊の課題であります介護人材の確保、へき地の介護サービスの維持、確保に取り組んでまいります。

続きまして、個別の主要事業につきましては、資料56ページからになります。新規拡充を中心に説明をさせていただきます。

まず、57ページになります。5の介護施設等整備推進事業についてです。このうち、（3）の②につきましては、老朽化施設の大規模修繕の必要性が高まる中、国の経済対策により、既存の防災対策補助事業とセットで行うことを条件としまして、大規模修繕に対する補助を新たに実施することとしたものでございます。

続いて58ページ、6の介護人材確保対策事業についてでございます。このうち、拡充事業としまして、（10）について通所介護事業所への訪問介護サービス機能の追加や、訪問介護事業所によるサテライトの開設を新たに支援することとしております。また、新規事業といたしまして、（14）になりますが、外国人介護人材、受入れ事業所それぞれを対象といたしまして、円滑な就労・定着を図る目的で集合研修を実施することとしております。その他、今年度補正予算で対応いたしました（8）の外国人介護人材確保に係る経費の支援や、（12）の介護テクノロジー導入経費の支援につきましても、引き続き実施をし

てまいります。

続いて、10の高齢者施設等への物価高騰対策支援事業についてです。このうち、(2)は助成上限額を引き上げた上で、既に支援を受けられた社会福祉法人等も含めて、改めて支援するよう、制度を拡充するものであります。

そのほか資料に記載しております事業を着実に進め、冒頭申し上げた目的の達成に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

私からは、青少年家庭課の予算について御説明いたします。資料は35ページになります。令和8年度当初予算額は48億6,000万円余で、前年度に比べ14億4,000万円余の増額となっております。令和8年度も、第2期島根創生計画等に基づき、児童虐待防止、社会的養育の推進、ひとり親家庭や困難を抱える子ども、若者、女性への支援を引き続き推進してまいります。増額の主な要因につきましては、4、施設入所児童支援事業費で2億8,000万余、これは児童養護施設、双樹学院の建替え整備の支援及び措置費の単価上昇によるものと、それから、7、子どもと家庭特定支援事業で10億2,000万円余、これは出雲児童相談所の新築工事によるものです。

資料は60ページになります。主な事業について御説明いたします。1、子どもと家庭の相談事業は3,400万円余で、児童相談所及び市町村の相談体制の整備、ヤングケアラー支援として研修やオンラインサロンを実施します。

2、出雲児童相談所移転・新築事業は13億2,300万円余で、12月の完成、令和8年度内の移転を予定しております。

61ページになります。3、社会的養育の推進は、18億2,600万円余です。このうち、14億5,000万円余が施設、里親に措置される児童の措置費です。新規事業として(1)、③で、児童養護施設では、夜間に少人数で対応しており、職員の負担が深刻化していることから、夜間勤務の配置や交代制の整備、補助職員の配置など、負担軽減を図る施設を支援いたします。また、(1)、⑤で、施設退所を控えた方及び施設を退所した方に対し、各施設に生活相談支援担当職員を配置し、退所前の生活技能習得支援や施設退所予定者同士の交流会などを実施し、社会的養護経験者の孤立、孤独を防ぎ、自立を促進いたします。

4、ひとり親家庭自立支援事業は1,900万円余で、62ページに行きまして、令和8年度は国により実施されますひとり親家庭等の調査を国からの委託を受けて実施いたします。

5、困難を有する子ども・若者支援事業は1,600万円余で、社会生活を営む上で様々な困難を有する子どもや若者の自立につながる市町村の取組を支援します。

63ページ、6、女性保護事業は1億2,100万円余です。新規事業として、(2)、④で、性暴力被害者支援センターたんぼぼ等と協力医療機関の連携を強化するため、連携会議の開催や医師による専門研修を実施いたします。また、この1月から開始しました証拠採取の実施医療機関の拡大に加え、昨年4月から実施しております男性・男児の性暴

力の被害者の支援における協力医療機関の拡大を図り、被害者への適切で専門的な支援体制を構築いたします。

7の児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業は2月補正で計上しておりますが、1,500万円余で、光熱水費、食材料費支援に加え、エネルギーコスト削減効果の高い設備投資等を支援いたします。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

続きまして、委員会資料36ページのほうをお願いいたします。子ども・子育て支援課の関係分でございます。当課といたしましては、第2期島根創生計画に掲げます基本目標、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の実現に向け、結婚に関する情報提供から結婚を望む方への出会いの場の創出、お相手探しまでの一体的な結婚支援、保育所・放課後児童クラブの充実など、子育ての支援について引き続き進めてまいります。課としての予算額は104億800万円余と、令和7年度から2億6,000万円余の増となっております。主な増減項目ですが、5.保育所等運営支援事業費が保育所等給付費等の増などにより2億700万円余の増、7.放課後児童クラブ支援事業費が施設整備事業費の減などにより1億500万円余の減となっております。その要因につきましては、後の主要施策のところでも触れさせていただきたいと思います。

なお、6.地域の子育て支援事業費につきまして、一番右の列に括弧書きで、うち放課後児童健全育成事業分と記載しておりますが、これは放課後児童クラブの運営支援費でございます。次に説明いたします主要事業の概要においては、放課後児童クラブ支援事業として整理をいたしております。

続きまして、主要事業の概要について御説明をいたします。64ページを御覧ください。主な事業について御説明をいたします。1.結婚支援事業でございます。引き続き、縁結びボランティア「はぴこ」、しまねコンピューターマッチングシステム「しまこ」による結婚支援や、市町村と連携した総合的な結婚支援を行うとともに、従業員の出会いや結婚を応援するしまね縁結びサポート企業の取組への支援などを引き続き行ってまいります。

(2).③にありますとおり、「しまこ」の登録手続を簡素化するほか、利便性向上に向けたシステム改修を行い、会員数の増加や利用促進を図ることとしております。(3).④のメタバース婚活イベントは仮想空間を利用した形の婚活になりますが、その上、③の県内広域イベントの一つの形として取り組むこととしております。

続いて、65ページを御覧ください。4.保育所等運営支援事業でございます。(1)保育所等運営支援事業が大部分を占めておりますが、これは、国におきまして人事院勧告に準拠した職員給与の見直しを含みます公定価格等の改善があったためであり、冒頭申し上げた増額の主な要因となっております。

続いて、66ページを御覧ください。(3)保育士の確保・定着支援事業といたしまして、②では、保育士養成施設に進学する際の家賃貸付事業の対象地域を拡大して、今年度から取り組んでおります。⑤では、小中高生を対象に保育士の仕事体験等の機会を設け、保育士の魅力発信・向上などに取り組んできているところですが、来年度も引き続き取り

組んでまいります。

6. 放課後児童クラブ支援事業についてです。67ページをお願いいたします。(2) 待機児童対策として、これまでの取組によりクラブの受皿確保が進んできましたが、都市部の中心部などにおいてはまだ待機が発生しておりますので、新たな施設整備の予定は減少してきておりますけれども、引き続き必要な受皿の確保に取り組んでまいります。

(5) 機能向上事業としまして、児童がクラブで過ごす時間が長くなってきていることから、児童がクラブで充実した時間を過ごすための環境整備を図るため、体験等の主体的な遊びの実施や学習習慣の定着などの取組への支援を行ってきておりますが、引き続き質の向上を図ってまいります。

最後に、7. 保育施設等への物価高騰対策支援事業費として2,200万円余を計上しておりますが、エネルギー価格の高騰の影響を受けます保育所、クラブ等に対しまして光熱費の支援を行うものであります。

私からの説明は以上となります。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

次に、障がい福祉課所管分について御説明いたします。委員会資料37ページをお願いいたします。障がい福祉課の事業費総額は119億1,100万円余で、前年度比4億6,100万円余の増額となっております。障がい福祉課といたしましては、引き続き、障がいのある方やその御家族が地域で安心して生活できるよう、社会環境の整備を進めてまいります。増額の主な要因といたしましては、6の障がい者自立支援給付事業費と8の障がい児施設等給付費に関しまして利用者の増加や新規加算の取得などから、それぞれ4億4,000万円余、1億7,500万円余の増額となっております。

続きまして、主要事業の概要について御説明いたします。資料は68ページとなります。記載しております事業のうち、新規拡充事業など主なものについて御説明させていただきます。

最初に、1のこどものきこえサポートセンター運営事業につきましては、令和8年度からの新規事業でございます。難聴児を早期に発見し、言語・コミュニケーション手段の獲得につなげるため、支援の中核となるこどものきこえサポートセンターを設置するものです。センターでは、(1)市町村から聴覚検査結果の提供を受けまして、支援が必要な児童を把握し、(2)言語聴覚士のコーディネーターが相談支援に当たります。また、(5)の聾学校や医療機関とも連携し、難聴児やその御家族の適切な支援につなげてまいります。

続いて、4の障がい者就労支援事業につきましては、(5)の4ポツ目、農業体験実施及び高度技術を習得するための技能習得実習を拡充しております。これは、農福連携を取り組む事業所を増やすため、農業体験実習や高度技術の習得を後押しするものです。

次に、8の障がい者施設等整備事業につきましては、(1)の施設整備に関しましては、国の経済対策に呼応して2月補正予算でも計上しております。なお、予算額が前年度から半減した理由としましては、事業者からの申請申込額の減によるものです。

最後に、10の障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業につきましては、全額を2月

補正予算に計上しております。令和7年度に引き続き、(1)の光熱費及び食材料費を支援するとともに、(2)のエネルギーコスト削減対策支援は、既に支援を活用した社会福祉法人等も改めて支援が利用できるよう、制度を拡充いたしました。また、(3)の新規事業といたしまして、事業所等の訪問・送迎の移動経費や災害発生時に必要な設備・備品等の購入経費等を支援してまいります。

私からの説明は以上となります。

○坪内委員長

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

続きまして、薬事衛生課所管分について説明いたします。資料38ページを御覧ください。令和8年度の薬事衛生課の当初予算は9億800万円余、令和7年当初と比べ3億8,500万円余の減となっております。減額の主な要因は、国庫支出金返還金が3億8,900万円余の減となったことによります。

続いて、主要事業については資料73ページからとなりますが、従前の事業については説明を割愛させていただき、新規拡充した事業について御説明いたします。

76ページ、7、薬剤師確保対策事業に1,800万円余を計上しております。従来から実施しておりました、在学期間中に奨学金の貸与を受け、新たに県内の医療機関・薬局に就業する薬剤師に対し、奨学金の返還を雇用主と共同で助成する奨学金返還助成事業について、特に確保に苦慮している医療機関を対象に、助成上限額を引き上げ、選択制にすることで拡充させることといたしました。

私のほうからは以上です。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

続いて、40ページの上段の表になります。第8号議案、令和8年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計予算についてでございます。本センター診療所の当初予算額は、非常勤の派遣医師の減等のため、対前年度比200万円余減の2億8,300万円余を計上しております。引き続き入所者等への医療提供の確保に取り組んでまいります。以上でございます。

○坪内委員長

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

それでは、続きまして、第9号議案、島根県国民健康保険特別会計について御説明させていただきます。資料、同じページの下段の表になります。令和8年度国保特別会計の当初予算としましては、600億8,600万円余を計上しております。前年度比9億7,400万円余の減額となっております。個別の項目の主な増減としましては、先ほど条例改正案でも御説明させていただきましたが、令和8年度から新たに子ども・子育て支援制度がはじまることに伴い、7番目、子ども・子育て支援納付金として6億5,000万円余が皆増となっております。一方で、被保険者の減少を主な原因として、2ポツ、保険給付費等交付金が17億1,000万円余の減額となったほか、3ポツ、後期高齢者支援金

や5ポツ、介護納付金なども減額となっております。その他の項目については、令和7年度の実績に基づいて令和8年度の必要額を見込んだ結果、資料のとおり増減が生じております。

私からの説明は以上となります。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

資料は41ページになります。母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。ひとり親家庭に対し、生活や子どもの修学、修業などへの貸付事業について特別会計にて実施しており、母子、父子、寡婦と、それぞれに必要な額を計上しており、令和8年度は総額4億3,000万円余を計上しております。また、貸付金は子どもが学校に通う期間、複数年にまたがるため、次年度以降の貸付金については、下表の債務負担行為により必要額を計上しております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そういたしますと、第17号議案、令和8年度島根県病院事業会計予算について御説明いたします。資料は6ページとなります。

まず、中央病院の令和8年度の当初予算の概要から御説明いたします。

(1) 令和8年度当初予算の概要です。収入の大部分を占める診療費は、令和8年度の診療報酬改定の改定率や過去の当院での改定反映状況を踏まえ、前年度予算から5%増と推計しております。一方、給与費の増や物価高騰や民間企業の賃上げに伴う委託料の増などの影響により、支出も増加するものと推計しております。

(2) も併せて御覧いただければと存じますが、現金の動きにのみ着目した収支であります単年度資金収支は、対応をしないと大きな赤字となる見込みであり、運転資金である現金預金が枯渇してしまうことから、この運転資金の枯渇を防ぐため、令和7年度に新設されました経営改善推進事業のための病院事業債を活用し、令和7年度、8年度とも借入れを行い、現金預金の枯渇をまず防ぎ、経営改善の取組を進めてまいり所存としております。

(3) 経営改善の取組でございますが、1ポツ目、毎年度策定しております経営改善実行プランを令和8年度版も策定し、経営改善の取組を進めてまいります。主な取組内容といたしましては、診療単価の向上に向けた取組として、手術件数の増加や二次検診数の増加対策など、支出の見直しにつきましては、電気代の削減や将来のシステム更新の最適化の検討など、地域の医療機関との連携強化につきましては、広報活動の推進や地域の医療機関への計画的な訪問などを進めてまいります。

2ポツ目といたしまして、政策医療などに関わります一般会計負担金について、近年の人件費の上昇を適正に負担金額に反映できるようにすることなど、変更を行っております。

(4) 主な機器更新などについてでございますが、経営状況の厳しい中ではありますが、先送りができない事業について厳選の上、実施をしております。情報システムの改良と

しては、院内の基幹システムの改修、更新時期を迎えておりますので、この改修費として12億円余を計上しております。また、大規模改修工事として、開院後25年以上が経過し、劣化の激しい部分であり、先送りのできない調理室の空調や外壁の改修等を順次してまいります。この大規模改修について6億9,000万円余を計上しております。

続いて、予算総括表に基づきまして個別の項目を説明させていただきます。資料は7ページになります。中央病院の令和8年度当初予算の総括表でございます。表の左に行番号を記載しておりますので、御参照ください。

1行目、収益の総額は、令和8年度当初予算といたしまして対前年比10億5,500万円余の増、231億7,800万円余を計上しております。

右端の概要欄の表に記載しておりますが、令和8年度予算については、入院収益については、1日患者数455人、診療単価8万4,000円、外来収益については、1日患者数920人、診療単価2万3,100円により計上しております。

これにより、3行目、入院収益は、対前年比6億6,400万円余増の139億5,000万円余、また、4行目、外来収益は、対前年比2億4,200万円余の増の51億円余を見込んでいます。

これらの結果、2行目、医業収益は対前年度比9億100万円余の増の202億600万円余を計上しております。6行目、医業外収益につきましては、7行目の一般会計負担金において昨今の人件費の増を反映されたこと等によりまして、合計で対前年比1億5,400万円余増の29億7,200万円余を計上しております。なお、一般会計負担金については、後ほどまとめて説明させていただきます。

9行目、費用の総額は、対前年比12億4,700万円余増の239億3,100万円余を計上しています。その内訳といたしましては、10行目、医業費用は、給与費、薬品費の増などによりまして、対前年比12億7,100万円余増の232億700万円余を計上しています。なお、11行目、給与費の増は、主には令和7年度の給与改定を反映させたものとなっております。13行目の薬品費の増は、外来化学療法等に用いる高額薬品の使用量の増を見込んだものでございます。

1行目、収益総額と9行目、費用総額の差となります20行目の損益は7億5,200万円余の損失となり、対前年比1億9,100万円余の損失の増となります。これは、給与費の増や診療材料費の増が主な要因となっております。

21行目には、概要でも申しました経営改善推進を図りつつ、当面の運転資金に充てるための企業債として15億円を計上しております。この15億円については、収入、支出から推計される現金預金及び運転資金枯渇を防ぐための必要額から算定したものとなっております。

続いて、資本的収入及び支出についてでございます。22行目、資本的収支の総額で対前年比8,000万円余の減、43億3,600万円を計上しています。内訳といたしましては、23行目、企業債は、建設改良費の減に伴う企業債借入額の減により、対前年比1億10万円減の29億5,500万円余を計上しています。24行目の一般会計負担金については、後ほど28行目の企業債償還金と併せて御説明いたします。

支出については、26行目、資本的支出の総額で対前年比2億5,100万円余の減の52億7,700万円を計上しております。内訳として、27行目、建設改良費が対前年

比9, 800万円余減の29億5, 600万円余を計上しております。なお、右端の概要欄に令和8年度に予定しております主なものを記載しております。また、28行目、企業債償還金は、対前年比4, 700万円余増の23億2, 000万円余を計上しています。これは、令和7年度が前年度に比べて大きく企業債が発行する見込みであり、その返済に伴う償還額が増加することによるものです。これに連動して24行目の一般会計負担金においても負担してもらう額が増加しております。29行目に、中央病院の資金繰り対応としましてこころの医療センターからの借り入れている2億円について、令和7年度にて2億円の返済が完了となりますので、令和8年度はゼロを計上しております。

その結果、22行目の資本的収入の総額と26行目の資本的支出の総額の差であります30行目、資本的収支については9億4, 000万円余の支出超過となり、当該部分については内部留保資金を活用いたします。

病院事業会計の経営状況を示す指標といたしまして、単年度資金収支の状況を整理しておりますが、31行目、単年度資金収支については3億8, 000万円余の黒字となっております。これは、21行目の病院事業債を借り入れたことによってプラスとなっておりますが、実質的には単年度収支はマイナスであり、診療報酬の改定や一定の収益改善の取組による収益の増の効果以上に人件費の増などの影響が大きいものと見込んでいるところでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。中央病院の一般会計負担金の状況を整理したものでございます。左の欄にありますとおり、収益的収入や資本的収入に区分し、また、収益的収入につきましては、さらに医業収益と医業外収益に区分しております。一号経費は、救急など経営に伴う収入を充てることが適当でない経費、二号経費は、高度・特殊医療など、経営に伴う収入のみをもって充てるのは客観的に困難な経費について区分しており、それぞれの経費を決算数値を基に算出しております。これにより、19行目、収益的収入計は、対前年比2億1, 000万円余の増の24億600万円、21行目、資本的収入の計は、対前年比1, 900万円余の増の13億8, 000万円余を計上し、22行目、一般会計負担金の総額といたしましては、対前年比2億3, 000万円余増の37億8, 600万円余となっております。

続いて、こころの医療センターについて御説明します。資料は9ページとなります。

(1) こころの医療センターの令和8年度当初予算の概要です。こころの医療センターにおいても、中央病院と同じく人事委員会勧告に伴う給与費等の増等があり、支出は大きく増加しております。一方、これも中央病院同様、収入の大部分を占める診療費は、令和8年度診療報酬改定で5%の増と推計しております。加えて、令和6年度から7年度にかけて収入のあった中央病院からの貸付金返還金もなくなり、単年度資金収支については引き続き赤字となる見込みです。そのため、運転資金の枯渇を防ぐため、令和7年度に新設された病院事業債を活用し、令和8年度は借入れを行って運転資金の枯渇を防ぎつつ、経営改善の取組を進めることとしております。

続いて、(2) ですが、単年度資金収支と現金預金残高の状況を示した表となります。考え方は中央病院と同じでございます。

(3) 経営改善の取組でございます。こころの医療センターにおいても経営改善実行プランの令和8年度版を策定し、経営改善の取組を進めてまいります。

主な取組といたしましては、外来ファーストコール体制を強化し、緊急受診を柔軟に対応すること。緊急患者の増加は入院患者の増加につながるため、断らない体制をつくり、他の医療機関から紹介が得られることを目指すこと。さらには、ウ、診療単価の分析等、適切な検討を行い、新たな施設基準や加算の取得に取り組むことなどによりまして、患者の増、そして、診療単価の上昇につなげてまいります。

(4) 主な事業といたしましては、児童・思春期部門の充実・強化であります。先ほど条例案のところでも御説明いたしましたとおり、研修施設群の基幹施設と認定されました。結果といたしまして、児童・思春期部門の充実・強化につながる人材の育成に取り組むこととしており、初年度であります令和8年度は、数名程度の研修生に対して4月から研修を行うこととしております。

続いて、予算総括表について、個別の項目について御説明させていただきます。資料は10ページとなります。

収益的収入及び支出につきましては、1行目の収益総額は7,700万円余の増の28億6,000万円余を計上しております。右端の概要欄の表に記載していますが、令和8年度予算については、入院収益については1日患者数152人、診療単価2万6,463円、外来収益につきましては1日患者数108人、診療単価が8,143円、これらの患者数、診療単価により計上しております。これにより、2行目、医業収益につきましては、入院収益は増収、外来収益も増収が見込まれ、17億4,900万円余を計上しております。

10行目の費用の総額は、対前年8,600万円余の増の31億7,100万円を計上しております。

これらにより、1行目の収益と10行目の費用の差であります21行目の損益は、対前年比900万円余悪化し、3億1,000万円余の損失となります。

22行目には、概要でも申し上げました経営改善を図りつつ、当面の運転資金に充てるための企業債として5億円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、23行目、資本的収入の合計は、対前年比2億2,400万円余の減、2億5,700万円余を計上しておりますが、これは、26行目のその他資本的収入におきまして貸付金返還が令和7年度で終了したため、前年度と比較いたしまして約2億円の収入減となったことが大きな要因となっております。その他の内訳といたしましては、24行目、企業債は、建設改良費の減に伴う企業債借入額の減により、対前年比2,300万円余減の1,300万円余を計上しております。

続いて、27行目、資本的支出の合計は、対前年比3,300万円余減の2億8,200万円余を計上していますが、これは28行目の建設改良費の減が主な要因です。

23行目の収入と27行目の支出の差であります31行目の資本的収支は2,500万円余の支出超過となります。

32行目、単年度資金収支につきましては、7,800万円余の黒字となっております。これは、22行目の病院事業債を借り入れることによってプラスとなっているものでございまして、あとは中央病院と同様の状況となっております。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

ここで休憩を取りたいと思います。午後2時55分から再開したいと思います。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開したいと思います。

先ほど説明のありました当初予算と関連する補正予算について、質疑等はありませんか。

河内委員。

○河内委員

ちょっと2点お伺いをさせていただきます。安来市で安来市立病院と安来第一病院が経営統合するというところで、今恐らく安来の市議会でもその議論がされてるんじゃないかなというふうに思いますけども、全国においても病院の倒産だとか赤字経営が非常に増えているということで、診療報酬の改定があるということですけども、とはいえ大きく経営を改善することはなかなか難しいのかなというふうに考えてまして、県として島根県の隅々まで地域の医療を守っていくためには、今、学校もそうですし、例えば、今日は駐在所の再編の話も説明があったり、いろんな意味で人口が少なくなっていく中で、病院や介護事業所、小規模のところも含めて、やはり抜本的に何かを変えていかないと、この10年、20年、医療体制、介護の体制がもたないんじゃないかなという危機感を皆さんも同じく共有しているんじゃないかなというふうに思ってまして、県立の病院に限らず、県内の医療や介護の体制を守っていくために、あまりいい議論ではないですけども、統合だとかそういうことが結構現実味を帯びてくるのかなというふうに考えてまして、やはり、県としてそういった考えを持っておくことは、そういうことも含めて、どうしたら維持できるのかということ議論したり考えておくことは非常に重要なかなと思ひまして、ちょっと雑駁な質問なんですけども、どのような認識を持っておられるかということをもつと、今度、ちょっと細かいことなんですけども、午前中の環境生活部でも少し質問させていただいたんですけども、議会質問で2回、障がい者の方が使われるトイレを取り上げさせていただきました。ユニバーサルベッド、赤ちゃんのおむつ替えのベッドは多くのトイレにあるんですけども、成人の方が使われるトイレの設置が県の施設においても進んでないのかなということもありまして、2回質問させていただいたんですけども、なかなか進捗が見られないのかなというふうに思っています。様々な事情があるということもお聞きしていますし、承知はしているんですけども、県立中央病院を御利用されている障がいを持つお母さんから、小学校の高学年か、中学校の1年生か2年生くらいの男の子の障がいを持っているお子さんが車椅子で病院に行ったときに、おむつを替えるベッドがなかったということをお聞きをしました。病院の方にそういったことをお伝えして、何かを用意していただいて緊急的に対応いただいたということなんですけども、やはりいろんな方がいらっしゃる県立中央病院において、そういう施設が整備されてないってことはいかがなものかなというところがありまして、現状を私も見に行ったわけではないんですけども、実際どうなのかということと、それに今後対応していくお考えがあるのかということをもつと、2点お聞きさせていただきます。

○坪内委員長

医療も介護もですか。河内委員。

○河内委員

そうですね。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

まず、医療のほうの病院の再編や統合といったところの県としての考えというところでございます。特に、県内におきましても、中山間地域におきましては人口減少によりまして患者数が減少してきていたり、それに伴いまして医療従事者の確保が困難になってきているということで、全国的には再編や集約化の動きがあるということは県としても承知しているところでございます。ただ、私どもとしましては、重要なことは、どうやって必要な医療機能をその地域に残していくのか、どうやって医療機能を確保していくのかということが大事だというふうに思っております。その確保のために医療機関間で役割分担をしたり、連携体制を取っていただいたり、また、医療資源の配置の在り方について、これまでも地域の関係者においていろいろ議論をしてきていただいております。その例といたしまして、今年度、出雲市立総合医療センターのほうでは急性期病床から回復期の病床に変更をされて、圏域の後方病床として役割を担うといったこともされてきているというところでございます。こういった役割分担がなされてきているというところがございます。こうした調整として、圏域ごとに保健所が主催する調整会議を設けておりますので、各圏域で必要な医療機能が確保されるような取組を引き続き進めていきたいというところでございます。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

私のほうからは、介護について御説明させていただきます。

河内委員おっしゃいますように、人口減少の中にあって、特に中山間地域におきましては、高齢者の人口が減少のフェーズに入っている地域が出はじめております。松江、出雲におきましては、高齢者の人口というのは、まだ当面は減少というフェーズにはありませんけれども、中山間地域の小規模の自治体においては、高齢者の人口も減少のフェーズに入っていると。なおかつ介護現場で働く人材という面でも、人材確保に非常に苦慮されている。特に、これまた中山間地域におきましては、人材確保という観点でも非常に厳しい状況に置かれているということがございます。

そういった中におきまして、県としては、それぞれの市町村、自治体のほうにそれぞれの自治体の今後の高齢者人口の推移を示すデータを提供しております。既に高齢者人口が減少のフェーズに入っているところについては、それを踏まえてどういった介護サービスの提供の在り方をしていくべきかということを経験で、関係の方々と議論をしていただく、そういったことが今後必要になってくると思いますし、また、こちらも市町村のほうにはそういった課題を共有して、そういった議論が進むように後押ししていければと思っております。

今回、当初予算の中にも、主要事業の中で5番の介護施設等整備推進事業の中に、(2)広域型特別養護老人ホーム等の整備への助成というのがございます。こちらは、介護サービ

スの再編を伴う改築ということで、特に中山間地域の中でも適切な介護サービスが提供できるような、そういった特別養護老人ホームの在り方というのを支援できるようなメニューも御用意しておりますので、そういったことも含めて、自治体のほうには説明をしてみたいと思っております。以上です。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そうしますと、先ほど河内委員からのユニバーサルベッドというお話で、1月か2月お話しいただいたときに中央病院のトイレ等を確認をしました。基本的には、多目的トイレには赤ちゃんのおむつ替え用のベッドがあったりとか、洋服が着替えれるような、下に足元の台というのを設置しておりましたが、委員御指摘のようなユニバーサルベッドというのは多分なかったと思っておりますので、あとはスペースの問題とか、そういったものもあろうかと思いますが、設置に可能などころがあれば、前向きに設置に向けて考えていきたいというふうに考えております。

○坪内委員長

河内委員。

○河内委員

病院の統合ありきということでは決してないんですけども、やはり近くにしっかり医療を受けられる施設があることは、それにこしたことはありませんけども、それこそこの前のマヒンドラさんではないですけども、経営がなかなか芳しくないという話は聞いてましたが、突然そういう事態に陥ったということもあります。やはり、もちろん残していくことをしっかり頑張ることは重要なことですけども、なくなってしまったらもう元も子もございませんので、そういった意味でも広域的に県が考えられることはたくさんあると思いますので、今いろいろ御答弁いただいたものも含めて、もう少し広い視点でといいますか、これから議論をしていくことが重要なのかなというふうに思ってます。意見でございます。

もう1点。トイレについてですけども、環境生活部さんにもお話ししたときに、やはり同じような御答弁がございましたが、実際、その施設を使われる方からすると、自分に置き換えてみたときに、トイレがないのと同じということですので、じゃあ、そこに安心して行けるかといったら、なかなか安心して行ける状況じゃないということですので、施設の設置できない状況は分かりますが、何か知恵を絞って工夫して、安心して医療が受けられるような体制をつくっていただきたいなど。これも要望しておきます。

また障がい福祉課さんがそういった面では旗振り役になるのかなと思いますので、全庁的にそういった施設をしっかり整備していくようなことを、ぜひもう少し力強い後押しをしていただけたらと思います。答弁は結構でございます。

○坪内委員長

そのほかございますか。

大国委員。

○大国委員

国の当初予算案なんかを見ますと、今回、県の補正でも措置されている物価高騰対策と

か食材費高騰、エネルギー価格高騰など、一定措置されていると思いますが、診療報酬、介護報酬の話でいうと、診療報酬でいうと本体部分は3.09%の引上げなんですよね。一方、薬価は0.87%引下げと。報酬全体では2.22%の引上げということですね。これが十分か不十分かと言われれば、これは不十分だと思うんですよ。介護報酬でいうと、期中改定ということで、これはこの間の成果だというふうに思うんですけども、これが2.0%の引上げで処遇改善が一応図られはするんですけども、これが物価上昇に追いついているものなのかと言われれば、それはそうになってないというふうに言えると思うんです。それから、加えて言うならば、この間、訪問介護の基本報酬引下げで、我々県議会としても頑張ったんですけども、結局この部分というのは、引上げっていうのは見送りされてるんですよ。

1つお願いしたいのが、一応報酬改定でプラスにはなっているんだけど、恐らく今日の当初予算の説明で、そういうのはあるんだけど、赤字は赤字だっていうところにもう既に表れているかもしれないんですけども、1つは物価高騰、エネルギー価格高騰対策で交付金等がついて、これはやがて現場に届くでしょう。僅かだけでも、報酬の一応の、プラスの改定がされたと。これもやがて届くでしょう。ただ、それが十分では僕はないと思うんですよ。なので、県立中央病院とかこころの医療センターはもとよりですけども、県内の医療機関、介護施設含めて、現場が実際どうなっていくのかっていうところをよく話を聞いてほしいと思います。応援金とか、いろいろある程度まとまったお金が届くんですよ。それで一息はつけるかもしれない。じゃあ、報酬の改定があったんだけど、それが持続可能なものになっていくのかどうかっていうところはよく見ていただきたいというふうに思っています。

それで、加えて、ちょっと各論的に言うならば、県としてもやっぱり独自策っていうところを踏み出してほしいというふうに思ってます。例えば、国民健康保険で今日も議論してますけれども、やっぱり高止まりなんです。これから上がっていくっていう傾向が出てくるのは多分間違いないと思いますので、市町村はやっぱり住民に身近な自治体ということで、苦肉の策を講じて基金を崩したりとかいろいろ頑張ってる中で、やっぱりこれ、県としても国民健康保険料がこれ以上上がるのは避けなければならないと思うんで、知事は嫌がるんですけどね、一般会計から国民健康保険会計に入れるっていうのは。当然国保負担の増額は求めながらも、やっぱり今の保険料、耐えられないのはこれ、間違いないので、ここをどうするのかっていうのはやっぱり絶えず考えていただきたいなと思ってます。介護保険にしてもしかりです。やっぱり現場がどうなっていくのか。今、国が対策打ってるのが、それがどの程度効果あるのかっていうのをよく見極めた上で、手だてを講じてほしいなと思ってます。

それから、看護師確保、非常に大変だというお話、この間聞いておまして、皆さんも同じ認識だと思うんですけども、これ、やっぱり根源をたどると診療報酬に行き着くんじゃないかなというふうに思ってます。介護も看護もですけど、いろいろ確保策をそれぞれやられていますよね。それはそれで大いに拡充してもらいたいんですけども、難しいことはないと思うんですけど、やっぱりそこにしっかり、国なり自治体も含めて、財政支援を含めてきちっと保障すれば働きやすい職場になるだろうし、当然やりがいがあるだろうしということで、そこもやっぱり現場の実態をよく見た上で手を打ってほしいですよ。

ね。独自策含めて手を打ってほしい、どうやったら集まるのか。小手先とってはちょっと失礼ですけども、ちょっとしたことではなくて、やっぱり根本的な対策っていうところを考えていただきたいなと思ったところです。

それから、すみません、最後、病院事業会計についてですけども、私、県立中央病院にもお世話になったことも当然ありますし、県民の医療、命を守るために尽力されていることには重ねて敬意を表しておきたいというふうに思います。ただ、紹介状のない受診時の加算料、それから差額ベッド代の徴収、いわゆる保険外負担の選定療養費の徴収をされているということで、これ、やっぱり保険証1枚で安心して医療にかかれるっていうところの病院を、やっぱり県立中央病院には目指していただきたいなというふうに思います。いろいろな制約があると思いますけれども、この間、差額ベッド、個室料なんかマニュアルをつくられて、いろいろ改善が図られたということも承知しています。以前個室料のトラブルが非常に多かったんですけども、私のところに相談が多かったんですけども、最近ほとんどなくなりました。これ、やっぱり改善の成果だというふうに思っていますので、さっき言ったようなことを含めて、一層県民の病院として、制度変更も含めて、改善されることをお願いしたいなと思っています。以上です。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

私のほうには、まず、診療報酬の関係と看護職員確保の関係で2件というふうに思っております。

まず、診療報酬につきましては、委員おっしゃいますとおり、今回3.09%引き上げられることになったということで、通常改定分に加えまして、賃上げ対応分と物価対応分の増が見込まれているということについては、全体としては一定の効果がある、評価ができるものではないかなというふうに思っております。今後、個別の項目が決定される中で、各医療機関における対応を検討され、狙いどおり経営の安定化や賃上げにつながるかどうかというのは明らかになっていくんですけども、各医療機関において賃上げが実施されて必要な人材が確保されることによって、中山間地域や離島においても医療のサービス提供体制が維持されるということが重要になってくるというふうに思っております。ですので、状況については注視してまいりたいと思いますし、委員おっしゃいますとおり、現場のほうに出向いて、どういう状況かっていうのは引き続き意見交換をしていきたいというふうに思っております。あわせまして、そういった安定した経営を行うために、例えば医師の偏在対策の実施であるとか、診療報酬の十分な措置といったところは引き続き求めていかないとけないかなというふうに思っております。

もう1点、看護職員、看護師不足というところでございますけれども、看護職員の確保、非常に厳しい、困難になってきているというところをございます。なかなか育児時間などで1人当たりの実労働時間が減ってきているというところも大きな要因になってきておりますし、患者さんが高齢化されたりすることで複数の疾患を持たれる患者さんが増えて、非常に看護師さんの負担が増えているというところで、業務が大きくなり離職を生んでいるということがあるということも伺っているところでございます。こうした状況に加えまして、看護職員の処遇改善がなかなか進んでないというところがあるということも承知し

ておりますので、診療報酬によって改善されるように、引き続き、これに対しては国に対して求めていきたいというところがございます。看護職員の、看護師さんの患者さんのケアに当たる時間をまず増やしていただいて、負担を減らしていくというところにつきましては、今回、新規の予算で上げております看護DXの導入を進めていただいて、例えば看護記録の作成に労力を要しているといった声も聞きましたので、そういったところは、例えばスマートフォンに音声入力するだけで看護記録ができるようなシステムというか、AIを使ったこともできるようになってきているというふう聞いております。そういった導入についても支援をしまいついて、あわせて、これまでどおり県内進学、県内就業、離職防止等に取り組んで看護職員確保に取り組んでまいりたいというふう考えております。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

私のほう、介護分野に関しましては、介護報酬の関係で、来年度に期中改定がございますが、それへの評価というところと、あと、訪問介護についての現状認識ということでお答えさせていただきます。

まず、来年度の期中改定につきまして、引上げということで、そこについては一定の効果があるものと認識をしているところであります。ただ、こちらのほうは処遇改善に係る加算がされるものですので、事業所のほうの経営改善につながるかということについては、ちょっと不透明なところがあるかなと思っております。

あと、期中改定につきましては来年度から施行されますけれども、その先、令和9年度に向けましては、社会保障審議会のほうで現在議論されておりますけれども、地域を3区分に分類するというような議論がされております。大都市、一般都市、そして中山間地域、人口減少地域ということでございます。令和6年に訪問介護の基本報酬が引き下げられましたけれども、そのことについて一番の問題というのは、やはり地域の実情、特に中山間地域の実情が国のほうでしっかり理解されていなかったというところでありまして、それが、訪問介護報酬の引下げにつながってしまったというところがございます。国のほうでもそのことについて、地域のありようは様々だということについて課題認識、課題感を持っているがためのそういった議論だと思っておりますので、その国の動きというのはしっかり注視して、また、委員おっしゃいますように、現場の声にしっかり耳を傾けて、介護報酬の見直しがされて介護報酬が改善されたということでもって、それでよしとするのではなくて、実際に現場の方々がどう受け止められているのかということについてはしっかり耳を傾けて、今後、その声を受けて対応を考えてまいりたいと思っております。以上です。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

今後、医療でいうと、新しい地域医療構想の話が出てきます。さっき病院の統合とか再編の話がありましたけれども、大事なのは病院の統合とかということではなくて、幾つかあったとしても、しっかり補完し合いながら一定余裕を持った体制をどうつくっていくの

かっていうことだと思っんです。効率ばかり優先すると、結局かつかつの体制になってしまっんで、それは僕は駄目だと思っんで、働いている人も患者さんもゆとりを持って過ごせるような体制っていうのは大事だと思っんで、介護も同じだと思っんで、そこはちょっと意見として言わせていただきたいなと思っいます。以上です。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

選定療養費の件でお話しいただきましたんで、お答えします。

紹介状を持ってらっしゃらない方については7,700円をいただいているということでございますが、委員当然御存じのように、救急車で搬送された方とか、休日診療所がやってない時間帯でのお子さんからは取ってないということでございますが、基本的には医療分化ということで、開業医さんをまず使っただいて、重たい方は病院へという国の方針がありますので、なかなか中央病院だけであらうことは難しいかなというところは御理解いただければというふうに思っいます。以上です。（「はい」と言う者あり）

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

すみません、私のほうからは、県としての独自策を検討してほしいということで、例として、国保の保険料を抑制するために一般会計の繰入れ等で検討してほしいというような御意見だったと思っいます。御意見として頂戴させていただきたいと思っいますが、県として、今のところ一般会計での保険料抑制を目的とした繰入れといったところは考えていないということございまして、御承知のとおり、国保の保険料といったところは各市町村が賦課徴収することとされておっまして、各市町村において、独自にその基金の取崩し等で保険料抑制といったところ是对応されていることと承知しているところでございます。ただ、委員もおっしゃっていただいたように、市町村においては被保険者が少なくなってくるというところで、今後の将来的な運営に不安を感じておられるところもあるかと思っいますので、そういったところにつきましては、市町村の意見を聞きつつ、県としましても、財政運営の責任主体としまして必要な対応をしていければと思っておるところでございます。

私のほうは以上でございます。

○坪内委員長

よろしいですかね。（「はい」と言う者あり）

そのほかございますでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員

まずは、特に医療において、中山間地域、離島地域への非常に何とかしようっていう思いがよく伝わってきて、感謝をしたいと思っいますけど、今回、新しい派遣医師の生活環境の改善にまで踏み込んでいただいている、それこそ医療の現場だけの環境整備だけじゃなくて、生活の環境整備っていうのが非常に課題となって、これは看護師さんも同じなんで

すよね。それこそムカデの出るような部屋に住めませんわというような、そういうことから、ここをしっかりと取り組んでいただきたいのと、予算が不十分かもしれませんが、とにかくこれはしっかりと取り組んでいきたいという、これはあえて大きく新規事業としていただいたわけですから、そこへの思いをお聞かせいただきたいというのが1つ。

それから、看護師さんの確保ですね。奨学金の免除のための地域枠なんかやっていたいてるんですが、見てると、母数の人口自体が少ないので、その地域枠が埋まるころまで応募が殺到するかという状況ではないように思っています。それについては進路指導との連携、学校との連携っていうのが大きいんじゃないかなと思うので、それをしっかりと取り組んでほしい、どうなっているのかというのをお聞きしたい。

それから、薬剤師さんも同じでございますけども、薬剤師さんの場合では、民間のドラッグストアとかそういうところに採用されていって、なかなか医療機関に入ってもらえないっていう問題も一つあるんで、その辺の対策が何かないものだろうかと考えております。

それから、もう1点、子どもたちを取り巻く状況っていうのは本当に多様で複雑で大変だと思うんですけど、そういう中で来年度、全国ひとり親世帯等調査事業、これが載りますけども、ここでどこまで実態をカバーできるのかなというのがあります。それこそ本当に困ってる方っていうのは、なかなかこういう調査票を返すとか、そういうこともしてもらえないんじゃないかなと。回収率がどのくらい分かりませんが、さらに、その調査事業をどう施策に生かしていくかっていうのが問題、課題で、そこんところの考え方を聞きたい。それを進めていくためには、これは地域福祉課になるかもしれませんが、民生児童委員さん、ここが今、新しい人がなかなか確保できなくて、どことも苦労していると思います。やっぱり地域においてはこの方々が困ってる家庭に入っていかないと、そこから先のアクションに、待っていてもそういう困ったところがなかなかやって来ないっていう実態があるんじゃないかと思います。それと、さらに言うなら、もうこのひとり親っていう定義が何歳まで分かりませんが、15歳までだったら義務教育ですから、学校との関わりでアプローチができると思うんですが、中学卒業した子どもたち、しかもまだ十分社会人というきちっとした就職ができない子どもたちが相当数いるんだろうと。ひきこもりだったり、あるいは発達障がいもあるかもしれませんが、そういう人たちが制度からこぼれ落ちてるんじゃないかという懸念を私は思って、それこそ今の世の中人手不足ですから、日雇のバイトでも取りあえず食いつないではいけないんだけど、その子どもたちの将来っていうのが全く見えない中で、それこそ精神的にも、あるいは社会行動的にも荒れていく子どもたちが出てきていると思うんですが、そこが制度からこぼれ落ちてるような印象を受けてます。ここについての対策っていうのはどう考えておられるのか、ちょっとよろよろ申し上げましたけども、よろしくお願いします。

○坪内委員長

岩田医師確保対策室長。

○岩田医師確保対策室長

私のほうには、先ほど新規事業として説明いたしました医療機関の環境整備についての御意見をいただきました。こちらのほう、国の補正予算を活用して行うものでございますが、国からの現時点での説明においては、例として医療機関の医局であるとか、浴室、更衣室、こういったものへの施設整備ということで、生活環境というところがどこまである

かということは、まだ不透明なところがあると思います。ただ、先ほども言いましたとおり、こちらのほうは中山間地域、離島、いわゆる医師少数区域に医師が行きたいとか、勤務したい、あるいは、離職をしない、そういうことに資する環境整備でございますので、しっかり活用しながら、地域に必要な医師の確保を行ってまいりたいと思っております。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

私のほうには看護職員の確保に関しまして、高校の進路指導のほうとどういうふうに関連しているかという御質問だったというふうに思っております。

高校のほうとの連携につきましては、各養成校はそれぞれ高校を訪問しておりますが、県のほうでも県立の高等看護学院持っておりますので、高等看護学院のほうにも地域枠であったり学校推薦枠であったりという枠がございまして、その紹介を進路指導の先生たちにいろいろさせていただいております。ただ、なかなか、委員おっしゃるとおり、全部が全部埋まるような使われ方をしていないというところは当然ございますので、地域枠の場合は特に市町村にも関わっていただくと、卒業後にその市町村に帰ってきていただくというところがございますので、今後、学校だけでなく、市町村も含めてよくよく関わっていただいて、看護学生の確保に、県内進学確保に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○坪内委員長

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

私のほうから、薬剤師確保に関してお答えさせていただきます。

薬剤師確保に関しては、特に中山間地域の病院を中心に、確保に苦慮しているところがございます。今年度、先ほど御説明させていただいたとおり、令和8年度から、まずは奨学金返還助成事業に関して、薬局と、また、医療機関ともに行っていたものに関して、特に医療機関を対象に、この額のほうの補強をいたしまして、医療機関によって返還を助成する額を2段階に設定させていただいて、御希望に合わせて補助していくという形を取らせていただいております。これは、前もって各医療機関にどういった形でどこまで援助できるかどうかっていうことを確認させていただいた上で決定させていただいております。また、今年度からは病院薬剤師を対象に、そこに集中した企業説明会という形で就職説明会もさせていただいております。このほかまだまだ考えなければならないことはたくさんあるとは存じておりますが、一体まず何ができるかということをよくよく病院さんとも相談しながら、今後、進めていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

私のほうにはひとり親家庭の実態調査の件、それから、ひとり親家庭というか、中学を卒業した後の子どもさんたちの支援とか、そういったところの質問であったというふうに認識をします。

まず、実態調査についてですけれども、こちらの調査、国のほうで、全国調査で5年に1回やられております。ちょっと今、どういった調査内容か、というところまでまだ国のほうから説明を受けておりませんので、詳細ちょっと分かりませんが、そういった調査をやった国のほうでも施策を出すと思いますし、県としても、その調査結果を見ながら、どういったことができるのかということは考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、ひとり親家庭の中卒の子で、例えば就職がなかなかできないというようなお話ありました。例えば中学校卒業されて、その後ちょっと家のほうにいらっしゃって、就業しようとかそういったときには、母子寡婦資金の貸付けとかで就業に係るところの支援、そういったこともさせてもらっております。

また、逆に、ひきこもりとかの場合には、市町村が実施されることになりますけれども、居場所づくり、それから、居場所だけでなく、そこから就業体験とか社会参加、そういったものをセットにした事業につきまして、県の単独事業で市町村が取り組むことに対して支援をしているところでございます。それから、市町村のほうには子ども・若者相談センター、そういったものの設置のほうもお願いしているところでございまして、そういったところを進めながら、支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○坪内委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

私のほうには民生児童委員の確保についてのお話があったと思います。民生児童委員の成り手不足というのは全国的に言われておりますけれども、島根県では、まだ充足率は高い方ではあります。そうはいっても、昨年12月の全国一斉改選のときの県内の充足率は94.4%ということで、3年前の一斉改選から、2%ほど充足率は低下しており島根県でも充足率は低下してきております。

民生委員の皆様とお話する機会がありますが、やりがいはあるんだけれども、やっぱり業務の負担があるというふうなことはおっしゃっておられます。また、世帯を訪問してもなかなかドアを開けてもらえないというふうなことも伺っておりまして、まずは、その民生児童委員さんの活動について県民の皆様にご覧いただきたいというふうに思っております。広報活動を行っております。

また、その業務負担の一環として、いろんな社会問題、福祉課題がございますけれども、そういったことに関わっていくことの負担ということもございます。民生委員の皆さんというのは、あくまでもつなぎというか、専門機関を紹介してあげるというふうなところを御説明申し上げたり、あるいは新たな福祉課題、こういう課題がある、ひきこもりとか、ヤングケアラーとか、そういういろいろな福祉課題が出ているというふうなことの研修を通して御説明をしたりして、民生児童委員の皆さんの負担軽減に向けていろいろなことをやっております。今後も引き続きやってまいりたいと思います。以上です。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

ありがとうございました。特に子どもたち、貧困の家庭はもうどんどん増えている中で、子どもたちがどうしたら社会と関われるかっていうことを常に視点に置いてお願いしたいと思います。民生児童委員さんも、充足率と言われますけども、実態は高齢化してて、もうやめるにやめれないって状況の中で、また、子どもたちもネット社会の中で、ネットを通じて何か社会と関わっているような気になっている子どもたちも多い。それで、いよいよお金がなくなったら、それこそ、ぼんと1日だけでも働くと1万円もらえたりとかいうことは結構あるわけで、そうすると、こういう子どもたちがどんどんと年齢を重ねていって、どういう社会が出来上がるんだらうっていうのがちょっと不安になったものですか、常に社会との関わりということを念頭に置きながら、施策を進めてくださいませ。ありがとうございます。

○坪内委員長

そのほかございますか。

嘉本委員。

○嘉本委員

健康寿命延伸プロジェクト、以前の県議会の委員会で、頑張って健康寿命を延伸していこうと。いろいろ皆様方も知恵を絞っていろんな事業をしてらっしゃると思うんですが、本当にピンポイントで申し訳ないんですけど、その中で健康ウォーク、散歩といいますか、歩くことはいいということでございまして、いつかホームページを見させていただいて、県の、いろんな取組をされて、各地域の健康ウォークができるポイントを紹介したホームページをお見かけしたんですが、その後、この取組はどういうふうになっておるのか。来年度も取り組まれると思うんですが、ちょっと教えていただけたらと。

○坪内委員長

村下医療統括監。

○村下医療統括監（保健）（健康推進課長事務取扱）

御質問の健康ウォークについてでございますが、委員おっしゃっておられるとおり、働き盛りの健康づくりの強化事業の中で、謎解きウォークという形で、今年度は3か所で楽しみながらウォーキングをしていただくということで取り組んでいただいております。今年度は3か所、安来市、それから雲南市、それから津和野町、3か所で取り組んでいただいております。それ以外にも各市町村及び各圏域、保健所でもウォーキングのコースを関係者の皆さんと相談しながら設定をしているところですが、一方で、御指摘の点について、じゃあどこでそういったウォーキングコースが設定されていてっていうところが、市町村と保健所でもホームページ、少し分かりにくくなっている部分もあったり、あるいは、ウォーキングコースの一旦つくってから、その後の道路状況等が再確認されていないようなケースも中にはあるという状況は健康推進課でも把握をしております。ちょっとこのウォーキングコースのところの実態把握と整理が必要ではないかというふうに考えております。今後、来年度以降、保健所、市町村とも連携しながら、ウォーキングコースの再確認及び新たに設定されたコースについての確認もしていきながら、順次ホームページの整備も進めていくこととしたいと思っております。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

ありがとうございます。実は、安来でもひそかにファンもたくさんおられまして、私もよく聞かれたりするんですけども、実は、安来は伯太しかないんですね、伯太しか。広瀬と安来が私の知る限りないんですよ。ほかにもいろいろな地域でもっとたくさんあるのになというふうに思いますし、ぜひさっき言われましたアップデートも含めてやっていただきたいし、どんどん開発していただくといいかなというふうに思っただけの質問でございました。

あと、もう一つ気づいたのは、ホームページの解像度がちょっと低いということと、健康に関するいろんな話もいいんですけど、それこそ地元の人ばかりじゃなくして他の地域から入ってきて楽しめるように、例えば伝統文化、名所、そういったところ、これは管轄ではないことは十分承知しているんですが、いろんな人の知恵を借りながら、御尽力を得ながら、内容をさらに充実してもらいたいなということが私の要望でございます。

島根県というのは本当、高齢者が元気だということで、恐らく日本全国で一位じゃないかなというふうに私も思っておりますし、人口10万人当たりの100歳以上の人口割合1位ですかね。いや、何でだと。私もよく分からないんですけど、実は島根県こんなことやってんだよというようになってもらうためにも、ちょっと御指摘させていただけたらなと。ほかにもたくさんあるとは思いますが、皆様方の御尽力いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○坪内委員長

村下医療統括監。

○村下医療統括監（保健）（健康推進課長事務取扱）

御意見ありがとうございます。ぜひウオーキングコースについては観光部局とも連携して、楽しんでウオーキングできるようなコースの設定についても今後検討してまいります。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

当初予算に係る議案5件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

大国委員。

○大国委員

第3号、第9号、第17号については反対したいと思っております。

○坪内委員長

それでは、御異議のありました第3号議案のうち関係分、第9号議案及び第17号議案については、個別に挙手により採決を行いたいと思います。そのほかの議案につきましては、その後、一括して採決をしたいと思います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手多数。よって、第3号議案のうち関係分につきましては、原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、お諮りいたします。第9号議案について、原案のとおり可決すべきものとする  
ことに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手多数。よって、第9号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しまし  
た。

次に、お諮りいたします。第17号議案について、原案のとおり可決すべきものとする  
ことに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手多数。よって、第17号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しま  
した。

それでは、その他の議案につきまして、一括して採決を行います。

お諮りいたします。第8号議案及び第10号議案について、原案のとおり可決すべきも  
のことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第8号議案及び第10号議案については、原案のと  
おり可決すべきものと決定しました。

次に、令和7年度補正予算について審査を行います。

第1号議案のうち関係分、第53号議案のうち関係分、第58号議案、第59号議案及  
び第66号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

そういたしますと、健康福祉部の資料のほうを御覧いただければと思っております。

まず、第1号議案の令和7年度島根県一般会計補正予算（11号）のうち健康福祉部関  
係分につきましては、これまでのところで説明をしておりますので、ここでは割愛させて  
いただきます。

続きまして、第53号議案、令和7年度一般会計補正予算（第12号）のうち健康福祉  
部関係分、第58号議案、令和7年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特  
別会計補正予算（第3号）、それから、第59号議案、令和7年度島根県国民健康保険特  
別会計補正予算（第3号）について、順次一括して御説明させていただきたいと思いま  
す。

それでは、資料のほうの77ページのほうをお願いいたします。一般会計の2月補正予  
算案ですけれども、健康福祉部全体で、表のところにありますけれども、33億8,300  
万円余を減額しております。全体としてはこういう状況でございまして、78ページから  
各課の補正内容を記載しておりまして、主に事業の実績見込みによる減額補正というふう  
になっております。この補正予算において増額となった主な事業について、個別に御説明

をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、続きまして、79ページのほうを御覧いただければと思っております。地域福祉課の16番ですけれども、国庫支出金返還金1億4,000万円余の増額でございますけれども、緊急小口資金等の特例貸付けにおける償還金収入の国庫補助返還などに伴い計上するものとなっております。

続きまして、80ページをお願いします。医療政策課の12番、離島医療の充実のための事業費1億5,700万円余の増額ですけれども、隠岐病院の職員人件費の増などによりまして、隠岐広域連合への負担金が増額となったものでございます。

続きまして、82ページをお願いします。健康推進課5番、後期高齢者医療支援事業費9,500万円余の増額は、高額医療費県費負担金の実績見込みによる増などによるものでございます。

続きまして、83ページ、高齢者福祉課5番、福祉人材確保・育成事業費5,500万円余の増額は、介護福祉士等修学資金貸付事業の貸付原資について、国から内示があったことに伴い必要額を計上することなどによるものでございます。

85ページをお願いします。子ども・子育て支援課の2、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業費5,100万円余の増額は、前年度のしまね結婚・子育て市町村交付金の医療費助成の額の確定に伴うものでございます。

続きまして、88ページのほうをお願いします。上段、繰越明許費でございます。記載しております2事業につきましては、国の補正予算を受けて実施する事業について、次年度への繰越しをお願いするものでございます。

続いて、下段のところですが、債務負担行為の設定でございます。ドクターヘリ運航事業費につきましては、国の補助基準額の引上げに伴う業務委託料の増額を見込み、増額分の債務負担行為を設定するものでございます。

その下、老人保健施設整備資金借入金利子補給金につきましては、借入金の返済猶予の承認を受けた事業者があり、返済期間が延長となったため、期間及び限度額を変更するものでございます。

次に、特別会計について御説明をいたします。89ページ、お願いします。上段、島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計につきましては、事業の実績見込みにより2,600万円余を減額するものでございます。

その下、下段、島根県国民健康保険特別会計につきましては、1,200万円余を増額するものでございます。前年度の保険給付費の確定に伴い、8番の諸支出金に過年度補助金等返還金を計上したこと等によるものでございます。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

第66号議案、令和7年度島根県病院事業会計補正予算について御説明します。資料は12ページとなります。2月補正予算につきましては、両病院の予算とも実績見込み、精算見込みにより補正を行い、12月までの実績に加え、1から3月までの見込みを積算したものです。

まず、中央病院の2月補正予算案について御説明いたします。

収益的収入及び支出についてですが、1行目、収益総額は4億7,600万円余の減額補正としております。表の右側の概要欄に予算の計上の基礎となる患者数、診療単価等を示しておりますが、これらの見込みを踏まえて、2行目、医業収益について減額補正することとしております。7行目の国庫補助金につきましては、先般の国の経済対策による医療分野における賃上げ、物価上昇に対する支援金等により2億2,200万円余の増、8行目の他会計補助金については、物価高騰対策応援金や病床数を減少させたことによる病床数適正化支援給付金等により1億900万円余の増となります。11行目のその他については、医療政策課付併任医師の派遣実績が想定よりも減になったことに伴い、一般会計が負担するものについて減になったためです。

続いて、13行目、費用総額は9,600万円余の増額補正としております。その内訳ですが、14行目、医業費用は退職給付費、診療材料費などの増により2億7,900万円余の増額補正、15行目は、給与費の増は時間外手当の増によるもの、16行目、退職給付費の増はベースアップの増加に伴う退職給付引当金の増によるもの、また、18行目の診療材料費の増は手術用診療材料費の増によるもの、21行目、医業外費用については、11行目で申しあげました医療政策課併任医師の実績減などに伴い1億7,800万円余の減額補正。1行目、総収益と13行目の総費用の差となります24行目の損益については、5億7,200万円余の悪化となり、損益は約15億8,200万円余の赤字となりました。

25行目の企業債については、年度末の現金預金の残高不足を防ぐため、年度末までの収支の状況を推察して借入金を10億円増加させ、15億円を借り入れすることとさせていただいております。

資本的収入及び支出についてですが、26行目、資本的収入総額は企業債及び一般会計負担金の減によりまして、4億5,600万円余の減額補正となります。31行目、資本的支出総額は、建設改良費及び企業債償還金の減により5億6,000万円余の減額補正となります。26行目と31行目の差であります35行目、資本的収支については1億円余、支出超過が縮小となります。

36行目、単年度資金収支については、25行目の企業債の影響が大きく8億1,000万円余改善し、予算ベースでは1億9,800万円余の赤字を見込んでいます。2月補正予算では、収入については実績を踏まえ堅めに計上し、一方で、支出については支払い不能とならないように積み上げて予算計上をしています。

資料13ページでございますが、こころの医療センターの2月補正予算について御説明いたします。

収益的収入及び支出について、1行目、収益の総額は4,800万円余の減額補正としております。概要欄に予算計上の基礎となる患者数等を示しており、今年度の実績を踏まえて補正しております。6行目、医業外収益につきましては、国庫補助金、他会計補助金の増により9,700万円余の増額補正としております。

12行目、費用総額は200万円余の増額補正としております。その内訳ですが、13行目、医業費用は給与費の減等により800万円余の減額補正としております。

1行目、総収益と12行目、総費用の差となります23行目の損益については5,00

0万円余悪化となり、損益は3億5,600万円余の赤字となりました。

資本的収入及び支出についてですが、24行目、一般会計負担金の減等により、収入総額は100万円余の減額補正、28行目の支出総額は企業債償還金の減などによりまして400万円余の減額補正としております。

31行目、単年度資金収支につきましては1,200万円余好転し、予算ベースでは2億900万円余の赤字見込みでございます。

2月補正予算の説明については以上となります。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

補正予算に係る議案5件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第1号議案のうち関係分、第53号議案のうち関係分、第58号議案、第59号議案及び第66号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第1号議案のうち関係分、第53号議案のうち関係分、第58号議案、第59号議案及び第66号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、陳情の審査を行います。

文書表6ページに載せております新規に受理しました陳情第176号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書についてです。

なお、審査に入る前に、この陳情につきましては、陳情者から本委員会において陳情に関する趣旨説明を行いたいとの申出を受けておりますが、いかがいたしましょうか。

中村芳信委員。

○中村芳信委員

説明したいってことですか。

○坪内委員長

はい。中村芳信委員。

○中村芳信委員

読んでみたけど、私程度でもしつかり何を言わんとされているのか、趣旨は分かるんで、あえて。いろいろ様々何か資料みたいなものをこれと併せて提出されてるようなんで、別によろしいんじゃないかなと思うんですけど、お話ししなくても。

○坪内委員長

ほかに御意見はございますか。

ただいま趣旨説明を求める必要はないとの御意見がありましたが、陳情内容の趣旨説明

は求めないこととしてよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

御異議ないようですので、陳情者からの趣旨説明は求めないことに決定いたしました。  
それでは、審査に入ります。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明してください。

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

それでは、めぐる状況でございます。ワクチンの承認は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、いわゆる薬機法に基づき、医薬品医療機器総合機構が有効性及び安全性などを審査し、厚生労働省の審議会の答申を経た上で、厚生労働大臣が行います。また、ワクチンの接種開始後の安全性評価は、これもまた厚生労働省の審議会で行われます。一方で、ワクチンの製造販売業者には、薬機法に基づきワクチンの品質、有効性及び安全性に関する事項、その他適正な使用のために必要な情報の収集、検討及びその結果に基づく必要な措置の実施が求められております。

令和8年3月5日現在、mRNAワクチンとして4つの新型コロナウイルスワクチンが承認されております。参考に、令和6年10月1日より65歳以上の方、また、60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方を対象に、新型コロナウイルスワクチンの定期接種が開始されております。

私のほうからは以上です。

○坪内委員長

ただいま説明がありましたが、御意見等はございませんか。

河内委員。

○河内委員

有効性及び安全性などの審査を経たワクチンの承認やワクチン接種、ワクチン接種開始後の安全性評価は国の役割だというふうに考えています。また、ワクチン接種による健康被害の発生状況に関する調査、有効性、安全性の向上を図るために必要な調査、研究等については、予防接種法において国が実施することとなっていると承知しております。

以上述べたことから、ワクチン接種の実施については国の責任において判断されるべきであり、県議会として判断する立場にないため、本陳情については不採択とするべきだと考えております。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。陳情第176号を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手なし。よって、陳情第176号は採択としない、不採択と決定しました。

以上で陳情の審査を終了します。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、健康福祉部の資料のほう、90ページのほうをお願いいたします。令和8年4月健康福祉部組織改正の概要について御説明いたします。

今回の組織改正では、薬事衛生課に獣医衛生管理室を設置したいと考えております。獣医師の確保が課題となる中で、薬事衛生課及び保健所における主に獣医師が関わる動物衛生に関連する業務を集約し、体制を強化することで行政サービスの維持向上を図るとともに、獣医師の人材育成を充実させ、獣医師確保につなげたいと考えております。

設置場所としては、出雲保健所にある既存施設を活用することですとか、県の農林水産部や他機関との連携を図ること等の理由から、出雲市内としております。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

91ページをお願いいたします。第二次島根県再犯防止推進計画（案）について御説明いたします。なお、本件につきましては、10月と12月の本委員会で御報告しておりますが、その後実施したパブリックコメントを踏まえて、案としたものを御報告するものです。

まず、1番、計画の概要と2番、主な内容につきましては、これまで説明した内容から変更しておりませんので、飛ばさせていただきます。

92ページをお願いいたします。3番のパブリックコメントですが、昨年12月から実施し、計7件、うち1件は国の事務に対する御意見でして、県の事務には6件の御意見いただき、御意見踏まえた修正などを行ったものを、本日、別冊の（案）としてございます。いただいた御意見の概要は、この後簡単に御説明いたします。

4番のスケジュールですが、本日、本委員会に御報告いたしました後、今月中のところで策定し、公表してまいります。

93ページをお願いいたします。パブリックコメントでいただきました御意見と考え方をまとめております。幾つか御意見取り上げながら、意見に対する県の考え方とともに、計画案の内容を御説明いたします。

まず、ナンバー1の御意見。再犯者の7割が再犯時に無職と言われているので、就労支援と住まいの確保が課題であるという御意見ですが、御意見のとおり、不安定な就労は再犯に至る要因の一つと考えられておりました、県では、求職者の状況に応じた就労支援や定着支援を各就労支援機関で実施することを計画案のほうに記載しております。なお、この計画案には、県の取組だけでなく、国や民間団体の取組も記載しております、国で実施されている協力雇用主制度ですとか、奨励金制度などについても計画案に記載しております。また、住まい確保につきましては、県の取組として、賃貸住宅への円滑な入居のための取組について記載をしております。

94ページでございます。ナンバー2の御意見でございますが、こちら、高齢者の再犯率が高い現状から、無年金者が必要な福祉や医療サービスが受給できるようにすることと、居場所づくりを行うことという御意見でございました。無年金の方のサービス利用に向け

ては生活保護の利用が考えられますが、福祉事務所や生活困窮者自立相談支援機関などによる相談支援について、計画案のほうに記載をしております。また、居場所づくりに関しては、修正前の計画案でも居場所づくりも含めて包括的に取り組んでいくことを記載しておりましたが、より分かりやすい表現となるように、御覧の資料のとおり、下線部のほうを加えております。

続きまして、95ページをお願いいたします。95ページのナンバー5でございますが、国と地方自治体との役割分担を明確にして、連携して取り組むようにとの御意見でございました。御意見のとおり、関係機関が役割分担しながら連携して取り組むことが重要であると考えております。今回の計画案では、新たに国や民間団体の取組も書き加えておりますので、このたびの計画を基に、連携しながら取り組んでいくこととしております。

全ての御意見紹介することはできませんけれども、今回いただきました御意見は、庁内の関係課はじめ、松江保護観察所など、国の関係機関とも共有しておりますので、それぞれの施策の参考とさせていただきながら取組を充実させていきたいと考えております。

なお、計画案は別冊資料として添付しておりますので、また御覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

それでは、私から、定期的に御報告させていただいております国民健康保険料の滞納等の状況について、令和7年10月1日時点の状況を取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。

96ページになります。一番下段になりますが、県の合計では被保険者数10万2,424人、加入世帯数7万3,210世帯に対し、滞納世帯は5,701世帯であり、滞納割合は7.8%となっております。

次のページ御覧いただきますと、近年の推移を掲載しております。昨年、令和6年10月1日時点と比べると、被保険者数と加入世帯数はいずれも減少しておりますが、滞納世帯数は426世帯の増となり、滞納割合も0.8ポイントの増加となっております。また、特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納していることにより、療養の給付に代えて特別療養費の支給対象となっている世帯は357世帯となっております。こちらも前年に比べて11世帯の増となっております。

市町村に徴収状況を聞いたところによると、滞納世帯が増加している背景として、短期証の廃止により折衝機会が減少したことが少なからず影響しているといった声を聞いているところでございます。県としましては、市町村に対して、滞納されている被保険者の状況把握に努めながら、適切な徴収事務を行っていただくことを引き続き助言してまいりたいと思います。

続きまして、国民健康保険事業費納付金の概要について御報告をさせていただきます。ページが98ページとなります。事業費納付金は、国保の保険給付のための財源として、令和8年度に市町村から県へ納付いただくものであり、県において来年度の被保険者数や医療費を推計し、国から示される係数などに基づいて納付金総額を算定し、市町村ごとの

医療費水準や所得水準、被保険者数などに応じて市町村ごとの事業費納付金を算定しております。

それでは、資料の1ポツ、被保険者数等の表を御覧ください。来年度の推計では、被保険者数が4.1%の減少となっており、1人当たり診療費は昨年度に比べて1.6%の増加が見込まれるものの、診療費総額は前年度から約14億円、2.5%の減少を見込んでおります。2ポツ、納付金総額の表、市町村が納付する納付金の合計欄になりますが、合計は159.8億円で前年度から0.3%の減少となりました。そのうち、医療分と後期高齢者支援金分は、被保険者の減少を主な理由として前年度に比べて減少しておりますが、介護納付金分については、全国的な給付費の伸びを反映して前年に比べて増加となっております。

続いて、次のページになります。3ポツ、1人当たり納付金額には、1人当たりの納付金額を記載しておりますが、医療分をはじめ、全ての区分で前年に比べて増加し、合計では6,234円で4%の増となっております。増減の要因につきましては、先ほども御説明させていただいたとおり、全国的な医療費や介護給付費の増加傾向により、1人当たり納付金の増加につながっていると考えており、県としては引き続き医療費適正化に取り組んでいくほか、市町村と連携し、県国保の財政運営を行ってまいります。

次のページには、参考として市町村ごとの納付金を一覧で掲載しております。一番右端の欄、対前年の増減を見ていただきますと、前年より納付金が増加した市町が10、減少した市町村が9という状況となっております。増減率が大きい市町村を見てみますと、海士町、それから、知夫村がありますが、保険者規模が小さいこともあり、被保険者数や医療費の水準、所得の水準の増減により、納付金が大きく増減する結果となっております。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

私からは3件御報告いたします。101ページになります。介護保険料の滞納状況及び保険料等の減免状況につきまして、令和7年12月末現在の速報値の状況を取りまとめましたので御報告いたします。

まず、介護保険料の滞納状況についてです。令和7年12月末の滞納者数は、県全体で2,320人、滞納割合は1.04%となっておりまして、保険者ごとの内訳は表のとおりでございます。表の下に過去の状況を記載しておりますが、滞納者は令和2年からおおむね減少傾向でして、令和6年との比較で滞納者が181人、滞納割合は0.07ポイント減少しております。

続きまして、右側、介護保険料・利用料の減免などの状況についてです。12月末時点での介護保険料の減免者は15人です。また、減免適用者につきましては、火災等によるものがもっとも多く、次いで、刑事施設への収監によるものとなっております。利用料の減免適用者は2名でありました。

続きまして、102ページになります。訪問入浴介護事業所の人員基準欠如への対応について御報告いたします。

資料の冒頭に記載してありますとおり、介護サービス事業者には、人員、設備、運営に

関しまして基準を遵守して事業所を運営する法令上の義務がございますが、このたび、冒頭の部長挨拶でもございましたけれども、訪問入浴介護につきまして、基準で求められております要件が満たされていない事業所があることが判明いたしました。県では、基準の遵守につきまして、サービスごとの手引きを作成して県ホームページに掲載するほか、事業者向け集団指導により注意喚起を行ってきたところではありますが、訪問入浴介護を提供する事業所の申請・届出におけます書類審査あるいは定期的実施しております運営指導において、この件に関する適切な改善指導が行われておりませんでした。誠に申し訳ありませんでした。

そうしますと、1の訪問入浴介護の概要から御説明をさせていただきます。サービスの内容としましては、(1)に記載しておりますとおり、要介護者の居室を入浴車などで訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものであります。そのサービス提供の人員基準は(2)に記載のとおりでして、管理者1名のほか、従業者が看護職員1名以上、介護職員2名以上を配置することとなっております。従業者のうち1名以上は常勤であることが求められております。

2の人員基準欠如の状況といたしましては、現在稼働しております5事業所のうち、2つの事業所におきまして常勤の職員が配置されていない状況を確認いたしました。2つの事業所につきまして、常勤の職員が配置されていなかった期間につきましては、米印で記載しておりますが、まず、事業所Aにつきましては、平成12年の4月の開設以降、これまでの間、そのうち平成13年7月から平成17年3月の期間はその基準が満たされておりましたけれども、そのほかのところでは人員基準が欠如の状況でございました。もう一つ、事業所Bにつきましては、令和7年12月以降、令和8年の2月までのところで人員基準が欠如の状況でございました。

続きまして、103ページになります。3の経過と対応についてです。これまでの経過といたしましては、先月24日に県民の方から、当該事業所の人員基準欠如の疑いにつきまして通報があり、翌25日に基準を満たしていないことを確認、26日に事業所に対して適正な体制が確保されるまでサービス提供を見合わせるよう指導したところでもあります。

なお、ほかの事業所で1か所、同様に人員基準欠如の状態が判明いたしましたので、これが先ほど資料にございました事業所Bでございますけれども、同様に適正な体制が確保されるまでサービス提供を見合わせるよう指導したところでもあります。

次に、4番、今回このような件が発生した原因についてです。常勤は、当該事業所において、フルタイムで勤務することが必要になるわけでもありますけれども、訪問入浴介護につきましては、当該事業者において、フルタイムで勤務していれば、当該事業者が運営するほかの事業所で勤務することも容認されると理解されてきたところによるものであります。

最後に、5の再発防止策についてです。1つ目のポツですけれども、先ほど説明いたしましたとおり、事業者に対しましては、これまでも基準の理解を進めるため、事業者の制度理解のための周知を行ってきたところではありますが、改めて基準上留意すべき点について事業者に周知をしたところでもあります。また、県におきましても、書類の審査や運営指導を行う際のチェックリストを改善することといたしております。加えまして、保険者が定めます基準該当サービス、この基準該当サービスの手続を取りますと、常勤配置の要件

が不要となることになるわけなんですけれども、そちらのような対応を必要に応じて案内することといたします。こうした対応によりまして、今後再発を防止していきたいと考えております。

続きまして、104ページになります。令和7年度介護・障がい分野における人材確保定着に関する実態調査結果の速報値についてです。2の調査の概要に記載しておりますが、昨年11月から12月にかけて、介護分野の事業所と障がい分野の事業所に調査を行っております。調査では、人材育成や職場環境などの項目についても調査を行っておりますが、現在、集計作業中でありまして、本日は採用、離職の状況について御報告をするものであります。

まず、調査の概要についてです。表にまとめておりますが、調査実施期間、調査対象期間は記載のとおりであります。介護分野につきましては、回答事業所数は844事業所で回答率は74.6%、障がい福祉分野につきましては、回答事業所数は672事業所で回答率は80.7%でした。

105ページから調査結果について記載しております。まず、介護分野についてです。

(1)の介護職員の採用状況につきましては、事業所側の希望人数に対して採用できた人数の割合で、前回、令和4年度調査の65.3%から56.6%へと約9ポイント、令和元年度調査の71.2%と比較しても約15ポイント低下しており、さらに厳しさを増しているといった状況であります。

続いて、106ページ、(2)の離職の状況です。これは、介護職員に限らず、全職員のトータルでありますけれども、全体で129人減少しております。勤務年数別の離職の割合は、前回調査と比較いたしますとほぼ変わりませんが、3年未満の早期離職者の割合が、前回調査と同様に5割を超える結果となっております。

続いて、107ページ、ここから障がい福祉分野についてです。(1)の介護職員の採用状況につきましては、事業所側の希望人数に対して採用できた人数の割合は、令和4年度調査の80.7%から65.6%へと約15ポイント減少しております。令和元年度調査の68.6%と比較いたしますと微減しているという結果でありました。

続いて、108ページ、(2)の離職の状況です。介護分野の事業所と同様、3年未満の早期離職者の割合が、今回も5割を超える結果となっております。

今回は、速報値ということで、採用と離職の状況について説明をさせていただきました。詳細につきましては、6月議会で改めて御報告をさせていただきます。介護福祉人材の確保につきましては、重要かつ喫緊の課題だと認識しております。今後、この調査結果を事業所団体、あるいは職能団体とも共有して、具体的な取組に向けて議論して進めていくこととしております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

資料は109ページになります。島根県DV対策基本計画(第5次改定)の案について。この計画につきましては、昨年9月議会の当委員会で素案を報告させていただきましたが、その後、パブリックコメント、県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議の

審議を経て計画案がまとまりましたので御報告いたします。

1、計画改定の背景は、前回は説明しましたが、この計画は、第4次計画の終了に伴い、困難女性支援法や改正刑法、民法など、関連法の改正を踏まえ、性犯罪の処罰拡大、DV時の単独親権制度などに対応し、国、県、市町村、民間団体が連携してDV対策を総合的に実施するために作成するものです。2、計画の期間、3、計画の概要は、前回御説明させていただきましたので、省略いたします。

資料112ページになります。昨年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施した結果、14件の御意見をいただきました。そのうち6件は計画の評価方法、予防教育のあり方、加害者への対応、自立支援の考え方などに関する御意見で、あとは誤字等の御指摘でした。

それでは、パブリックコメントの概要と、それに対する県の考え方について、主な内容を御説明いたします。まず、予防教育のあり方について2件御意見がございました。113ページ、ナンバー2では、計画素案の「DV被害者が暴力を放置、見過ごした結果、被害の継続、深刻化につながる」という表現が、被害者の責任であるかのように受け取れるが、問題は、社会全体のDVに対する理解不足ではないかとの御意見。

また、114ページ、ナンバー3では、学校教育において、健全な人間関係の築き方を学ぶ機会を確実に確保すべきとの御意見でした。どちらもDVの背景や本質を社会全体が正しく理解することが重要であり、若年層から正しい理解を深めるため、私立学校を含めた学習活動の推進、「生命（いのち）の安全教育」への理解促進、教職員向け研修の充実に取り組んでまいります。また、家族や友人など、周囲の人が身近な支援者として声かけや相談先の案内を行うことが重要であることから、地域住民に対してであるとか、職場とかにおいても、予防教育、啓発に取り組むこととしております。

次に、116ページになります。ナンバー4の加害者への対応につきまして、再発防止の観点から、加害者プログラムの導入を求める御意見がございました。加害者プログラムの実施につきましては、①長期間にわたるプログラムが多く、現状、県内に実施体制が確保されていないこと②受講は任意であり、加害者自身に問題意識が低い場合が多く、受講の動機づけが困難であること、という課題があり、直ちに本格実施することは困難と考えています。そのため、国の動向や先進事例の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、将来的なプログラムの実施に向けた環境整備に努めることとします。

パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえまして、この資料にあります表のとおり加筆、修正を行っております。いずれも軽微な修正で、10月1日に当委員会で素案として説明した計画の概要と大きく方針を変えておりません。なお、今後、パブリックコメントに対する県の考え方につきましては、県のホームページで公表いたします。

資料111ページに戻り、4、計画の策定のスケジュールです。先月、2月2日に県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク代表者会議で、この計画について御了承いただいたところです。本日の本委員会で御了承いただきましたら、（案）を外し、公表させていただきたいと考えております。なお、別冊2のほうに計画（案）を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

それでは、令和7年度、ひきこもり等に関する実態調査結果について御報告いたします。

資料119ページをお願いいたします。この件につきましては、昨年10月の当委員会におきまして、令和元年度以来、6年ぶりの調査を行う旨御説明いたしました。このたび、調査結果の数値について取りまとめましたので、御報告させていただきます。

この調査は、県内の民生委員・児童委員の方1,959名の皆様をお願いをし、2番の(1)の①から③に該当するひきこもり状態の方等について、各委員が把握されている状況をアンケート調査方式で調査いたしました。その結果、(3)回収結果のところですが、1,595名の委員さんから回答していただきました。3の該当者の人数ですが、これは民生委員・児童委員の方がひきこもり状態の方等に該当すると考え、把握されている人数になりますけれども、961人ということで、前回から128人減少しております。

次のページになりますが、4の(1)、該当者の年代別性別を見ますと、20代から30代の該当者が減少し、40から50代までがまとまって多く、60代以上が増加しております。また、いずれの年代も男性の比率が6割から7割以上となっております。

次のページ、(2)困難を有するに至った経緯を見ますと、複数回答となりますが、民生委員・児童委員の方でも分からないとの回答がもっとも多くなっております。次いで、本人の疾病・性格など、不登校の順となっております。

次のページに移りまして、(3)困難を有する状況の期間につきましては、10年以上の割合が増加しており、全体の5割を超えております。

次のページ、(4)の本人もしくは家族が抱えている課題につきましては、今回から新規調査項目として調査しております。本人の抱えている課題は、社会との接点がない、メンタルヘルスの問題、就労先がないの順で多くなっており、下のほうですが、家族が抱えている課題は、親の高齢化、地域からの孤立、経済的問題の順で多くなっております。

次のページお願いします。5の民生委員・児童委員の相談窓口の認知度でございます。全市町村にひきこもり相談窓口を平成26年度に設置し、翌平成27年度には、県のひきこもり支援センターを設置したところですが、民生委員・児童委員にどの程度認知されているかを伺ったものでございますけれども、市町村の窓口が65%、県のセンターの認知度が49%というところまでとどまっている状況でございます。

次のページ、6の民生委員・児童委員が必要だと思う支援策としましては、支援・相談窓口の周知・PRがもっとも多く、身近な相談窓口の充実、専門的な医療支援・カウンセリング等の充実支援の順で多くなっております。

その下、7の調査結果から見えてきた課題につきましては、(1)で、該当者が高齢化している現状であったり、(2)の困難を有するに至った経緯について、民生委員・児童委員の方でも把握することが難しい状況があること。(3)でひきこもり状態が長期化していること、(4)の本人や御家族が抱えている課題が多重化、複雑化していること。

(5)で民生委員・児童委員の方への相談支援窓口の認知が低く、支援策として、相談窓口の周知や対応の充実を求める声が多いといった点が挙げられます。

次のページ、8の今後の対応策といたしましては、(1)で、まず、支援への入り口と

して、市町村や県の相談窓口や、支援内容の周知の強化に取り組んでいきたいと考えております。これらは今までも取り組んでまいりましたが、より効果的、広汎的なやり方に見直すなど、工夫してまいりたいと考えております。（２）でひきこもり支援体制、関係機関のネットワークの構築を掲げております。教育委員会や労働関係団体、社協などの民間団体や医療機関など、ひきこもり支援に関わる多機関との連携強化に取り組んでまいります。これに加えまして、民生委員・児童委員の方々に相談窓口と支援内容が十分御理解いただけるような研修会も引き続き実施してまいります。（３）の市町村への支援についてですが、市町村が設置されますひきこもり地域支援センターへの立ち上げ支援を引き続き行ったり、あと、県のひきこもり支援センターによる市町村への技術的支援や研修会の開催、県主催のひきこもり支援総合会議での情報共有や事例検討などに取り組み、市町村の支援体制の強化を図ってまいります。

私からの説明は以上となります。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そういたしますと、病院局資料の14ページを御覧ください。

すみません、そうすると、県立病院の診療費に係る債権の放棄、1件当たり100万円を超えない債権の放棄について報告を行うものでございます。債権の放棄の手順につきましては、先ほど一般事件案の債権放棄の際に御説明したとおりです。資料の14ページの1、議案の概要に記載してありますとおり、今回、県立中央病院分として、令和8年1月9日付で知事の専決処分を行いまして、議会へ報告するものでございます。債権放棄一覧の表のとおり、債権放棄の項目、それと、人数、金額を表のとおり記載しております。合計34名、71件、358万7,520円を債権放棄をしたということでございます。以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑はございませんか。

大國委員。

○大國委員

訪問入浴介護事業所の人員基準欠如への対応について、事態が判明して手を打たれたということで、そこは今後の課題だと思います。1点気になるのが、実際、サービスを受けておられた方で、訪問入浴介護を受けられる方ですので、当然、自分では入浴できない。それから、デイサービス等での入浴もひとしお困難な方かもしれませんので、そういう方が在宅で入浴ができないっていうのはなかなか大変なことだと思いますので、そこを心配しておりますが、状況をつかんでおられれば伺いたいと思います。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

事業所Aでございますけれども、こちらのほうは、利用者が4人いらっしゃったというふうにお聞きしております。4人の方々には、大変御心配をおかけしていることを申し訳なく思っております。こちらのA事業所のほうから聞き取りを行いましたけれども、それ

によりますと、当面の間、介護保険の給付を受けずに保険外のサービスとして利用者へのサービス提供自体は継続される考えであるということをお伺いしているところであります。今後も利用者への影響が最小限となりますよう、市町村、あるいは保険者と連携して、事業者に対して適切な対応を求めていく考えであります。以上です。

○坪内委員長

　　大国委員。

○大国委員

　　介護保険外のサービスになると、負担の問題が出てくるかと思しますので、そういうところも含めて、可能な限りケアしてほしいなということを要望で結構ですので、お願いします。以上です。

○坪内委員長

　　そのほかございますでしょうか。

　　白石委員。

○白石委員

　　1つは、DV防止計画の第5次の計画に関してですが、予防教育が入ったのはとてもいいなというふうに思っています。それで、「生命（いのち）の安全教育」を推進しますということで大枠入っていると思うんですが、対象が学校の生徒っていう感じになっていて、生命（いのち）の予防教育って、幼稚園、保育所から対象になっていると思います。DVも虐待も同じですけど、やっぱり、被害者にも加害者にもさせないためには、できるだけ小さいうちから、自分が大事、だから、相手も大事、そういう考えをきちっと持ってもらうということが大事で、一番素直に入っていくのが幼稚園、保育園なんですよ。ぜひ、命の安全教育を推進しますって言われるんだったら、学校に入ってからではなくて、幼稚園や保育園のときからしっかり取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

　　もう一つは、ひきこもりの支援のお話がありましたが、なかなか具体に見えてこなくて、私がよく相談を受けるのは、もう長期に引き籠もってしまっていて、全く出てこない。部屋から出てこないっていうのを、本当にどうしていいかわからないという相談を受けます。今日聞いた支援だと、家族の支援とかはいいと思うんですけど、そういう、もう引き籠もって出てこない人たちの支援というのはどんなふうに考えておられるのでしょうか。以上です。

○坪内委員長

　　細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

　　私のほうには、予防教育、幼少期から必要ではないかという御意見だったと思います。計画のほうにも、「生命（いのち）の安全教室」、これは幼少期から取り組むことということで記載しております。教育委員会のほうもその認識を持っておりまして、教育委員会に確認させていただきましたけれども、令和8年度ですね、幼稚園や保育士さんを対象にした研修を実施する計画で、今、予算のほうを計上しているというふうに伺っております。やはり、委員おっしゃるように、幼少期に教育することも非常に大事だと思いますので、そのあたりは、教育委員会とも連携しながら取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

白石委員から、長期のひきこもりの方に対する支援についての御質問だったと思います。長期の方につきましては、市町村のほうの取組、様々でございますけれども、市町村によっては月に1回とか、2か月に1回程度家庭を訪問したり、御本人の様子を家族から聞いたりといった支援をしておられるところもございます。ただ、やはり長期になると、そのぶん支援も継続していくこととなりますので、なるべく早期に支援につなげていくということが大事だと思っております。そういった面からいいますと、民生委員・児童委員からの情報提供であったり、周囲からの情報、学校からの不登校のお子さんについての情報などといったことを市町村関係機関と共有しながら早期に支援に当たっていくという体制づくりが必要だと思っております。そういった部分がまだ十分できてないところもございますので、対応を進めていきたいと思っております。以上です。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

幼稚園から取り組むってということで安心しましたが、今、幼稚園に行っている子はとても少なく、保育所に行っている子が多いんですね。なので、ぜひ学校だけじゃなくて、健康福祉部の保育所のほうを所管しているところともしっかり横連携を取って、保育所の子どもたちに対してもやっていただくようお願いしたいと思っております。

それから、長期ひきこもりに関してですが、市町村によってということなので、やっていらいっしょらないところもあるかと思えます。やっぱり、もちろん早期に対応するのが一番大事なんです。引き籠もってすぐぐらいたうまく引き出すことができるけど、長くなればなるほど大変なんです。大変だけど、長期引き籠もってる人がいるんですよ。その人たちにどうするかっていうことを、すごく難しいと思うんだけど、どういう支援ができるかっていうことをしっかり研究をして取り組んでいただきたいと思えます。要望です。

○坪内委員長

要望ということで。

そのほかございますか。

嘉本委員。

○嘉本委員

すみません。私もこのひきこもりの調査についてでございます。大変な作業だったと思えます。敬意を表したいというふうに思っております。

1つお聞きしたいのは、該当者の年代別の性別のところ、20代、30代の該当者が減少しているというふうにあります。この原因をどういうふうに分けられているのかということについてお伺いできればと思えます。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

今回の調査項目、調査結果からははっきりとした理由というのは把握できませんけれど

も、まず1点目が、今まで引き籠もっていた方が高齢化しているということ、それと2点目に、民生委員・児童委員の方がなかなか把握できない状況にあるかと思っております。自由記載欄にも、家族の方が、ひきこもりということを知られたくないといった御家庭があったり、訪問しても誰も出てきていただけないといった状況もあるようでして、そういった原因もあるのかなと受け止めております。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

ありがとうございます。サンプル数なんかも見ても、感覚的に申し上げますと、本当だったらサンプル数が増えてもいいのかなというふうに実は思っていたりなんかするんです。障がい福祉課長さんがおっしゃるところと符合するのかなということと、もう一つは、いわゆる民生委員の皆様方が必要だと思う対策のところ、専門的な医療支援、カウンセリング等の充実というのが、経年的に少なくなっているところなんかも、現場に出て関わっていらっしゃる、現場を一番よく知っていらっしゃる民生委員や児童委員の皆さん方のお考えというのが、本当にどこにあるのかなというところにもちょっと興味を持ったところがございます。いずれにしても、これは、島根県外というか、外部の皆様方の知見なんかも交えながら、こうやって対策を考えていらっしゃるということは、そのとおりだというふうに思うんですけども、こういった貴重な資料を、ぜひ外部の、県外の皆様方、知見を持った方々と共有もしながら、今後の対応というものを考えていただけたらなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

民生委員・児童委員の皆様に対しては、基本的にひきこもり状態の方等についての市町村等、支援機関への情報提供をお願いしたいと思っております。ただ、中には、本当に支援に関わっていただいている方もいらっしゃいます。今後、やはり、関係機関との支援の強化を努めていかななくてはいけないと思っております。今後の予定でございますけれども、今回の調査結果について、市町村ごとの集計結果にまとめまして、市町村へ提供するという。それと、6月に予定しておりますけれども、市町村・保健所等の相談支援窓口の会議を開催しまして、その場で各市町村等の取組状況であったり、課題意識の情報共有をしながら、こういった対策をしていったら効果的なのかといった意見交換の場も設けていきたいと思っております。そういったところから支援体制の連携強化や、支援の強化を図っていきたいと思っております。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

ありがとうございました。また状況を聞かせていただけたらなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○坪内委員長

そのほか。

中村芳信委員。

○中村芳信委員

これは、ちょっと教えていただきたいんですけど、例の訪問入浴介護事業の件ですけど、これは、島根県内で、介護サービス事業者で、この国の基準どおりにできる事業者っていうのは、例えば幾らぐらいありますか。小さいところより、例えば松江とかそういうところはできるかどうか分からないというのは、実態はどうなってる。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

先ほど、委員のほうからは、訪問入浴介護において、この基準該当サービスを受けずに基準を満たすことができる事業所はどれほどあるかということだと思います。

○坪内委員長

中村芳信委員。

○中村芳信委員

いやいや、まず国の基準があるわけでしょう。常勤で、事業所を設けて、部署を設けてやらなきゃいけなかったわけでしょう。それがならなかったわけでしょう、このA、B事業所っていうのは。私が聞いているのは、その国の基準があって、それに基づいてこの訪問介護サービス事業を当たり前のようにできるのは、県内にどのぐらいあるんですかって聞きたい。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

県が指定しております訪問入浴介護の数というのが、今、6事業所ございます。うち1か所は休止中でありまして、5事業所ということでありまして。そのうち、この全てが基本的には、いわゆる基準該当サービスを受けずに、もともとの国の基準を満たす形で運営をされてるということでありまして。あと、そのほかに、松江市が指定しております事業所が2つございます。

○坪内委員長

中村芳信委員。

○中村芳信委員

ああ、それならいいが。これ、何でこういうことになったんですかね、この2つの事業所は。ちょっと浜田で聞いたけど、もともと訪問入浴介護っていうのは需要はあるんですか。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

訪問入浴介護につきましては、今回、事業所Aに関しましては、先ほどもお話ししましたけれども、4人の利用者があるというところでありまして。ですから、そのサービスの需要としてはそれほど大きくないということがあります。そうした中において、なぜこれまでの間、こういった基準と違う取扱いになってきたかということでありましてけれども、こ

れに関しまして、県において、過去に担当した職員に対して聞き取り調査を行いました。そうしましたところ、訪問入浴介護という利用者が少ないサービスについて、その存続について配慮して、実質的に常勤が配置されていない状況を容認していた時期もあったということを確認いたしました。

そうした中で、近年は、常勤の配置がないことに気づいても、従来から改善指導をしてないということで、改めて配置を求めてこなかったということがあったようであります。結果として、常勤の配置されていない事業所が生じてしまったというふうに考えております。

○坪内委員長

中村芳信委員。

○中村芳信委員

非常に分かるような気がするんですけど、県はそういう判断されたっていうのは分かるような気がするんですけど、だけど、反面、別にこの対応の仕方があるわけでしょう、この保険者が認める基準該当サービスっていう、これがあるわけでしょう。何でそれ、市町村知らなかった。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

中村芳信委員がおっしゃいますように、保険者のほうがこの基準該当サービスにつきましては指導権限を持つことになっております。ですから、保険者の理解も必要であるということがまず1つあります。そうした中で、この基準該当サービスというのが、それ自体、もともとなかなか事例が極めて少ないということもありまして、ちょっと市町村のほうの理解がどうだったかというのはなかなかあれですけども、県の職員に関しては、保険者が指導権限を持っているということもあるし、あと、事例が極めて少ないということもあって、理解が進んでなかったと、及んでいなかったということも事情としてあったと考えられます。

○坪内委員長

中村芳信委員。

○中村芳信委員

なら、しっかり県がそのことを、もっともっと丁寧に知らせてあげるべきだな。実態がそういうことだったら、実際に、要するに事例が少ないから、各事業者もそこまで、部署を設けて、経費を使ってやることもないからっていう話も当然出てくる、そういうような話もあったんだと思うんですね。そこまでやっても、もうとてもじゃないがやっていけないみたいな話もあるので。片一方ではそういう別のケースがあるわけですから、その辺はもう県のほうでしっかり、各市町村の担当をはじめ、徹底してもう指導してあげて、改めてやってあげてもいいんじゃないですか。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

中村芳信委員がおっしゃいますように、近年、人口減少が進んでいるということもありますので、そうすると、なお一層利用者数が減少するということがあります。そうします

と、訪問入浴介護で基準該当サービスへの対応が必要になる状況が進んできているということはあるので、基準該当サービスへの対応も、必要に応じて保険者あるいは市町村のほうに案内してまいりたいと考えております。

○坪内委員長

よろしいですかね。

審査の途中ですが、ここで皆様にお諮りいたします。

本日、午後5時までに全ての審査が終了しそうにありませんが、残りあと僅かでございますので、このまま審査を継続して最後まで行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

それでは、続けます。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、健康福祉部・病院局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

今日、健康福祉部・病院局のお話を聞きまして、大変厳しい状況にあるんだなということが改めて認識いたしました。しかしながら、健康福祉部・病院局の皆さんは、県民の生活に直接関わっておりますので、しっかりと歯を食いしばって頑張ってもらえないなと思っております。本当に敬意を表しますので、よろしくお願いいたします。

ただ、この間も、実は、放課後児童クラブの地域の人からかなり詰められました。今日言われた医療の問題、介護の問題、それから、薬剤師や看護師の確保も究極的にはそうなんだろけども、医療保険とか介護報酬とか、国の補助制度とか、そういうものがきちっと実態を反映してないと、こういう地方においては本当に苦しい、従事しとられる人も苦しいし、担当しとられる皆さんも苦しいんだなということでございます。ただ、それを解決する方法っていうものは地方政府ではないわけでありまして、それは重点要望なり、県議会単独では意見書の提出なり、そういう方法しかないということでございます。

だから、そういう意味では、ぜひとも、ちょっと委員長に御検討をいただきたいですが、放課後児童クラブは、昨年も意見書を出しておられるから特に問題はなく出せると思いますし、報酬体系の在り方については、重点要望との兼ね合いはありますので、執行部ときちんと協議してもらって、意見書は出さずに重点要望の中でやるわっていうことならそれでもいいと思いますが、しっかりと地方の実態が国に届くように委員長からも御配慮をいただきたいというお願いでございます。

○坪内委員長

多岐にわたるかなと思うんですけども、放課後児童クラブの充実を求める意見書の提出ということで受け止めたけども、学校における働き方改革が進んで、子どもだけで過ごす放課後時間が増えている状況は私も承知をしているところでございます。放課後は家庭と学校の間にある大変重要な時間であり、放課後児童クラブは、子どもたちにとって重要な居場所となっていることから、安定的な運営が必要だというふうに考えます。また、島根創生計画の理念に合致し、重点要望でも国に対して要望されております。

したがいまして、委員会といたしまして、意見書を提出したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、意見書についてお諮りいたします。案文を準備しておりますので、御意見をお願いをいたします。

それでは、事務局に意見書案を読み上げさせます。

○事務局（岡崎書記）

読み上げます。

放課後児童クラブの充実を求める意見書（案）。

日本は少子化、人口減少に歯止めがかからず、2024年の合計特殊出生率は1.15と過去最低となり、国の当初予測を大幅に上回るペースで悪化し続けている状況である。昨年末の臨時国会において少子化の要因と対策を問われた高市首相は、今後、教員の柔軟な働き方の推進に加え、子どもたちの放課後の対応の重要性について言及された。

学校における働き方改革が進み、子どもだけで過ごす放課後の時間が増えている状況において、子どもたちの放課後の過ごし方は、家庭と学校の間にある大変重要な時間であり、放課後児童クラブは子どもたちにとってより重要な居場所となっている。

放課後児童クラブの安定した運営を実現するため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記。1、放課後児童クラブ運営を行うための十分な支援員体制と処遇の改善。

放課後児童クラブを支える放課後児童支援員は、長期休業以外は平日放課後の業務が主であるため、給与水準が概して低く、就業時間も不規則である。そのため、十分な人員確保や定着が困難となっており、施設の運営悪化や待機児童の発生等につながっている。

放課後児童支援員の確保・定着に向けて、給与等の処遇改善や働きやすい環境の整備を進めることができるよう、補助基準額の増額など財政支援をさらに充実させること。

2、放課後児童クラブを開設・運営しやすい支援制度の充実。

施設整備について、国の補助基準額の増額や保育所等の社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充、保育所に放課後児童クラブを併設する場合の補助制度創設などの支援を行うこと。また、開設後の改修・修繕にも柔軟に対応できるよう、支援制度を充実させること。

運営費支援について、実績による精算方式ではなく、積立等により、次年度以降の人件費や修繕、備品購入など事業の充実に活用ができる仕組みとなるよう見直しを行うこと。また、保育所の人材や利用されていない保育室などを使った小規模の預かりへの支援を充実し、持続的な運営が可能となるよう、見直しを行うこと。

3、施設立地を考慮した運営しやすい支援制度。

待機児童が発生しているため校区外の放課後児童クラブを利用する場合や、在籍している小学校から離れた放課後児童クラブを利用する場合には、児童の移動のためにバス等の車両による送迎支援が必要である。国においては、放課後児童健全育成事業により、送迎に係る一定の費用助成が行われているが、十分な支援となっていないため、補助基準額の

増額など、支援をさらに充実させること。

#### 4、近年の物価高騰への対応。

放課後児童クラブの運営は、国庫補助及び利用者負担により成り立っており、物価が高騰しても全てを利用者に価格転嫁することは困難である。長引く物価高騰は、サービスの低下につながりかねない。

国においては、令和7年度補正予算で、令和7年度限りとして物価高騰の中での事業継続に係る支援が措置されたが、放課後児童クラブの安定した運営を図るため、物価高騰分を補助基準額に反映させるなど、必要な対策を恒常的に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

#### ○坪内委員長

ありがとうございました。

ただいまの案文でいかがでしょうか。（「どうぞ」と言う者あり）

それでは、御賛同いただきましたので、島根県議会会議規則第14条第1項により、本委員会取りまとめの議員提出議案といたします。

なお、本会議への提出委員は、本委員会の委員及び趣旨に賛同する委員といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

#### ○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

本会議における提案理由の説明については、どなたにお願いしましょうか。人選は私にお任せいただけますでしょうか。（「はい」と言う者あり）

それでは、提案理由の説明を岸副委員長にお願いしたいと思います。提案理由の内容は、正副委員長で相談させていただきますので、御了承ください。

それでは、以上で健康福祉部・病院局所管事項の審査及び調査を終了します。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

#### ○坪内委員長

続いて、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談します。今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄等がありましたら御意見をお願いいたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

#### ○坪内委員長

御異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、委員会の実地調査についてであります。

まず、県内調査についてであります。調査先及び行程につきましては、正副委員長案を作成してお示しすることとしておりましたので、事務局から説明させます。

#### ○事務局（岡崎書記）

それでは、説明させていただきます。県内調査実施要領（案）をタブレットに登録していますので、見ていただければと思います。

1、目的。本委員会では、様々な困難を抱える子どもたちへの支援についてを調査テーマとして設定し、調査検討を進めております。このたび、県内の取組実態を把握し、調査テーマに沿った今後の本県の施策の検討に資することを目的に、調査を実施するものであります。

日程につきましては、4月の22日と23日の2日間を予定しております。調査先、調査内容につきましては、5施設を調査する予定としております。1か所目は、児童心理療育センターみらい、家庭での養育が困難または適当でない子どもへの支援を調査することとしております。2か所目、福祉型障害児入所施設さざなみ学園、障がいのある子どもへの支援を調査することとしております。3か所目、ファミリーホームカルマーレ、家庭での養育が困難または適当でない子どもへの支援を調査することとしております。4か所目、自立支援ホーム雪舟ホーム、家庭での養育が困難または適当でない子どもへの支援を調査いたします。5か所目が、たかつ子ども食堂で、生活に困難を抱える母子・父子への支援を調査することとしております。

調査実施者は、環境厚生委員会委員、地元選出議員、執行部は、環境生活部、健康福祉部、病院局、議会事務局の担当書記としております。

続いて、行程表の説明をいたします。4月22日、9時10分に議事堂別館を貸切りバスで出発する予定としております。1か所目、出雲市の児童心理療育センターみらいを午前中に調査して、昼食を挟みまして、同じく出雲市のさざなみ学園を調査。終了後、バスで益田市に向かいまして、益田市で宿泊という予定になっております。

2日目は、4月23日、9時にホテルを出発して、午前中のところでファミリーホームカルマーレと自立支援ホーム雪舟ホームを調査することとしておりますが、この2つの施設は御夫婦が運営されておまして、それぞれの施設の代表を務められており、場所も近いことから、併せて調査を行う予定としております。その後、昼食を取った後、たかつ子ども食堂の調査を行います。この子ども食堂は、2か月に1回程度、日曜日に高津中学校で昼食を提供しているそうですけれども、調査当日は平日で、学校での調査が行えませんので、調査会場はサンパレス益田を予定しております。その後、議事堂別館に17時40分頃に帰ってくるという予定で考えておりますけれども、時間等については、今後調整させていただき、変更する可能性がありますので、申し添えます。以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。

この案につきまして、皆様から御意見いただきたいと思いますが、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

また、このような計画で議長へ調査派遣承認要求書を提出することとし、派遣委員につきましては、都合がつく限り委員全員にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、県外調査についてであります。皆様の御都合を伺うため、後ほど日程調査票をお配りしますので、3月12日木曜日まで、最終日までに担当書記へ御提出ください。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出る  
こととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、これもちまして環境厚生委員会を閉会します。ありがとうございました。